

財団法人
国際民商事法センター

I C C L C

特 集

第一部 (財)国際民商事法センター
平成22年度事業報告・平成23年度事業計画

第二部 2010年度「国際民商事法金沢セミナー」

第34号
2011年8月

目 次

第34号 2011年8月

＜第一部 第三十一回理事会・第二十九回評議員会＞

ご挨拶 会 長 宮原賢次	1
第三十一回理事会議事録	3
第二十九回評議員会議事録	7
平成22年度事業報告、収支決算及び財産目録	14
監査報告書	45
平成23年度事業計画及び収支予算	46

＜第二部 2010年度「国際民商事法金沢セミナー」＞

【講演Ⅰ】

知的財産制度の外観	63
名古屋大学大学院法学研究科教授 鈴木 將文	

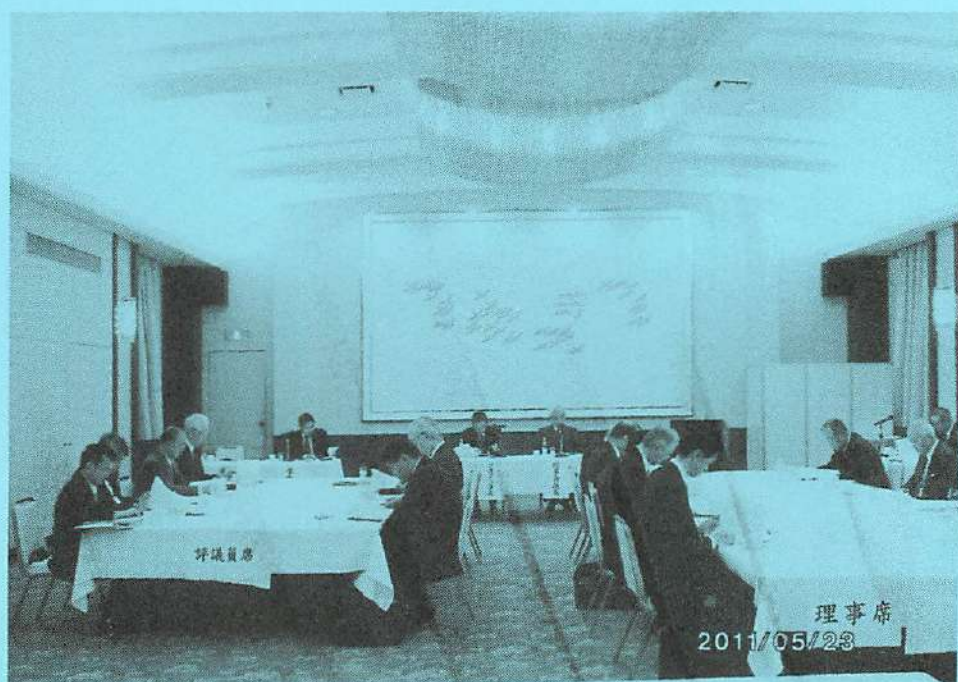
【講演Ⅱ】

中国における事業展開に伴う知的財産保護上の留意点 ～アウェーでの知財総力戦～	93
白洲知的財産権事務所弁理士 白洲 一新	

＜第 一 部＞

第三十一回 理 事 会

第二十九回 評 議 員 会



第31回理事会・第29回評議員会

宮原会長挨拶



本日は当財団の第31回理事会及び第29回評議員会開催にあたり、ご多忙中のところ
お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。

先日の大震災により皆々様それぞれ少なからず影響を受けご苦勞をされているものとお
察しいたします。当財団につきましては幸い事務所、事業とも大事に至らず新年度を迎
えております。

議事に先立ちまして、私から一言ご挨拶を申し上げます。当財団は1996年に設立以
来15年を経過し、16年目に入りました。おかげさまで、所期の目的に沿い法制度整
備支援を中心として、各事業ともほぼ順調に実施してきております。

これら事業の実施運営にあたりましては、法務省やJICAをはじめとする政府関係機
関並びに当財団役員、会員企業、また学術関係者の皆様のご指導とご尽力のおかげで
あり、この場をお借りしまして改めて厚くお礼申し上げます。

言うまでもなくアジア各国が相互に発展するためには、各国が自国の法制度やその運用
システムの整備を推進し、法の支配の確立に努め、それにより国際的な投資環境や取引
環境が安定したものとなることが不可欠であります。私は法整備支援に関し、この流れ
の中で日本は大きな役割を果たしており、それに当財団も微力ながら寄与しているもの
と自負しております。

当財団の事業の大きな柱はJICAのODAによる法整備支援事業であり、ODAにつ
いては色々議論のある所ではありますが、その中で法整備支援事業は重要な位置を占め
るものになってきていると考えております。

さて、本日は役員関係の他、平成22年度事業報告、収支決算及び平成23年度事業計
画、収支予算についてお諮りします。詳細は議事資料及び後ほどの事務局からの説明を
参照いただきますが、私として1～2触れたいと思います。

お陰をもちまして財団は順調に事業を行っており、収支もこれまでのところ健全に推移
しております。ただ明るさが見えたかに思えた企業の経営環境も先日の大震災により大
きな試練を迎えています。財団の事業の重要性は理解するものの止むなく退会あるいは
会費減額の申し出をされる企業もなくなりません。皆様におかれましても、どうか引き
続き財団のPR及び会員の維持・増加についてご協力いただきますようお願いいたしま
す。

さて今年度ですが、引き続きJICAよりカンボジア・ベトナム・中国・ラオスなどに対する法整備支援事業の年度契約を受託し、部会運営等行ってまいります。これは昨年公開入札でJICAより受託した契約の2年目として行うものであります。

また、JICA以外の事業としましては、財団と法務総合研究所との共催事業であります日中民商事法セミナー、アジアの監査制度についての比較研究事業等を行ってまいります。

また、財団の重要事業であります日中民商事法セミナーは、当初昨年10月の予定が例の事件でいったん延期となりましたが、日中両関係者の熱意と努力により、去る3月地震の直前に無事北京にて「コーポレートガバナンス」をテーマに開催することができました。このテーマに対する中国側の関心は予想以上に高く、多数の聴衆を得て会場は大盛況でありました。今年度は10月に国家発展改革委員会より杜鷹副主任をお招きし、東京、大阪にて開催する予定であります。本件実施にあたってはいつもながら皆さまのご協力を仰ぐことになろうかと思っておりますがよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事についてご検討いただき審議のほどよろしくお願い申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。

財団法人国際民商事法センター第三十一回理事会議事録

- 1 開催日時 平成23年5月23日(月)16時30分～17時30分
- 2 開催場所 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
法曹会館「高砂の間」
- 3 出席者 理事 33人(出席者名簿別添)
内訳 本人出席 10人
代理人出席 18人
(他の理事を代理人とする者 17人)
(理事長の承認を得た者を代理人とする者 1人)
書面による表決 5人

4 付議事項

- 第1号議案 理事推薦の件
第2号議案 評議員推薦の件
第3号議案 任期満了に伴う特別顧問推薦の件
第4号議案 任期満了に伴う学術評議員推薦の件
第5号議案 平成22年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
第6号議案 平成23年度事業計画及び収支予算の件

5 議 事

寄附行為第23条第4項の規定により、理事長原田明夫が議長として着席、議事に先立ち議長の要請により会長宮原賢次から挨拶があった。

- (1) 第1号議案 理事推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。
- (2) 第2号議案 評議員推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。
- (3) 第3号議案 任期満了に伴う特別顧問推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。
- (4) 第4号議案 任期満了に伴う学術評議員推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。
- (5) 第5号議案 平成22年度事業報告、収支決算及び財産目録の件につき、議長は審議に先立ち、本江威憲監事に監査結果の報告を求め、本江監事は平成22年度における業務及び会計については、適正である旨報告した。
次いで議長は、本議案を第二十九回評議員会に諮問した。

評議員会議長前田宏からは、本議案について審議の結果、評議員会として異議なく、助言すべき事項もない旨理事長に答申することにつき承認可決した旨答申があった。

次いで、本議案について理事会の審議に移り、平成22年度事業報告、収支決算及び財産目録の件は、原案通り全員一致をもって承認可決した。

(6) 第6号議案 平成23年度事業計画及び収支予算の件につき、議長は審議に先立ち第二十九回評議員会に諮問した。

評議員会議長前田宏からは、本議案について審議の結果、評議員会として異議なく、助言すべき事項もない旨理事長に答申することにつき承認可決した旨答申があった。

次いで、本議案について理事会の審議に移り、平成23年度事業計画及び収支予算の件は、原案通り全員一致をもって承認可決した。

議長は寄附行為第27条の規定により、下記2名の出席理事を議事録署名人に指名した。

- 1 小杉 丈夫
- 2 清水 治

以上をもって、本日の議事はすべて終了した。

議長は議決事項を明らかにするため、議事録を作成し、議事録署名人とともに署名押印する。

平成23年5月23日

議長

原田 明夫 

議事録署名人

小杉 丈夫 

議事録署名人

清水 治 

財団法人国際民商事法センター第31回理事会出席者

(アルファ順、敬称略)

理事会社

会 社 名	理 事			代理人出席者	
	役 職	氏 名	出席・欠席	役 職	氏 名
(株)IHI	相談役	伊藤 源嗣	議長宛委任状		
アサヒビール(株)	相談役	荻田 伍	議長宛委任状		
大阪ガス(株)	特別顧問	領木新一郎	議長宛委任状		
関西電力(株)	顧 問	宮崎 勇	議長宛委任状		
KDDI (株)	副会長	有富寛一郎	議長宛委任状		
キヤノン(株)	社 長	内田 恒二	議長宛委任状		
(株)小松製作所	相談役・特別顧問	萩原 敏孝	議長宛委任状		
新日本製鐵(株)	社 長	宗岡 正二	代理出席	総務部部長	古本省三
住友金属工業(株)	会 長	下妻 博	議長宛委任状		
住友商事(株)	名誉顧問	宮原 賢次	本人出席		
住友電気工業(株)	常務取締役	中嶋 誠	議長宛委任状		
東京海上日動火災保険(株)	相談役	樋口 公啓	議長宛委任状		
東京電力(株)	副社長	鼓 紀男	欠 席		
(株)東芝	相談役	岡村 正	書面表決		
トヨタ自動車(株)	副社長	小澤 哲	書面表決		
日本電気(株)	執行役員常務	岡田不二郎	本人出席		
日本電信電話(株)	取締役総務部門長	庄司 哲也	書面表決		
パナソニック(株)	会 長	中村 邦夫	議長宛委任状		
(株)日立製作所	執行役常務	葛岡 利明	議長宛委任状		
三菱重工業(株)	会 長	佃 和夫	議長宛委任状		
三菱商事(株)	理 事	松木 和道	議長宛委任状		
(株)三菱東京 UFJ 銀行	顧 問	渡辺 喜宏	議長宛委任状		

個人理事

現 職	氏 名	出席・欠席
弁護士	原田 明夫	本人出席
株式会社博報堂相談役	磯邊 律男	本人出席
弁護士	寛 康生	本人出席
弁護士	加納 駿亮	書面表決
弁護士	川口 富男	書面表決
弁護士	小杉 丈夫	本人出席
弁護士	佐藤 信昭	議長宛委任状
法務総合研究所長	清水 治	本人出席
弁護士	日野 正晴	本人出席
(財)機械産業記念事業財団会長	福川 伸次	本人出席
財団法人台湾協会顧問	梁井 新一	議長宛委任状
事務局長	小林 清則	本人出席

監 事

現 職	氏 名	出席・欠席
住友商事㈱常務執行役員	川原 卓郎	本人出席
弁護士	本江 威憲	本人出席

特別顧問

現 職	氏 名	出席・欠席
弁護士	岡村 泰孝	欠 席

財団法人国際民商事法センター第二十九回評議員会議事録

- 1 開催日時 平成23年5月23日(月)16時30分～17時30分
- 2 開催場所 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
法曹会館「高砂の間」
- 3 出席者 評議員 29人(出席者名簿別添)
内訳 本人出席 7人
代理人出席 19人
(他の評議員を代理人とする者 18人)
(理事長の承認を得た者を代理人とする者 1人)
書面による表決 3人

4 付議事項

- 第1号議案 会長による理事委嘱承認の件
第2号議案 平成22年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
第3号議案 平成23年度事業計画及び収支予算の件

5 議 事

寄附行為第26条第4項の規定により、評議員前田宏が理事長原田明夫から本日の評議員会の議長に指名され着席。

議事に先立ち会長宮原賢次から挨拶があった。

- (1) 第1号議案 会長による理事委嘱の件は、原案通り委嘱することについて全員一致をもって承認可決した。
- (2) 第2号議案 平成22年度事業報告、収支決算及び財産目録の件は、理事長からの諮問に対し、原案について異議なく、また助言すべき事項はない旨、理事長に答申することを全員一致をもって承認可決し、その旨答申した。
- (3) 第3号議案 平成23年度事業計画及び収支予算の件は、理事長からの諮問に対し、原案について異議なく、また助言すべき事項はない旨理事長に答申することを全員一致をもって承認可決し、その旨答申した。

最後に議長は寄附行為第27条の規定により、下記2名の出席評議員及び理事長を議

事録署名人に指名した。

- 1 竹下 守夫
- 2 北原 一夫
- 3 原田 明夫

以上をもって、本日の議事はすべて終了し、議長は議決事項を明らかにするため、議事録を作成し、議事録署名人とともに署名押印する。

平成23年5月23日

議長

前田 宏

議事録署名人

竹下 守夫

議事録署名人

北原 一夫

議事録署名人

原田 明夫

財団法人国際民商事法センター第29回評議員会出席者

(7月14日順、敬称略)

評議員会社

会 社 名	評 議 員			代理人出席者	
	役 職	氏 名	出席・欠席	役 職	氏 名
伊藤忠商事(株)	専務執行役員	赤松 良夫	議長宛委任状		
サントリーホールディングス(株)	会長兼社長	佐治 信忠	代理出席	執行役員法務部長	有竹 一智
(株)商船三井	会 長	芦田 昭充	議長宛委任状		
大成建設(株)	専務役員	多田 博是	議長宛委任状		
大和証券ホールディングス(株)	会 長	吉留 真	議長宛委任状		
東京ガス(株)	社 長	岡本 毅	議長宛委任状		
日本生命保険(相)	専務執行役員	金森 滋美	議長宛委任状		
野村ホールディングス(株)	会 長	氏家 純一	議長宛委任状		
丸紅(株)	会 長	勝俣 宣夫	議長宛委任状		
三井住友海上火災保険(株)	常任顧問	植村 裕之	議長宛委任状		
(株)三井住友銀行	名誉顧問	森川 敏雄	議長宛委任状		

個人評議員

現 職	氏 名	出席・欠席
明治大学法科大学院特任教授	青山 善充	書面表決
弁護士	石川 正	議長宛委任状
京都大学名誉教授	奥田 昌道	議長宛委任状
弁護士	小野 昌延	議長宛委任状
弁護士	河内 悠紀	議長宛委任状
法務総合研究所総務企画部長	北原 一夫	本人出席
弁護士	木村 榮作	書面表決
大阪大学名誉教授	熊谷 信昭	議長宛委任状
弁護士	小泉 淑子	議長宛委任状
法務省特別顧問	竹下 守夫	本人出席
弁護士	土肥 孝治	議長宛委任状
弁護士	長島 安治	議長宛委任状
弁護士	西 迪雄	本人出席
弁護士	前田 宏	本人出席
弁護士	本林 徹	書面表決
日本気候政策センター理事長	森脇 昭夫	本人出席
弁護士	諸石 光熙	本人出席
法務総合研究所国際協力部長	山下 輝年	本人出席

財団法人国際民商事法センター第三十一回理事会資料

平成23年5月23日(月)
午後4時30分より
於：法曹会館 高砂の間(2階)

付議事項

- | | | |
|-------|-------------------------|-------|
| 第1号議案 | 理事推薦の件 | [資料1] |
| 第2号議案 | 評議員推薦の件 | [資料2] |
| 第3号議案 | 任期満了に伴う特別顧問推薦の件 | [資料3] |
| 第4号議案 | 任期満了に伴う学術評議員推薦の件 | [資料4] |
| 第5号議案 | 平成22年度事業報告、収支決算及び財産目録の件 | [資料5] |
| 第6号議案 | 平成23年度事業計画及び収支予算の件 | [資料6] |

注：「第5号議案平成22年度事業報告、収支決算及び財産目録の件」については、平成23年4月15日に監事による監査が完了し、適正である旨報告を受けております。

財団法人国際民商事法センター第二十九回評議員会資料

平成23年5月23日(月)

午後4時30分より

於：法曹会館 高砂の間(2階)

付議事項

第1号議案 会長による理事委嘱承認の件 [資料1]

第2号議案 平成22年度事業報告、収支決算及び財産目録の件 [資料2]

第3号議案 平成23年度事業計画及び収支予算の件 [資料3]

注1： 第2号及び第3号議案は、寄附行為第26条第6項にもとづき、理事長から評議員会への諮問に応じ、評議員会として必要な事項を審議し助言を行うものです。

注2： 「第2号議案平成22年度事業報告、収支決算及び財産目録の件」については、平成23年4月15日に監事による監査が完了し、適正である旨報告を受けております。

理 事 会：第 1 号議案 理事推薦の件 [資料 1]
評議員会：第 1 号議案 会長による理事委嘱承認の件 [資料 1]

理事候補

新任/再任	氏 名	現 職
新任/交代	中 村 康 佐	株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員
新任/交代	藤 田 和 久	三菱商事株式会社法務部部長

理事会：第 2 号議案 評議員推薦の件 [資料 2]

評議員候補

新任/再任	氏 名	現 職
新任	平 井 克 八	日本生命保険相互会社執行役員

理事会：第3号議案 任期満了に伴う特別顧問推薦の件

[資料3]

特別顧問候補

新任/再任	氏 名	現 職
-------	-----	-----

再任	岡 村 泰 孝	弁護士(第一東京弁護士会所属)
----	---------	-----------------

理事会：第4号議案 任期満了に伴う学術評議員推薦の件

[資料4]

学術評議員候補

新任/再任	氏 名	現 職
-------	-----	-----

再任	射 手 矢 好 雄	弁護士(第二東京弁護士会所属)
----	-----------	-----------------

再任	小 木 曾 国 隆	公証人(日本橋公証役場所属)
----	-----------	----------------

再任	小 原 正 敏	弁護士(大阪弁護士会所属)
----	---------	---------------

再任	熊 倉 禎 男	弁護士(第二東京弁護士会所属)
----	---------	-----------------

再任	中 務 嗣 治 郎	弁護士(大阪弁護士会所属)
----	-----------	---------------

理 事 会：第5号議案
評議員会：第2号議案

[資料5]
[資料2]

平成22年度事業報告書
(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

1 役員会の開催

(1) 第二十八回理事会

第二十八回理事会を以下の通り開催した。

日 時： 平成22年5月24日 16:30～17:30

場 所： 法曹会館 高砂の間

出席者： 理事33名

(本人出席10名、代理人出席22名、書面による表決権行使者1名)

理事長原田明夫が議長として議事を進め、以下の議案についてそれぞれ承認可決した。

議 案：	第一号議案	任期満了に伴う理事及び監事推薦の件
	第二号議案	会長・理事長及び事務局長互選の件
	第三号議案	任期満了に伴う特別顧問推薦の件
	第四号議案	任期満了に伴う評議員推薦の件
	第五号議案	任期満了に伴う学術評議員推薦の件
	第六号議案	平成21年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
	第七号議案	平成22年度事業計画及び収支予算の件
	第八号議案	寄附行為一部変更の件

議事録署名人として、以下の2名が指名された。

1. 小貫 芳信
2. 小杉 丈夫

(2) 第二十六回評議員会

第二十六回評議員会を以下の通り開催した。

日 時： 平成22年5月24日 16:30～17:30

場 所： 法曹会館 高砂の間

出席者： 評議員29名

(本人出席6名、代理人出席22名、書面による表決権行使者1名)

理事長原田明夫から評議員前田宏が議長に指名され、第一号議案について承認可決し、第二号議案、第三号議案及び第四号議案について、理事長からの諮問に対し、異議なく、また助言すべき事項はない旨、理事長に答申することを承認可決し、その旨答申した。

- 議 案： 第一号議案 会長による理事及び監事委嘱承認の件
第二号議案 平成21年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
第三号議案 平成22年度事業計画及び収支予算の件
第四号議案 寄附行為一部変更の件

議事録署名人として、以下2名の評議員及び理事長が指名された。

1. 赤根 智子
2. 小泉 淑子
3. 原田 明夫

今回推薦された役員・特別顧問及び学術評議員に対し、会長宮原賢次は平成22年5月24日付でそれぞれの役職を委嘱した。

(3) 第二十九回理事会 (書面による議決)

平成22年7月7日、理事長原田明夫は第二十九回理事会を招集し、下記の議案について書面による賛否を求め、理事会の会議に代えることとし、平成22年7月23日、議案は過半数の賛成の回答を得て原案通り承認可決した。

- 議 案： 第一号議案 理事推薦の件
候補者 麻生光洋氏 法務総合研究所長
有富寛一郎氏 KDDI株式会社副会長
中嶋 誠氏 住友電気工業株式会社常務取締役

- 第二号議案 寄附行為一部変更の件
理事の定数を25名以上35名以内と変更する。

議事録署名人として、以下の2名が指名された。

1. 小杉 丈夫
2. 日野 正晴

(4) 第二十七回評議員会 (書面による議決)

平成22年7月26日、理事長原田明夫は第二十七回評議員会を招集し、下記の議案について評議員会の承認を求め、本評議員会の議長に前田宏評議員を指名した。前田宏議長は下記議案について書面による賛否を求め、評議員会の会議に代えることとし、平成22年8月6日、過半数の賛成の回答を得て原案通り承認可決した。

- 議 案： 第一号議案 理事委嘱承認の件
候補者 麻生光洋氏 法務総合研究所長
有富寛一郎氏 KDDI株式会社副会長
中嶋 誠氏 住友電気工業株式会社常務取締役

第二号議案 寄附行為一部変更の件

理事の定数を25名以上35名以内と変更する。

議事録署名人として、以下2名の評議員及び理事長が指名された。

1. 北原 一夫
2. 小泉 淑子
3. 原田 明夫

(5) 第三十回理事会 (書面による議決)

平成22年11月10日、理事長原田明夫は第三十回理事会を招集し、下記の議案について書面による賛否を求め、理事会の会議に代えることとし、平成22年11月26日、議案は過半数の賛成の回答を得て原案通り承認可決した。

議 案： 第一号議案 理事推薦の件

候補者 清水 治氏 法務総合研究所長

第二号議案 評議員推薦の件

候補者 山下輝年氏 法務総合研究所国際協力部長

第三号議案 学術評議員推薦の件

候補者(新任) 鮎京正訓氏 名古屋大学法学研究科長

候補者(再任) 中川英彦氏 駿河台大学法科大学院講師

候補者(再任) 松下満雄氏 成蹊大学法科大学院教授

候補者(再任) 松島 洋氏 弁護士(第一東京弁護士会所属)

議事録署名人として、以下の2名が指名された。

1. 小杉 丈夫
2. 日野 正晴

(6) 第二十八回評議員会 (書面による議決)

平成22年11月29日、理事長原田明夫は第二十八回評議員会を招集し、下記の議案について評議員会の承認を求め、本評議員会の議長に前田宏評議員を指名した。前田宏議長は下記議案について書面による賛否を求め、評議員会の会議に代えることとし、平成22年12月13日、過半数の賛成の回答を得て原案通り承認可決した。

議 案： 清水治法務総合研究所長に対する理事委嘱承認の件

議事録署名人として、以下2名の評議員及び理事長が指名された。

1. 北原 一夫
2. 小泉 淑子
3. 原田 明夫

2 法整備支援受託事業

(1) ベトナム法整備支援研修（ベトナム研修）

①第35回ベトナム（日越戸籍実務の比較）研修

期 間： 平成22年11月8日～11月12日（5日間）

場 所： JICA東京国際センター及び法務総合研究所（東京）

研修内容： 本研修は、ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの一環として行われ、①戸籍制度の成立経緯、②戸籍記載手続、③戸籍簿の保管・運用状況、④戸籍法の成立経緯と運用実態、⑤戸籍担当者の養成などに関し、講義を行うとともに、東京法務局、新宿区役所及び鎌倉市役所を訪問し、大都市及び地方都市における戸籍実務の体制や運用を学ばせることにより、ベトナム側担当者の本邦戸籍制度に関する知見を深め、その能力向上及び戸籍法草案の作成に役立てることを目的とする。

研修員：7名

グエン・クオック・クオン	司法省司法行政局副局長
ルオン・ティ・ライン	司法省司法行政局戸籍課課長
チャン・ティ・レ・ホア	司法省司法行政局戸籍課副課長
グエン・ヴァン・ホア	司法省司法行政局総合行政課課長
グエン・ホン・ハイ	司法省民事経済法局民事法課課長
チャン・ティ・ゴック・チャム	司法省養子局専門官
チャン・キム・トウイ	ランソン省司法局司法行政課課長

②第36回ベトナム（刑事訴訟法にかかる研究）研修

期 間： 平成22年12月13日～12月22日（10日間）

場 所： 法務総合研究所（東京）及びJICA東京国際センター

研修内容： 本研修は、ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの一環として行われる。ベトナム刑事訴訟法改正の主たる論点は、①検察組織の改革、②控訴審及び上訴審、③弁論の活性化、④公判における立証活動の充実、⑤被告人・弁護人の地位強化、⑥検察院による捜査機関に対する監督強化などである。そこで、本研修においては、上記各論点につき、大学教授、弁護士、法総研国際協力部教官と研修員による討論会を実施し、討論を通じて問題点の抽出、分析、検討を行うなどして、ベトナム刑事訴訟法改正を支援することを主たる目的とする。

研修員：7名

ヴ・ヴァン・モック	検察理論研究所副所長
グエン・トゥ・トゥアン	最高人民検察院国家安全保障事件訴追解決監督部上級検察官
ヴ・クオック・ヴァン	中央共産党事務局内務部副部長

ヴ・ティ・ドゥック	ハノイ人民検察院次席検事
ドゥ・ゴック・リエン	第2地区軍事検察院検事正
ブイ・ティ・ハン	最高人民検察院検察訓練校刑事部副部長
ホアン・ヴァン・ホア	最高人民検察院人事部課長

③第37回ベトナム(民事訴訟法にかかる研究)研修

期 間： 平成23年1月13日～1月21日(9日間)

場 所： JICA大阪国際センター及び法務総合研究所(大阪)

研修内容： 本研修は、ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの一環として行われ、ベトナム民事訴訟法起草担当者を中心とする研修員を日本に招き、日本の民事訴訟の理論及び実務について情報提供を行うとともに、ベトナム側の民事訴訟法改正草案についての意見交換を行うことにより、同草案の改善に役立ててもらうため実施するものである。

研修員：7名

トゥ・ヴァン・ニュー	最高人民裁判所副長官
ヴー・テー・ドアン	最高人民裁判所ハノイ控訴審裁判所副所長
グエン・マイ・ボ	最高人民裁判所中央軍事裁判所裁判官
グエン・ヴァン・ティエン	最高人民裁判所経済裁判所裁判官
ブイ・ティ・ズン・フエン	最高人民裁判所裁判理論研究所民事、経済、商事課長
レ・テー・フック	最高人民裁判所裁判理論研究所審査官
ヴー・ティ・ハン	最高人民裁判所国際協力部書記

(2) ベトナム法制度整備

ベトナムに対しては法整備支援プロジェクト・フェーズ1(平成8年12月～平成11年12月)、フェーズ2(平成11年12月～平成15年3月)、フェーズ3(平成15年7月～平成19年3月)が実施されてきたが、その後をうけた国際協力機構とベトナム司法省他のベトナム法・司法制度改革支援4ヶ年プロジェクトは平成19年4月からスタートし平成22年度が最終年度であった。

プロジェクトの主要内容

「法の運用体制の強化」、「法曹等の能力強化・人材育成」のための支援に重点を置き、パイロット地区(バクニン省)を指定し、同地区において、司法機関(裁判所、検察庁、弁護士会)及び司法補助機関(戸籍、不動産登記、公証に關係する機関)の能力の改善に向けた取組が行われた。起草支援としては、不動産登記法、担保取引登録法、民事判決執行法、国家賠償法、行政訴訟法の制定、民事訴訟法・刑事訴訟法の改正等の支援を実施し、その結果、民事判決執行法(平成20年11月)、国家賠償法(平成21年6月)、行政訴訟法(平成22年12月)がベトナムの国会で可決成立した。

当年度は民法共同研究会（委員長 森脇昭夫日本気候政策センター理事長 委員 10名）が研究会を4回開催し、裁判実務改善研究会（委員長 村上敬一 同志社大学法科大学院客員教授 委員4名）が5回の研究会を開催した。また日本側の研究会の協力のもとに、長期派遣専門家の現地活動が継続実施された。

当財団は本プロジェクトの運営会議や、各研修会、ワーキンググループの事務局業務を担当している。

(3) カンボジア法制度整備支援研修(カンボジア研修)

①第8回カンボジア法曹養成研修(模擬裁判・執行保全講義)

期 間： 平成22年10月18日～10月29日（12日間）

場 所： 法務総合研究所国際協力部(大阪)及びJICA大阪国際センター

研修内容： (1) 模擬裁判について

養成校では、平成19年以降、毎年12月に生徒による民事模擬裁判を実施しており、教育と実務の懸け橋となる模擬裁判は、最も重要なカリキュラムの一つである。模擬裁判の指導・講評には民事法及び民事訴訟実務に対する十分な知識と経験を要する。しかし、模擬裁判の指導・講評役を務める教官候補生は、これらの知識や経験が十分とは言い難く、研修を実施して模擬裁判の指導・講評する能力を向上させる必要がある。このような観点から、平成20年の第4回法曹養成支援研修では2期教官候補生を、平成21年の第6回法曹養成支援研修では3期教官候補生をそれぞれ対象に、指導能力向上のための研修を実施している。

本年も、12月に養成校生徒による民事模擬裁判の実施が予定されており、2～3期生の教官候補生6名と本年検察官から裁判官に転官した4期生の教官候補生1名が民事模擬裁判の指導・講評を務める予定であるが、模擬裁判用の題材記録の作成及び模擬裁判の指導・講評をカンボジア側のみで行えるだけの知識、経験を獲得するには至っていない。そこで、今回の第8回法曹養成支援研修は、模擬裁判の指導役・講評役を務める教官候補生を対象に、日本側であらかじめ作成した模擬裁判用の題材記録の素案に基づき、教官候補生に実際に模擬裁判を実施させてその検討を行うとともに、日本側講師と教官候補生の共同作業によって題材記録の素案の改訂作業を行い、題材記録の作成能力向上を図るものである。

(2) 民事判決起案演習及び民法演習について

カンボジアでは、民事訴訟法で判決書に判決の「理由」を記載することが要求されているものの、実務上、事実認定の理由や当該判断に至った法的、論理的な理由が記載されていない判決が多く、これが実務

における判断の蓄積を困難とし、カンボジア独自の法理論の形成を阻害する要因の一つとなっていると考えられる。今回の研修では、ほとんどの研修員が裁判官としての実務経験を積んだ研修員であることから、研修員に対して、判決に至る法的、論理的判断経過を判決書として記載する一手段として日本の民事判決書を示し、相互に協議することで、カンボジアにおいてあるべき、民事判決書の記載方法を習得し、カンボジアにおける民事判決書の記載方法の改善を図るものである。

また、カンボジアでは、かねて独自の法理論形成がなされておらず、新たに成立した民法についても、法の趣旨を理解した上で法を解釈して適用するという発想に乏しい理解がされており、これが民法の理解が十分に進まないことの重要な要因の一つとなっていると考えられる。今回の研修では、本来的に適用される条文の解釈が分かれるような典型的な論点となる事案を設定し、同事案に適用されるべき条文の解釈を議論することを通じて、研修員に法解釈の手法を体得させることで、民法の理解の促進を図るものである。

(3) 裁判所の見学等について

民事訴訟法、民事執行・保全の円滑で適正な運用には、裁判所の人的・物的整備が不可欠であるところ、カンボジアにおいては、いまだその整備途上にあり、いかなる整備・運用をすべきかにつき、資料が極端に乏しいといわざるを得ない。カンボジアの訴訟手続と類似する訴訟手続を有する我が国の裁判所の人的・物的整備状況とそれに基づく実務の運用状況を知ることにより、法が予定している訴訟手続、執行・保全手続を十全に理解することが可能となる。そこで、我が国における訴訟手続の概要を講義した上、民事訴訟、民事執行・保全を担当する裁判所の見学及び担当者らへの質疑応答を通じ、法及び制度自体への理解を深めさせることとしている。

研修員：7名

フート・ヒエン	カンダル州裁判所判事
ヘン・ソックナー	タケオ州裁判所判事
スルン・チュンポリアッ	カンダル州裁判所判事
ソー・リナー	シアヌークビル州裁判所判事
ンゴン・ブティ	コンボンチャム州裁判所判事
タラン・パネ	バタンバン州裁判所判事
チャン・リャンサイ	最高裁判所判事

②平成22年度カンボジア研修(不動産登記)

期 間：平成23年2月1日～2月10日(10日間)

場 所：法務総合研究所(東京)及びJICA東京国際センター

研修内容：本研修は、「法制度整備プロジェクト(フェーズ3)」の一環として、司

法省等の関係者を日本へ招へいして実施するものである。新民法は、不動産登記を不動産売買の効力要件とし、また、従前、カンボジアになかった抵当権・根抵当権制度を導入するなどしている。その結果、新民法の適切な運用のためには、不動産登記制度の整備が不可欠な要素となっている。

カンボジアでは、現在、国土管理都市計画建設省が所管する土地法に基づいて土地の境界確定や不動産登記を行っているが、同法は本来、小作農創設などを目的とするものであり、そのままでは、新民法の予定する不動産登記制度の役割を果たさない。このため、所管省庁である司法省及び国土管理都市計画建設省が新民法の予定する不動産登記制度を整備すべく、共同省令を起草中である。

しかしながら、新民法は、新たに成立した体系的な民法典であり、その分量においても1300条を超える上、抵当権等の新概念を含むことなどから、カンボジア側の理解が遅れている。また、抵当権等の新たな担保物権の登記方法に関する資料も乏しく、起草担当者において実務上の取り扱いや問題点を検討する材料も不足している。

そこで、本研修において、起草中の不動産登記共同省令の起草状況につき、カンボジア側研修員から報告を得た上で、民法の起草に関わった日本側民法部会委員等との協議、講義や質疑応答、不動産登記実務を取り扱う法務局及び日本司法書士会連合会の見学等により、カンボジアの新民法と類似する日本民法の解釈や不動産登記実務の在り方などについてカンボジア側研修員の理解と能力を向上させることを目的としている。また、併せて日本とカンボジア両国の相互理解を深めることを期している。

研修員：14名

チャン・ソティアヴィ	司法省次官
リム・ヴォン	国土管理都市計画建設省顧問
ブン・ホン	司法省次官補
ティット・ルッティ	司法省付判事
トゥ・タルット	司法省民事局長
チー・リエン	国土管理都市計画建設省土地登記局長
コーサル・ソピニャ	国土管理都市計画建設省法務局長
ケオ・セッター	司法省民事局次長
ソー・ダニー	司法省研究研修局次長
パッ・ソック	国土管理都市計画建設省土地登記局次長
キン・ボー	国土管理都市計画建設省土地登記局次長
チェン・スロン	国土管理都市計画建設省土地登記局次長
レイ・リナー	司法省民事局法務専門官
ソウン・ナリー	司法省民事局法務専門官

(4) カンボジア法制度整備

平成15年3月に民法・民訴法案を引渡し、国会の審議を経て民事訴訟法は平成18年7月に公布・施行(適用は平成19年7月)、民法は平成19年12月に成立・公布(適用期日は未定)された。

引き続き平成20年度より下記2つのプロジェクトが開始されている。

①法制度整備支援プロジェクト・フェーズ3(平成20年度4月～平成24年3月)

- ・民法・民事訴訟法関連附属法令等の起草立法化支援
- ・民法・民事訴訟法運用のための諸活動支援

当年度は民法作業部会(委員長 森島昭夫日本気候政策センター理事長 委員15名)を3回及び民事訴訟法作業部会(委員長 竹下守夫法務省特別顧問 委員12名)を3回実施した。また民法作業部会のサブ部会であるカンボジア不動産登記実務アドバイザーグループ(委員等8名)は会合が2回行われた。

②裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト・フェーズ2(平成20年4月～平成24年3月)

- ・教材作成・教官養成等の支援
- ・継続教育への支援

当年度は法曹養成共同研究会(岡部純子司法研修所教官他 委員8名)を2回実施した。

上記のほか、JICA-Netを使用した遠隔セミナーを3回実施した。
当財団はベトナムと同様本事業の事務局業務を担当している。

(5) 中国国別研修

①平成22年度中国国別「国際私法研修(民事訴訟法及び民事関連法)」

期 間： 平成22年7月12日～7月21日(10日間)

場 所： 法務総合研究所(東京・大阪)及びJICA大阪・東京国際センター

研修内容： 中国は、急成長した市場経済に合致した国内法制の整備を急いでおり、全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会は、国際私法制定の準備も進めている。国際私法は、国際的な要素が含まれる私法法律関係について、その準拠法を選択する法律(狭義での国際私法。なお、広義では国際民事訴訟法を含む。)であるが、中国には単行法としての国際私法及び国際民事訴訟法がなく、従前から条文の不備など多くの問題

点が指摘されてきたところである。日本においては、2006年に「法の適用に関する通則法」(国際私法)が制定され、また、現在、国際裁判管轄法制(国際民事訴訟法)の制定作業が進められているが、中国の国際私法及び国際民事訴訟法が、国際的標準に近づくことは中国のみならず日本にとっても望ましいことである。従来中国に対する法制度整備支援としては、中国において民事訴訟法の改正作業等を担当する全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室からの支援要請を受け、2007年11月、独立行政法人国際協力機構(JICA)が中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトを開始し、本邦研修などを行ってきた。そのような経緯を踏まえ、前記プロジェクトの相手方である前記民法室が、民事訴訟法に加え、国際私法の改正についても支援を要望したため、法務総合研究所では、2010年2月、中国の国際私法・国際民事訴訟法専門家を日本に招へいして講演会を行い、中国における国際私法・国際民事訴訟法の現状および改正課題を研究するとともに、同年3月には、中国での現地セミナーを開催し、日本における国際私法についての知見を中国側に提供するなどして、中国国際私法制定に向けての支援を行ってきた。今回は、前記民法室が、国際私法の草案作成に向け、現時点で直面する具体的問題点について、日本側とさらに掘り下げた議論をすべく研修実施を通じた支援を要請してきたことから、日本側としても中国の問題解決に協力・支援すべく、本研修を実施することとした。本邦研修としては本研修は初回であるが、すでに、中国側は本年3月に実施した現地セミナーにおいて、日本における国際私法の概要についての知見を得ていることから、これを踏まえ、国際私法制定に向けての現時点の中国側の問題意識について掘り下げて理解を深める予定である。加えて、本研修では、東京地方裁判所への訪問や法廷傍聴、裁判官、弁護士等実務家との意見交換を行うことにより、中国政府立法担当者らに(1)日本の国際私法の内容とその裁判実務の状況等を理解させること(2)中国の改正国際私法案の起草に当たり、日本の経験から留意すべきことについて理解させることを目的とし、併せて日中担当者の相互理解を深めることを期している。

研修員：12名

賈 東明	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室副主任
吳 斌	安徽省人民代表大会常務委員会法制工作委员会副主任
王 琬	最高人民法院民四庭副庭長
杜 涛	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室処長
段 京連	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室調研員
王 瑞娣	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室調研員
鮑 建国	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会弁公室調研員
高 曉力	最高人民法院民四庭助理審判員
姚 俊逸	中国国際經濟貿易仲裁委員会仲裁監督処副処長

李 倩	全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室主任科員
許 燦	全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室副主任科員
張 鵬	全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会法規備案審査室副主任科員

②中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト(中国研修)

第5回中国研修(民事訴訟法)

期 間：平成22年10月11日～10月19日(9日間)

場 所：法務総合研究所(東京)及びJICA東京国際センター

研修内容：平成19年11月、独立行政法人国際協力機構(JICA)による「中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト」が3年計画で開始され、本年はその最終年である。本研修は、その一環として、両法律の改正作業を支援するため、カウンターパートである全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室の立法担当者らを日本に招へいして実施するものである。

同プロジェクトは、日本の民事訴訟法、民事執行・保全法及び仲裁法の改正経緯や実務上の工夫等に関する知見を基に、中国に対して、より適正で国際的標準に沿った改正民事訴訟法案、同仲裁法案の起草に資する情報や助言を提供し、最終的には中国において、公正かつ効率的で充実した審理に基づく迅速な民事紛争解決制度が整備されることを目標としている。

なお、プロジェクト期間途中の平成20年10月、中国側の立法計画の優先順位に変更が生じ、中国側カウンターパートから新たに権利侵害責任法の起草に対する協力を要請された。そこで、同法起草に対する支援も併せて行うこととし、平成21年8月、プロジェクトの計画を修正して同法の起草支援を行った(第4回本邦研修等)ところ、同年12月、中国において権利侵害責任法が成立するという成果が見られた。本年10月末をもって、3年間のプロジェクト期間は終了するが、中国民事訴訟法・仲裁法の改正作業は終了していないため、プロジェクト終了後も中国に対する起草支援は継続していく予定である。

今回の研修においては、これまでの研修等の成果を日中双方で整理、確認するほか、中国民事訴訟法等改正のために必要な日本の知見を中国側に提供して、改正民事訴訟法案等の起草に資する更なる情報や助言を提供するとともに、日中間の意見交換を活発にし、相互の交流を深めるものである。

研修員：12名

姚 紅	全人代常務委員会法制工作委員会民法室主任
楊 明倫	全人代常務委員会法制工作委員会法規備案審査室主任
扈 紀華	全人代常務委員会法制工作委員会民法室副主任
陳 龍海	全人代常務委員会法制工作委員会弁公室副巡視員
郝 作成	全人代常務委員会法制工作委員会民法室処長

包 劍平 最高人民法院立案一庭審判員
 張 順 中国国際貿易促進委員会法律事務部法律顧問処処長
 陳 旭 寧夏回族自治区人民代表大会常務委員会法制工作委員会綜合法規処処長
 庄 曉泳 全人代常務委員会法制工作委員会民法室主任科員
 李 予霞 最高人民法院研究室幹部
 趙 光 全人代常務委員会法制工作委員会社会法室副主任科員
 羅 小曼 全人代常務委員会法制工作委員会研究室副主任科員

(6) 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト

中国の全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会からの要請に応じて平成19年11月から平成22年10月までの予定で中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトが実施され一応終了した。

内容としては、公正かつ効率的で充実した審理に基づく迅速な民事紛争解決制度が整備され、民事紛争の適正・円滑な解決が促進されることに重点を置いた「民事訴訟法・仲裁法改善支援」が実施された。

中国民事訴訟法・仲裁法改善研究会

委員長 上原敏夫 一橋大学大学院教授

委 員 14人

平成22年度は研究会を2回開催。

(7) 平成22年度ラオス国別研修「民法にかかる共同研究」

期 間： 平成23年3月14日～3月22日（9日間）

場 所： 法務総合研究所（東京）及びJICA東京国際センター

研修内容： ラオスでは、未だ法理論の十分な理解に基づかない立法、行政及び司法の各実務が行われる傾向がある上、法理論の体系的説明や法理論と実務上の問題の関連付けがほとんど行われないまま法学教育・研修が行われている。このような状況に鑑み、ラオス政府の要請を受けて、2010年7月、独立行政法人国際協力機構（JICA）の「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」が開始された。このプロジェクトは、ラオス司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学が共同して、ラオスにおける法理論と実務上の問題について分析・検討を行い、その結果を「モデル教材」に取りまとめることにより、法理論を踏まえた法学教育・研修を行うこと及び各実務を改善する人的・組織的能力を向上させることを目標としたものであり、その一環として本邦研修を実施することとしたものである。

本研修は、民法に関する分析・検討及び教材執筆を行うワーキング

グループメンバー(裁判官、検察官、司法省職員及び国立大学教員)を研修員として日本に招き、日本の民法の理論及び民事の実務並びに日本における法曹・法学教育及び法律関係図書の内容・利用方法等に関して情報提供を行うとともに、ラオス民法の理論及び実務についての意見交換を行うことにより、今後上記「モデル教材」作成作業を効果的・効率的に行えるようにするために実施するものである。

研修員：13名

チャンタリー・ドゥアンヴィライ	最高人民裁判所専門官管理及び裁判統計局副局長
ナロンリット・ノーラシン	司法省法律研究所副所長
ドゥアンマーラー・カムソンカー	ラオス国立大学法政治学部副班長
ヴィサイ・シーハーパンニャー	ラオス国立大学法政治学部学科長
ブアリー・ベッミーサイ	中部高等人民検察庁部長
シーブンソン・ブーンロム	検察業務開発センター研修部門課長
スーリサック・テーブパヴォン	中部法科大学部長
ヴィエンサイ・ヴォンバックディー	中部法科大学専門官
コーンサヴァン・サーヴァリー	司法省法律宣伝普及局部長
ポーンサヴァン・ブアルアンラート	南部法科大学副学科長
カムパイ・サイニャスック	裁判官研修所専門官
スーヴァンサイ・シンダーラー	司法省法律研究所専門官
サイタヌー・インソムポーン	北部法科大学専門官

(8) ラオス法律人材育成強化プロジェクト

平成22年7月から平成26年7月までの4ヶ年の予定でラオス司法省・最高人民裁判所・最高人民検察院・ラオス国立大学を対象機関とし、ラオス法理論の構築と法理論に基づく司法・立法実務上の問題分析を通じて法学教育及び法務・司法関係機関の人材・組織強化を目的とするプロジェクトが開始された。

国内でのアドバイザーグループ

①ラオス民法アドバイザーグループ

委員 松尾弘 慶應義塾大学大学院教授 他委員3名
会合 3回実施

②ラオス民事訴訟法アドバイザーグループ

委員 名津井吉裕 大阪大学大学院高等司法研究科准教授 他委員4名
会合 4回実施

③ラオス刑事訴訟法アドバイザーグループ

委員 加藤克佳 名城大学法学部・大学院法学研究科教授 他委員4名

会合 3回実施

他にJICA-NETセミナーを3回実施

(9) 中央アジア法整備支援研修(中央アジア4カ国研修)

第3回中央アジア比較法制研究セミナー

期 間： 平成22年12月6日～12月17日（12日間）

場 所： 法務総合研究所国際協力部(大阪)及びJICA大阪国際センター

研修内容： 前年度に引き続き、中央アジア4カ国(カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン)の裁判所及び企業、担保、債権者・株主の保護又は倒産を監督する関係省庁等より11名を招き研修を実施した。近年、企業の破綻や不祥事を招いた際の、代表者、取締役の会社や株主に対する責任の在り方、債権者保護の在り方が世界的に問題となっている。世界経済がグローバル化する中で、取引先の国の法制度についての情報が不足しているということは、法的予測可能性が確保されていないというリスクと考えられ、外国企業の投資活動の障壁となっている。このように、現在、自国の法制度にとどまらず、他国の法制度についても理解することが必要であることから、企業法制に関する専門家が一堂に会し、比較研究することが有益である。このようなことから、共通する制度も多いと思われる本セミナー対象国の企業法制(株主・債権者保護をめぐる法的紛争処理)を本セミナーの題材とした上で、会社法制、担保法制、倒産法制等の制度の概要、現状及び実務についての参加者の報告及び意見交換を通じて中央アジア諸国の運用状況が明らかになり、法的予測可能性が確保されることを目指すものである。併せて、大阪地方裁判所、及び日常的に担保設定業務を行っている金融機関として三井住友銀行大阪本店の訪問を実施した。

研修員：11名

(カザフスタン)

タトケエヴァ カルリイガッシュ クルマーシェヴァ

カラガンダ州特別経済裁判所判事

オマーロヴァ グリザッド アバーエヴァ

経済発展通商省法律部専門家

(キルギス)

ムリュクバーエヴァ ディリヤーラ アブドラフマーノヴァ

ビシケク市裁判所民事委員会判事

バキエロフ エルキン アビトジャーノヴィッチ

国家財産省倒産部経済分析課長

イサーコフ ダニヤール アルマズベコヴィッチ

チュイ州経済行政広域裁判所判事補

(タジキスタン)

マフカンバエヴァ タフミナ

経済発展通商省法律部主任専門家

ヒサイノフ ムロダリ

投資及び国家財産管理国家委員会法律支援部長

ヤクーボフ アブドラフモン ホルドロヴィッチ カトロン州経済裁判所判事
 (ウズベキスタン)
 マトムラートフ イフティヤール ジャルガソーヴィッチ
 ウズベキスタン共和国最高経済裁判所及びカブダグ共和国経済裁判所判事
 スリッディーノヴァ シャフノーザ タイーロヴナ
 非独占化競争発展国家委員会司法部諮問委員会上級弁護士
 ラヒーモフ アクマル ハシーモヴィッチ
 最高経済裁判所フェルガナ州経済裁判所判事

(10) 平成22年度東ティモール国別研修(法案作成能力の向上フェーズ2)

期 間： 平成22年8月9日～8月17日(9日間)
 場 所： 法務総合研究所(大阪)及びJICA大阪国際センター
 研修内容： 本研修は、前回の研修の成果と結びつけて更に立法能力向上の効果を
 上げることを目指し、前回研修で取り上げた「逃亡犯罪人引渡法」及び
 「違法薬物取引取締法」の各草案作成の進ちょく状況を確認した上、こ
 れらについて生じている問題について助言を行うとともに、前回研修
 では、東ティモール側が希望していたものの、日程や作業量などの関
 係でテーマとすることを見送らざるを得なかった「調停法」を題材とし
 て取り上げ、同法案の起草に際して留意すべき点などについて講義及
 び意見交換等を通じて習得し、その結果をまとめることを目的として
 行われた。

研修員：2名

マルセリーナ・ティルマン・ダ・シルバ 法律研修センター局長

バスコアル・ダ・コスタ・ソアレス ジュニアリーガルオフィサー/立法専門員/法律助言・立法局

(11) ネパール国別研修

①「刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究」

期 間： 平成22年7月13日～7月23日(11日間)

場 所： 法務総合研究所(東京)及びJICA東京国際センター

研修内容： ネパールでは反政府勢力(マオイスト)と政府の間で2006年11月
 に包括的和平合意が締結され、2008年4月に実施された制憲議会
 選挙で選ばれた議員により、現在憲法制定に向けた作業が行われてい
 る。憲法制定は本年5月を目処とされており、その後、総選挙、地方
 選挙と新たな国づくりのプロセスが続く予定である。基本法に関して
 は、150年前に制定された民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法が
 一つとなっているムルキアイン法典が運用されているが、国際標準か
 らは立ち遅れたものとなっている。ネパール政府は、同法典を改正、

分離する形で、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の草案づくりを行っており、ネパールの伝統、社会との調和を図りつつ、国際標準に合わせることを志向している。

ネパールに対しては、独立行政法人国際協力機構（JICA）において、2008年度以来、民法起草支援を中心とする法整備支援活動が行われてきたが、2009年7月に「ネパール民主化支援プログラム協力準備調査（基本法支援）」をカトマンズ市及びその周辺において実施するに際し、上記調査に参加した法総研国際協力部教官において、刑法及び刑事訴訟法の改正作業に従事している「刑事法改革タスクフォース」の座長である、カルヤン・シュレスタ最高裁判所判事や、カトマンズ近郊のラリットプール郡裁判所裁判官、同郡検察官事務所検事、ネパール弁護士会所属弁護士等と面談し、ネパールの刑事司法が抱えている問題点等について併せて情報収集を実施したところ、ネパールでは、処罰されるべき者が摘発処罰されず、摘発されても有罪率が極端に低いという、いわゆる「impunity（不処罰）」の問題をはじめとするさまざまな問題により、刑事司法が機能不全に陥りつつあるという深刻な事態に直面していることが判明した。その後、ネパール側は、2009年7月24日付けで、「刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究」と題し、主として日本の刑事司法制度の研究を内容とする技術協力個別案件の実施を正式に要望してきたものである。本セミナーは、ネパール側の要望を受け、上記刑事法改革改善タスクフォースの委員を中心とする研修員らが、①日本の刑事司法制度について正確な知識を得るとともに、②関連施設の見学や日本側専門家・関係者との討論等を通じて刑事司法制度の運用実務についても学ぶことにより、これらの知識及び学習経験をネパールの刑事司法改革・改善に役立てることを主たる目的とする。

研修員：12名

カルヤン・シュレスタ	最高裁判所判事
モハン・プラサド・パンジャデ	ネパール法律委員会次官
トゥリロチャン・ウブレティ	首相府兼閣僚評議会次官
スルヤ・プラサド・コイラ	次長検事
ゴヴィンド・プラサド・クスム	内務省事務次官
バドリ・バハドゥル・カルキ	ネパール弁護士会上級弁護士
ラジット・バクタ・プラドハナンガ	トリブヴァン大学ネパールローキャンパス教授
ラジュ・マン・シン・マジャ	法務・司法省次官代理
インディラ・ダハル	法務・司法省事務次官補
カイラシュ・プラサド・スベディ	法務・司法省事務次官補
ケシャブ・プラサド・ダハル	最高裁判所司法7カースプロジェクト現地マネージャー
バルラム・プラサド・ラウト	JICAネパール事務所法律プログラムオフィサー

②「民法及び関連法セミナー」

期 間： 平成22年8月17日～8月25日(8日間)

場 所： JICA東京国際センター

研修内容： ネパール政府は、日本政府に対し、民法改正及び日本の民法改正プロセスの紹介に関する支援を要請し、これを受け、2009年2月に独立行政法人国際協力機構(JICA)は「民主化・平和構築セミナー」の一環として民法分野の有識者を派遣し、民法準備草案の準備状況の把握及び協力可能性の検討を行った結果、ネパール側の起草スケジュールに沿って、本邦研修を核としながらネパール側草案に日本側アドバイザーグループがコメントを付する形で支援を進めることとし、2009年4月に慶應義塾大学松尾弘教授を委員長とする民法改正支援アドバイザーグループを立ち上げた。2009年度は、7月及び翌年1月の本邦研修ならびにTV会議や現地におけるコンサルテーションを通じて、アドバイザーグループがネパール側草案にコメントを付す形で草案の改善を支援し、2010年5月には、民法草案が完成した。

これまでの支援により完成した民法草案については、別途ネパール側が起草している民事訴訟法草案とあわせて内閣に提出された後、広く一般に公開されて関係機関とのコンサルテーションが行われる予定であり、そこで出されるコメントを踏まえて再度草案の見直しが行われる予定である。本研修においては、民法草案起草時に今後さらに検討・改善が必要と考えられた点及び民法の運用に不可欠な関連諸制度についてネパール側の理解を深め、今後のコンサルテーションのプロセスを通じて更なる草案の改善及び民法関連法令の整備に反映することを目的とする。具体的な内容としては、①身分登録制度、②不動産登記、特に不動産担保に関する登記制度、③不法行為の損害賠償額算定の実務等について、日本の制度及び手続を比較材料として提供しながら、ネパール民法の改善の余地及びネパール民法の運用のために整備すべき関連法令の内容を検討する機会を提供することとする。

研修員：7名

キル・ラジュ・レグミ	ネパール最高裁判所判事
マダブ・プラサド・パウデル	法務・司法省事務次官
ラム・クリシュナ・ティマルセナ	ネパール最高裁判所事務総長
カマル・シャリ・ギミレ	法務・司法省立法草案局長
シャム・プラサド・カレル	ネパール弁護士会上級弁護士
バス・デヴ・ニューパネ	法務・司法省立法草案局課長
リラ・デヴィ・ガドタウラ	エネルギー省、法務課課長

(12) ネパール民法改正支援アドバイザーグループ

ネパール国別研修(民法及び関連法セミナー)を中心として実施されるネパール民法改正支援を効果的に推進するためにネパール民法改正支援アドバイザーグループが設置されている。

ネパール民法改正支援アドバイザーグループ

委員長 松尾 弘 慶應義塾大学大学院教授

委員 4名

平成22年度は3回グループ会合を開催。

(13) モンゴル調停制度強化アドバイザーグループ

委員長 稲葉一人 中京大学法科大学院教授 委員6名

会合 2回実施

3 その他法整備支援事業

(1) 日韓パートナーシップ研修

第12回日韓パートナーシップ研修

メインテーマ 不動産登記制度、商業登記制度、供託制度及び民事執行制度をめぐ
る実務上の諸問題

本研修は、韓国大法院・各級法院及び日本法務省・法務局と裁判所の不動産及び商業登記制度関係者によるパートナーシップ研修で研修員が、研修主題に関する制度上及び実務上の諸問題についての議論を通じて研修員の知識の向上を図り、研修の成果を研修主題についての制度の発展及び実務の改善に寄与させるとともに、両国間にパートナーシップを醸成することを目的としており、平成11年から毎年開催しているものである。本研修の特徴としては、「日本セッション」と「韓国セッション」という2つのセッションから構成されていることであり、両国の研修員が互いに相手国に渡り、相互に研修を実施することが挙げられる。なお、韓国セッションは、大法院法院公務員教育院が実施する。当財団は本研修の日本側共催者として旅費、会議費他の費用支援を行い、研修員と財団他関係者の交流の場を設ける等の協力を行っている。

韓国セッション 平成22年6月14日～6月24日ソウル

日本チーム5名が訪韓、韓国チーム5名と共に大法院施設において研修、帰国後6月24日帰国報告会を実施。

日本セッション 平成22年10月18日～10月28日東京

韓国チーム5名が来日、日本チーム5名と共に法務総合研究所(東京)浦安センター等において研修、10月26日総合発表として韓国研修員による発表会開催。

4 シンポジウム等運営事業

(1) 日中民商事法セミナー

本セミナーは当財団の重要事業の一つとして平成8年の財団設立以来、日本(東京・大阪)と中国(北京)で交互に開催し、時機に応じたテーマを取り上げて相手国の専門家を招聘し講演を行ってもらう方式をとっており、今年度は中国側の要請により「コーポレートガバナンス」(企業の経営を監視・規律すること、又その仕組み)をテーマとして取り上げた。

今回は北京での7回目の開催となり、中国側の主催者である国家发展改革委員会の杜鷹副主任をはじめとする関係者の方々の周到な準備のもとに、国务院各省庁、全国の国家发展改革委員会地方組織よりの参加者を含む、大学、法曹、企業等広い範囲から約130人の参加を得て大変充実したセミナーとなった。

今回のテーマは国家发展改革委員会の要請に沿い、現在世界的に重要問題として注目されているコーポレートガバナンスについて学術的な観点及び企業実務の観点から日本の現状について紹介することであった。上記について商法分野の第一人者であり当財団が法務総合研究所とともにアジア諸国の比較法制研究を依頼している研究会(株主代表訴訟研究会及び監査制度研究会)の委員長を務めていただいている近藤光男神戸大学大学院法学研究科教授及び企業の前線で日々実務に携わっておられる小川潔住友商事株式会社執行役員法務部長にお願いした。又、講師二人の講演のベースとなる資料は、あらかじめ翻訳の上中国側に提供し、中国側のコメンテーター他関係者に事前に準備してもらったことにより、当日のコメンテーターの意見発表、中国での現状の紹介は内容のある的を得たものとなり、充実したセミナーとすることができた。

第15回日中民商事法セミナー(北京)

日 時:平成23年3月8日(火)

場 所:北京唐拉雅秀酒店

主 催:日本側 当財団、法務総合研究所

中国側 国家发展改革委員会

総合司会:任曉 国家发展改革委員会法規司司長

開会挨拶:杜 鷹 国家发展改革委員会副主任

宮原賢次 財団法人国際民商事法センター会長

講演Ⅰ： 演題：日本におけるコーポレートガバナンスにおける現状と今後の課題

講師：近藤光男 神戸大学大学院法学研究科教授

講演Ⅰに関する中国側コメント

コメンテーター：甘培忠 北京大学法学院教授・

中国証券法学会副会長

講演Ⅱ： 演題：住友商事グループにおけるコンプライアンスの

徹底に向けての取り組み

講師：小川 潔 住友商事株式会社執行役員法務部長

講演Ⅱに関する中国側コメント

コメンテーター：王嘉傑 元中国通用技術集団総法律顧問

総 括：小杉丈夫 松尾綜合法律事務所弁護士・当財団理事

閉会挨拶：山下輝年 法務総合研究所国際協力部長

郝雅風 国家発展改革委員会法規司副司長

(2) アジア・太平洋諸国法制度シンポジウム

当財団は法務総合研究所とともに平成21年4月より3年間の予定でアジア・太平洋監査制度研究会にてアジアでの監査制度につき比較法制研究をしてきたが、その中間報告として海外より専門家を招へいし、日本側研究会委員を交えて各国状況の発表及び討論の場としてセミナーを開催した。

日 時：平成22年8月30日(月)13:30～17:40

場 所：大阪中之島合同庁舎2階 国際会議室(法務総合研究所国際協力部)

テ ー マ：アジア監査制度セミナー ～躍進するアジアの会社と監査制度

主 催：法務総合研究所、当財団

主催者挨拶：麻生光洋 法務総合研究所長

原田明夫 財団法人国際民商事法センター理事長

講 演：「中国における監査制度の概要」

講 師：方 新 大成律師事務所上海事務所律師(弁護士)

日本側コメント：川口恭弘 同志社大学大学院法学研究科教授

講 演：「香港における監査制度の概要」

講 師：Antony Wong Hastings & Co., Solicitors & Notaries

日本側コメント：中東正文 名古屋大学大学院法学研究科教授

講 演：「韓国の監査制度」

講 師：権鐘浩 建国大学校法科専門大学院教授

日本側コメント：北村雅史 京都大学大学院法学研究科教授

講演：「ベトナムにおける監査制度の概要」

講師： Nguyen Thi Lan Huong ハノイ国家大学法学部専任講師

日本側コメント：片木晴彦 広島大学大学院法務研究科教授、弁護士

進行：池田裕彦 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士

総括：近藤光男 神戸大学大学院法学研究科教授

(3) 他団体との共催事業

①「サマーシンポ『私たちの法制度整備支援2010』シンポジウム」

法務総合研究所・名古屋大学による若者を対象とした下記シンポジウムを共催協力した。

「サマーシンポ『私たちの法制度整備支援2010』シンポジウム」

日時：平成22年9月3日(金)11:00～18:00

場所：法務総合研究所国際協力部国際会議室 名古屋大学会場(CALE)
とテレビ会議接続

対象：法学部生、法科大学院生、社会人(若手学者、修習生、若手法曹)

目的：「法の分野での国際協力・国際貢献」としての開発法学と法制度整備支援の実情と魅力に関して、学生等に研究発表させることを通じて、法制度整備支援に対する広範な関心を集め、理解と協力を求めるとともに、今後の法制度整備に携わる人材の育成強化及び関係諸機関との連携強化を図ることを目的とする。

開会の辞：麻生光洋 法務総合研究所長

主催者挨拶：中村哲治 法務大臣政務官

概要説明：中村真咲 名古屋大学法政国際教育協力研究センター特任講師

研究発表Ⅰ～Ⅲ：名古屋大学学生グループA・名古屋大学学生グループB・慶應義塾大学学生グループ

パネリスト：

コーディネータ：森永太郎 国際協力部教官・ベトナム元長期派遣専門家

パネリスト：中嶋朋宏 裁判官・ベトナム元長期派遣専門家

坂野一生 カンボジア元長期派遣専門家

角田多真紀 弁護士・インドネシア元長期派遣専門家

コメンテーター：松尾 弘 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

結果発表・講評：

結果発表：山下輝年 法務総合研究所国際協力部長

講評：鮎京正訓 名古屋大学法学部長・大学院法学研究科長

総括：鮎京正訓 名古屋大学法学部長・大学院法学研究科長

閉会の辞：加納駿亮 財団法人国際民商事法センター理事

②2010年度「国際民商事法金沢セミナー」

石川国際民商事法センター及び法務総合研究所の共催による下記セミナーを後援

開催趣旨： 経済成長の著しい東アジア・東南アジアの国々に関し、わが国の企業がこれらの地域において事業展開を行う場合における法務上の留意点をテーマとして企業経営者等を対象とした標記セミナーを開催したもの。

主 催： 石川国際民商事法センター・法務省法務総合研究所

日 時： 平成23年3月10日(木) 13:30～16:30

場 所： 北國新聞社 交流ホール

テ ー マ： 「アジアにおける事業展開に伴う法務上の留意点」

開会挨拶： 高澤 基 石川国際民商事法センター会長

講 演Ⅰ： 「知的財産制度の外観」
鈴木将文 名古屋大学大学院法学研究科教授

講 演Ⅱ： 「中国における事業展開に伴う知的財産保護上の留意点
～アウェーでの知財総力戦～」
白洲一新 白洲知的財産権事務所弁理士

③第12回法整備支援連絡会

日 時： 平成23年1月21日 10:30～17:30

会 場： (大阪) 法務総合研究所国際協力部国際会議室
(東京) 法務総合研究所3階共用会議室(TV会議システム)

主 催： 法務省法務総合研究所、独立行政法人国際協力機構

テ ー マ： 「日本の法制度整備支援をどう検証・評価するのか」

出 席 者： 法整備支援に関与している関係機関、関係者

5 調査研究事業

(1) アジア・太平洋諸国法制度調査

当財団は法務総合研究所と共同で平成8年度から委託研究としてアジア・太平洋諸国法制度調査研究事業を実施している。平成21年度よりは「監査制度」をテーマとしてアジア・太平洋監査制度研究会を平成24年3月までの3ヶ年計画として実施している。本年度は第二年度であり、8月の中間セミナーの開催及び現地調査とその報告を中心に研究会を実施した。

名 称 アジア・太平洋監査制度研究会

主 催 法務総合研究所国際協力部、当財団

期 間 平成21年4月～平成24年3月(3年プロジェクト)

研究対象国・地域 中国、香港、韓国、ベトナム

座 長 近藤 光男 神戸大学大学院法学研究科教授

委 員	片木 晴彦	広島大学大学院法務研究科教授・弁護士
	川口 恭弘	同志社大学大学院司法研究科教授
	北村 雅史	京都大学大学院法学研究科教授
	中東 正文	名古屋大学大学院法学研究科教授
	池田 裕彦	弁護士法人大江橋法律事務所弁護士
	井上 浩一	あずさ監査法人代表社員・公認会計士
	森川 茂	住友商事(株) 法務部長付
	山下 輝年	法務総合研究所国際協力部長
	松原 禎夫	法務総合研究所国際協力部教官

平成22年度における研究会開催 場所は法務総合研究所国際協力部セミナー室

第5回研究会	平成22年5月12日
第6回研究会	平成22年7月16日
第7回研究会	平成22年9月21日
第8回研究会	平成22年11月30日
第9回研究会	平成23年2月22日

現地調査

平成22年11月7日～11月10日	香港 中東教授・池田弁護士
平成23年2月13日～2月16日	ベトナム (ハノイ・ホーチム) 片木教授
平成23年3月27日～3月29日	韓国 (ソウル) 近藤教授・北村教授

(2) 海外現地調査

本年度は特段の活動はなかった。

(3) 資料収集配布等

本年度は特段の活動はなかった。

6 広報事業

(1) 機関誌「ICCLC」発行

第32号 平成22年7月発行
 平成21年度事業報告、平成22年度事業計画
 2009年度「国際民商事法金沢セミナー」

(2) パンフレット作成・ホームページの内容修正

当財団パンフレットの改訂版を作成し、ホームページの内容修正を行った。

収 支 計 算 書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

財団法人 国際民商事法センター
(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差異
I 収入の部			
1 基本財産運用収入	130,000	36,876	93,124
2 会費収入	26,200,000	25,800,000	400,000
3 法整備支援受託事業収入	64,000,000	61,229,758	2,770,242
4 雑収入	30,000	21,082	8,918
当期収入合計(A)	90,360,000	87,087,716	3,272,284
前期繰越収支差額	31,527,942	31,527,942	0
収入合計(B)	121,887,942	118,615,658	3,272,284
II 支出の部			
1 事業費			
法整備支援受託事業費	62,000,000	55,394,981	6,605,019
その他法整備支援事業費	1,500,000	1,561,779	△ 61,779
シンポジウム等運営事業費	11,000,000	7,792,090	3,207,910
調査研究事業費	5,000,000	2,716,368	2,283,632
広報事業費	1,500,000	1,257,375	242,625
事業費計	81,000,000	68,722,593	12,277,407
2 管理費			
会議費	500,000	298,382	201,618
事務管理費	3,900,000	4,064,483	△ 164,483
賃借料	6,100,000	6,009,696	90,304
人件費	4,500,000	3,804,565	695,435
管理費計	15,000,000	14,177,126	822,874
3 固定資産関係費	500,000	122,800	377,200
4 予備費	500,000	0	500,000
当期支出合計(C)	97,000,000	83,022,519	13,977,481
当期収支差額(A)-(C)	△ 6,640,000	4,065,197	△ 10,705,197
次期繰越収支差額(B)-(C)	24,887,942	35,593,139	△ 10,705,197

収支計算書対する注記

1. 資金の範囲には現金預金、有価証券、未収金、仮払金、未払金を含めている。
 なお、前期末及び当期末残高は下記に記載するとおりである。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳(単位:円)

(科 目)	(前期末残高)	(当期末残高)
現 金 預 金	18,793,594	17,476,943
有 価 証 券	10,535,314	10,554,223
未 収 金	3,518,610	9,454,013
仮 払 金	<u>10,080</u>	<u>26,880</u>
合 計	32,857,598	37,512,059
未 払 金	<u>1,329,656</u>	<u>1,918,920</u>
合 計	1,329,656	1,918,920
次期繰越収支差額	<u>31,527,942</u>	<u>35,593,139</u>

収支計算書内訳(参考)

予算:平成22年度予算 決算:平成22年度決算

(単位:千円)

I 収入の部			
1基本財産運用収入	(予算) 50,000×0.26%(定期預金)=130 (決算) 50,000×0.074%(定期預金)=37		
2会費収入 (年会費1口200千円)	予 算		決 算
	理事・評議員会社	15,600(37社、78口)	14,800(34社、74口)
	一般会社	10,600(49社、53口)	11,000(51社、55口)
	計	26,200(86社、131口)	25,800(85社、129口)
3法整備支援受託事業収入	予 算		決 算
	ベトナム研修	4,500	3,168
	カンボジア研修	3,000	2,330
	中国研修	4,000	2,656
	ラオス研修	1,500	1,773
	中央アジアセミナー	2,000	1,566
	東ティモール研修	1,500	860
	ネパール研修	1,500	2,583
	部会運営管理業務	46,000	46,293
	計	64,000	61,229
4雑収入	予 算		決 算
		30	21
II 支出の部			
1事業費	予 算		決 算
法整備支援受託事業費	ベトナム研修	4,500	2,620
	カンボジア研修	3,000	2,069
	中国研修	4,000	2,471
	ラオス研修	1,500	1,421
	中央アジアセミナー	2,000	1,583
	東ティモール研修	1,500	479
	ネパール研修	1,500	2,193
	部会運営管理業務	44,000	42,558
	計	62,000	55,394
その他法整備支援事業費	その他研修	0	91
	日韓パートナーシップ研修	1,500	1,470
	計	1,500	1,561
シンポジウム等運営事業費	日中民商事法セミナー	8,000	5,724
	国際民商事法講演会	500	0
	アジア太平洋諸国法制度シンポジウム	2,000	1,502
	他団体との共催事業	500	566
	計	11,000	7,792
調査研究事業費	アジア太平洋諸国法制度調査研究	4,500	2,716
	海外現地調査	300	0
	資料収集配布等	200	0
	計	5,000	2,716
広報事業費	機関誌、NEWS LETTER発行	750	434
	ホームページ経常費用/メンテナンス/パンフレット更新	750	823
	計	1,500	1,257
事業費計		81,000	68,722

	予 算	決 算
2管理費		
会議費	理事会、評議員会他役員会 その他会議、会合費	224 74
	計	298
事務管理費	旅費交通費 通信運搬費 備品消耗品費 水道光熱費 OA機器リース料 租税公課 その他諸経費	575 546 165 171 570 709 1,328
	計	4,064
事務所賃借料	家賃 共益費	4,507 1,502
	計	6,009
人件費(業務委託料)	事務職一人及び大阪事務所協力員一人	3,804
		3,804
管理費計	15,000	14,177
3固定資産関係費	間仕切、内装、パソコン等	122
	計	122
4予備費	500	0
	計	0

正味財産増減計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

財団法人 国際民商事法センター

(単位:円)

科 目	金 額		
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用収入	36,876		
② 会費収入	25,800,000		
③ 法整備支援受託事業収入	61,229,758		
④ 雑収入(受取利息)	21,082		
合 計		87,087,716	87,087,716
(2) 経常費用			
① 事業費			
法整備支援受託事業費	55,394,981		
その他法整備支援事業費	1,561,779		
シンポジウム等運営事業費	7,792,090		
調査研究事業費	2,716,368		
広報事業費	1,257,375		
		68,722,593	
② 管理費			
会議費	298,382		
事務管理費	4,064,483		
賃借料	6,009,696		
人件費	3,804,565		
減価償却費	274,191		
		14,451,317	
合 計			83,173,910
当期正味財産増加額			3,913,806
前期繰越正味財産額			85,993,571
期末正味財産合計額			89,907,377

貸 借 対 照 表
平成23年3月31日現在

財団法人 国際民商事法センター
(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
(1)現金	254,918		
(2)銀行預金	17,222,025		
(3)有価証券	10,554,223		
(4)仮払金	26,880		
(5)未収金	9,454,013		
流動資産合計		37,512,059	
2 固定資産			
基本財産			
定期預金	42,500,000		
投資有価証券	7,500,000		
基本財産合計	50,000,000		
その他の固定資産			
(1)建物付属設備	944,005		
減価償却累計額	△ 768,881		
(2)器具備品	3,541,383		
減価償却累計額	△ 3,190,661		
(3)電話加入権	301,392		
(4)差入保証金	3,487,000		
その他の固定資産合計	4,314,238		
固定資産合計		54,314,238	
資産合計			91,826,297
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	1,918,920		
流動負債合計		1,918,920	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			1,918,920
III 正味財産の部			
正味財産			89,907,377
(うち基本金)			(50,000,000)
(うち当期正味財産増加額)			(3,913,806)
負債及び正味財産合計			91,826,297

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 其他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は正味財産増減額として処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産

定率法

なお主な耐用年数はつぎのとおりであります。

建物付属設備 15年

器具備品 4～15年

(3) リース取引の処理方法

リース物権の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

2. 基本財産の増減及びその残高

基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりであります。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	42,500,000	—	—	42,500,000
投資有価証券	7,500,000	—	—	7,500,000
合 計	50,000,000	—	—	50,000,000

3. 基本財産の財源等の内訳

基本財産の財源等の内訳は、次のとおりであります。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
定期預金	42,500,000	(42,500,000)	—	—
投資有価証券	7,500,000	(7,500,000)	—	—
合 計	50,000,000	(50,000,000)	—	—

財 産 目 録

平成23年3月31日現在

財団法人 国際民商事法センター

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金 現金手許有高	254,918		
普通預金 三菱東京UFJ銀行 虎ノ門支店	15,827,659		
みずほ銀行 丸の内中央支店	259,281		
三井住友銀行 日比谷通支店	170,668		
三菱東京UFJ銀行 虎ノ門中央支店	172,964		
住友信託銀行 東京営業部	791,453		
有価証券中国ファンド大和証券	278,333		
有価証券MMF大和証券	10,275,890		
未収受託事業収入 国際協力機構	9,454,013		
仮払金	26,880		
流動資産合計		37,512,059	
2 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金 三菱東京UFJ銀行 虎ノ門支店	10,000,000		
みずほ銀行 丸の内中央支店	10,000,000		
三井住友銀行 日比谷通支店	7,500,000		
三菱東京UFJ銀行 虎ノ門中央支店	7,500,000		
住友信託銀行 東京営業部	7,500,000		
有価証券中国ファンド大和証券	7,500,000		
基本財産合計	50,000,000		
(2) その他の固定資産			
建物付属設備	944,005		
減価償却累計額	△ 768,881		
器具備品	3,541,383		
減価償却累計額	△ 3,190,661		
電話加入権	301,392		
差入保証金	3,487,000		
その他の固定資産合計	4,314,238		
固定資産合計		54,314,238	
資産合計			91,826,297
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金 人件費・委託費等	1,918,920		
流動負債合計		1,918,920	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			1,918,920
正味財産			89,907,377

監 査 報 告 書

財団法人国際民商事法センター
理事長 原田 明夫 殿

平成23年4月15日

財団法人国際民商事法センター

監事 本江 威憲



同 川原 卓郎



私たちは、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第15期会計年度における会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

- (1) 理事より財産の状況について報告を聴取し、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 理事会及びその他の会議に出席し、理事から業務状況について報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告書の内容は真実であると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないと認める。

以 上

平成23年度事業計画書

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

1 法整備支援受託事業

国際協力機構は、海外技術協力無償援助の一環として、主としてアジア諸国を対象に法整備支援及び法曹人材の育成支援のため、各国より立法担当者や政府関係者を招致し、日本の法制度やその運用システムの研修を実施している他、現地へ専門家を派遣したり、法律草案作成、法曹養成教育機関への協力等の支援プロジェクトを拡大している。

当財団は、この国際協力機構による民商事分野の支援事業を平成12年度より随意契約で受託し、法務総合研究所他関係先と協力し実施してきた。平成20年度よりは共同研究会・作業部会等の運営管理業務については公示・応募によるプロポーザル方式に変更され、当財団ではこれに応募し受託業者として選定され、平成20年度、21年度委託業務を実施した。平成22年度～24年度については一般競争入札となり、当財団はこれに参加し所定の手続きを経て平成22～23年度の業務委託契約を締結した。本年度はその2年目として契約通り業務を実施する。なお、個々の本邦研修については一部公募方式に変更されるもの(中央アジア比較法制研究セミナー)を除き従来どおり随意契約となる見込み。

国際協力機構からの受託事業収入は、平成14年には83百万円に達したが、その後はカンボジアの民法、民事訴訟法草案作成がほぼ完了し一段落したこと、ベトナム研修等一般研修の縮小等により受託総額はやや減少し、ここ数年は同規模の受託総額となっている。

平成23年度はベトナムでは法・司法制度改革支援プロジェクト(フェーズ2)が開始され、カンボジアは法制度整備支援プロジェクトフェーズ3及び裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2もそれぞれ4年目として継続される。その他、中国、ラオス、ネパール、モンゴルに対するプロジェクトも継続実施される。

この受託事業については、事業内容の一層の充実を計り成果を上げるため、当財団としても引き続き独自に人的、資金的支援を加えていく。

国際協力機構受託事業収入/費用の推移(平成22年度まで実績)

	受託事業収入	受託事業支出	(千円)
平成12年度	45,433	53,832	
平成13年度	65,060	71,622	
平成14年度	82,968	83,446	
平成15年度	56,814	57,063	
平成16年度	56,484	58,038	
平成17年度	58,543	62,242	

平成18年度	52, 268	54, 838
平成19年度	51, 762	52, 021
平成20年度	55, 494	54, 348
平成21年度	67, 334	65, 374
平成22年度	61, 230	55, 395
平成23年度(予算)	57, 700	55, 700

(1) ベトナム法整備支援研修(ベトナム研修)

平成19年度より実施されているベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの一環として「法の運用体制の強化」、「法曹等の能力強化・人材育成」を目的としてベトナム司法省、最高人民検察院、最高人民裁判所を対象に本邦研修を実施する予定。

第38回ベトナム法整備支援研修(司法省)

平成23月11月(東京2週間) 研修員 10人

第39回ベトナム法整備支援研修(最高人民検察院)

平成23年12月(東京2週間) 研修員 10人

第40回ベトナム法整備支援研修(最高人民裁判所)

平成24年1月(東京2週間) 研修員 10人

(2) ベトナム法制度整備

平成19年4月から平成23年3月まで4年間行われたベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの継続として同プロジェクト(フェーズ2)が平成23年4月から平成27年3月までの予定で実施される。

ここでは、「法の運用体制の強化」、「法曹等の能力強化・人材育成」のための支援に重点を置き、中央司法関係機関による法規範文書の運用及び裁判実務改善にかかる組織能力向上、地方の課題への指導・助言能力強化、法規範文書の起草・改正支援が予定されている。

(i) ベトナム民法共同研究会(東京)

委員長 森脇昭夫 日本気候政策センター理事長

委員 11人

研究会 4回

(ii) ベトナム裁判実務改善研究会(大阪・東京)

委員長 村上敬一 同志社大学法科大学院客員教授・弁護士

委員 4人

研究会 5回

(3) カンボジア法整備支援研修（カンボジア研修）

民事訴訟法は平成18年7月に成立・公布（適用は平成19年7月から）、民法は平成19年12月に成立・公布（適用期日は未定）されたが、両法の適用・普及に向けて引き続き日本側が支援協力を行う。

平成23年度カンボジア法整備支援研修（司法省・法人登記）

平成23年1～2月（東京2週間） 研修員 12人

第9回カンボジア法曹養成支援研修（王立裁判官・検察官養成校）

（日本側実施主体：カンボジア法曹養成共同研究会）

平成23年6月（大阪2週間） 研修員10人

第10回カンボジア法曹養成支援研修（王立裁判官・検察官養成校）

平成23年10月（大阪2週間） 研修員10人

(4) カンボジア法制度整備

- 1) カンボジア法制度整備支援プロジェクト（民法・民事訴訟法草案作成支援）は、平成11年3月よりフェーズ1が開始され、日本側の支援組織として民法作業部会、民事訴訟法作業部会が設けられ、その結果、平成15年3月までに両草案が完成しカンボジア側に引き渡された。平成16年4月より平成20年3月までフェーズ2として民法・民事訴訟法の立法化支援及び関連法令起草支援等を実施、その結果民事訴訟法は平成18年7月に成立・公布（適用は平成19年7月から）、民法は平成19年12月に成立・公布（適用期日は未定）された。

平成20年4月よりは4年間の予定でフェーズ3が開始され民法・民事訴訟法関連附属法令等の起草立法化支援及び民法・民事訴訟法適用のための諸活動支援が行われている。

当年度も従来からの下記部会が継続される。

(イ) カンボジア民法作業部会（東京）

委員長 森脇昭夫 日本気候政策センター理事長

委員 15人

作業部会 4回

(ロ) カンボジア不動産登記実務アドバイザーグループ

委員8名、参与委員1名

グループ会合 2回

(ハ) カンボジア民事訴訟法作業部会（東京）

委員長 竹下守夫 法務省特別顧問

委員 13人

作業部会 4回

- 2) 裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトは王立司法学院内の王立裁判官・検察官養成校における民事裁判を支援すべく平成17年11月から開始され平成20年3月でフェーズ1が終了した。平成20年4月よりは4年間の予定でフェーズ2として教材作成、教官養成等の支援及び継続教育への支援が実施される。

カンボジア法曹養成アドバイザーグループ（大阪）

委員 6人

参与委員 2人

アドバイザーグループ会合 2回

当財団は引き続き各作業部会の事務局を担当し、この運營業務に万全を期すため、各部会の資料作成整理・翻訳、現地専門家及び各委員との円滑な情報連絡、議事録の作成等、専門性を要する業務について従来より実績のある研究員を継続起用して取り進める。

(5) 中国民事訴訟法・民事関連法研修

中国の全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会からの要請で実施された中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトは平成22年10月で終了したが、引き続き本邦研修での支援は継続される。

平成23年度には、下記本邦研修が予定されている。

中国民事訴訟法・民事関連法研修

平成23年10月（東京・大阪2週間）

研修員 全人代法制工作委员会民法室、最高人民法院など10名

上記中国研修の支援組織として中国民事訴訟法研究会（従来の中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト研究会より改組）が行われる。

中国民事訴訟法研究会

委員長 上原敏夫 明治大学法科大学院教授

委員 10人

研究会 2回

(6) ラオス法整備支援研修

ラオス法律人材育成強化プロジェクト（平成22年7月～平成26年7月）に基づく本邦研修。

第2回ラオス法整備支援研修

平成23年8～9月（大阪2週間） 研修員 10人

第3回ラオス法整備支援研修

平成24年2～3月（大阪2週間） 研修員 10人

(7) ラオス法律人材育成強化プロジェクト

司法省・最高人民裁判所・最高人民検察院・ラオス国立大学を対象機関とし、ラオス法理論の構築と法理論に基づく司法・立法実務上の問題分析を通じ、同国法学教育及び法務・司法関係機関の人材・組織強化を支援するプロジェクトが実施されている（平成22年7月～平成26年7月）。

①ラオス民法アドバイザーグループ

委員 松尾弘 慶應義塾大学大学院教授 他委員3名

会合 6回実施予定

②ラオス民事訴訟法アドバイザーグループ

委員 名津井吉裕 大阪大学大学院高等司法研究科准教授 他委員4名

会合 4回実施予定

③ラオス刑事訴訟法アドバイザーグループ

委員 加藤克佳 名城大学法学部・大学院法学研究科教授 他委員4名

会合 4回実施予定

(8) 中央アジア比較法制研究セミナー

ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクト（平成17年11月～平成19年9月）が倒産法注釈書作成の完成をもって終了した。この後を受けて中央アジア向けの次期プロジェクトが検討されている。

今年度も中央アジア諸国が市場経済化にふさわしい法制度を独自で整備し、その解釈・運用が適切に行われるようにするため、中央アジア諸国の立法担当者等を対象に、中央アジア諸国の企業法制についての運用状況や法的問題点を明らかにし、現地の法曹関係者への普及を目的とした中央アジア比較法制研究セミナーが実施される。

第4回中央アジア比較法制研究セミナー

平成23年12月（大阪2週間） 研修員12名

参加国（予定）：カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン

(9) ネパール民法改正支援

ネパール政府より民法改正支援に関する要請があり、2009年度より国別研修「民

法及び関連法セミナー」として本邦研修が実施されることになった。

ネパール国別研修「民法及び関連法セミナー」

平成23年8月（東京2週間）

研修員10～15名

本件の国内での支援組織として、ネパール国別研修「民法及び関連法セミナー」に係るアドバイザリーグループが結成されている。

民法改正支援アドバイザリーグループ

委員長 松尾 弘 慶應義塾大学法科大学院教授

委 員 4人

グループ会合 1回

(10) モンゴル調停制度強化プロジェクト

調停制度導入に向けた技術支援、弁護士会・調停センターの運営能力強化を目指したプロジェクトが実施されている。

モンゴル調停制度強化アドバイザリーグループ

委員長 稲葉一人 中央大学法科大学院教授

委 員 6人

グループ会合 4回

2 その他法関連事業

当財団は、国際協力機構のODA関係の事業とは別に法務総合研究所と共催による日韓パートナーシップ研修を実施している。

(1) 日韓パートナーシップ研修

韓国とは、経済、文化他全般にわたり、従来に増して緊密な関係が進展すると期待されており、法務省及び当財団は、平成11年度より法務省・法務局と裁判所の職員、韓国の大法院（最高裁）・各級法院に勤務する登記及び執行関係職員との間で所掌業務に関する諸問題について相互に研究検討するパートナーシップ研修を継続的に実施しており、年々内容も充実し成果を上げてきている。当年度も従来のテーマを継続し実施する予定であったが、先般の東日本大震災により見送ることとなった。来年度より復活の予定。

3 シンポジウム等運営事業

(1) 日中民商事法セミナー

当財団は中国国家発展改革委員会を中国側の相手方として他関係機関の協力も得て中国との法律交流事業を取り進めており、当年度は第16回日中民商事法セミナーを東京及び大阪で開催する。

第16回日中民商事法セミナー

時期・場所： 平成23年10月 東京及び大阪

テーマ： 未定(検討中)

主催 日本： 当財団、法務総合研究所、日本貿易振興機構(ジエト)

中国： 国家発展改革委員会

中国側講師： テーマに関する専門家講師2～3名招聘

本セミナーでは日中の開催地側(今年度は日本側)より時機に応じたテーマを取り上げて相手国の専門家を招聘し講演を行ってもらう方式をとっており、今年度は日本側より要望を出すことになっている。

日中民商事法セミナーは、当財団設立以来継続してきた重要プロジェクトであり、日中双方の民商事法分野での専門家の交流を通じ、広く企業等実務家にも有意義であるとの評価を受けており、この内容の一層の充実を計るとともに、ますます国家発展改革委員会との友好関係を深め、将来に向け新たな協力事業も検討したい。

(2) 国際民商事法講演会

特定国について関心の高いテーマを選び、当該国の専門家による講演会を機会ある毎に開催しており、平成13年度はインドネシア裁判外の紛争解決、平成14年度はフィリピン裁判制度、平成15年度は韓国知財訴訟(特許法院)、平成16年度は日中の知的財産法制度、平成20年度は「中国民事訴訟法」、そして平成21年度は「中国国際私法・国際民事訴訟法」をテーマとして実施した。

当年度も法務総合研究所他関係諸機関の協力も得て、開催を検討したい。

(3) アジア太平洋諸国法制度シンポジウム(アジア・太平洋監査制度セミナー)

平成21年度より実施しているアジア・太平洋監査制度研究会の成果発表の場として研究対象地域である中国、香港、韓国及びベトナムから専門家を招へいし公開シンポジウムを開催する。

日時： 平成23年9月

場所： 大阪中之島合同庁舎2階 国際会議室

主催： 法務省法務総合研究所、財団法人国際民商事法センター、日本貿易振興機構(ジエト)(予定)

(4) 他団体との共催事業

アジア諸国の法制度整備に関係している諸団体が行う事業で、当財団の目的趣旨に沿うものについては、その成果を上げるべく、当財団としても積極的に協力する。又、法務省が主催する法整備支援連絡会及びその関連プロジェクトにも参加、協力していきたい。

・ローエイシアシンポジウムへの協賛参加

・法整備支援連絡会(平成24年1月)

・石川国際民商事法センター主催セミナー(平成24年2～3月)の後援

4 調査研究事業

(1) アジア太平洋諸国法制度調査研究

当財団は調査研究事業として、アジア太平洋諸国の法制度について関西の学者、実務家に依頼し、研究会を続けてきている。第1期破産法・担保法、第2期ADR、第3期知的財産権、第4期国際会社法、第5期株主代表訴訟を実施してきたが、平成21年度より3年の予定で、国際会社法に関連したテーマとして「監査制度」について研究事業を実施している。当年度はその最終年度である。

アジア・太平洋監査制度研究会

主 催： 法務総合研究所国際協力部、当財団
期 間： 平成21年度より3年間
対象国・地域： 中国・香港・韓国・ベトナム
研 究 会： 座長 近藤光男神戸大学教授
研究会委員： 9名

当年度は定期的研究会開催及び成果発表の場としての公開シンポジウムの開催を中心に実施する予定。

(2) 海外現地調査

当財団関係者が法整備支援対象国に出張し、当該国の法制度の実態を調査すると共に、支援の内容、方法などについて現地関係者の要望を聴取し、意見交換を行う。また、これを機会に、法整備支援研修で来日した研修員のフォローも行う。

(3) 資料収集配布等

市場経済に移行しつつある国々を中心として、研修や調査訪問などの機会に当該国の諸法規や、その関連資料の入手に努め、これを広く便宜に供するもの。又、前記アジア太平洋諸国法制度調査研究事業の成果出版物を当財団会員に配布するための費用を含む(今年度は予定なし)。

5 広報事業

(1) 機関誌「ICCLC」発行

平成23年7月発行

平成22年度事業報告、平成23年度事業計画を掲載
2010年度「国際民商事法金沢セミナー」

平成23年7月発行

第15回日中民商事法セミナー特集を予定

平成23年12月発行

第16回日中民商事法セミナー特集を予定

(2) "ICCLC NEWS LETTER"発行

年間2回発行。機関誌でカバーできない財団の活動状況や、各国民商事法関連の情報を掲載する。

(3) パンフレット作成・ホームページの維持

当財団パンフレットの改訂、ホームページのメンテナンス等を行う。

収 支 予 算 書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

財団法人 国際民商事法センター
(単位:千円)

科 目	予算額	前年度予算	差異
I 収入の部			
1基本財産運用収入	40	130	△ 90
2会費収入	25,600	26,200	△ 600
3法整備支援受託事業収入	58,900	64,000	△ 5,100
4雑収入	20	30	△ 10
当期収入合計(A)	84,560	90,360	△ 5,800
前期繰越収支差額	35,808	31,528	4,280
収入合計(B)	120,368	121,888	△ 1,520
II 支出の部			
1事業費			
法整備支援受託事業費	56,900	62,000	△ 5,100
その他法整備支援事業費	500	1,500	△ 1,000
シンポジウム等運営事業費	11,500	11,000	500
調査研究事業費	2,700	5,000	△ 2,300
広報事業費	1,500	1,500	0
事業費計	73,100	81,000	△ 7,900
2管理費			
会議費	500	500	0
事務管理費	4,400	3,900	500
賃借料	6,100	6,100	0
人件費	4,000	4,500	△ 500
管理費計	15,000	15,000	0
3固定資産関係費	500	500	0
4予備費	500	500	0
当期支出合計(C)	89,100	97,000	△ 7,900
当期収支差額(A)-(C)	△ 4,540	△ 6,640	2,100
次期繰越収支差額(B)-(C)	31,268	24,888	6,380

・借入金限度額なし(借入の予定がないため、限度額を定めていない)

・債務負担額なし(借入の予定がないため、負担額はない)

収支予算書内訳(参考)

H23:平成23年度予算 H22:平成22年度予算

(単位:千円)

(単位:千円)

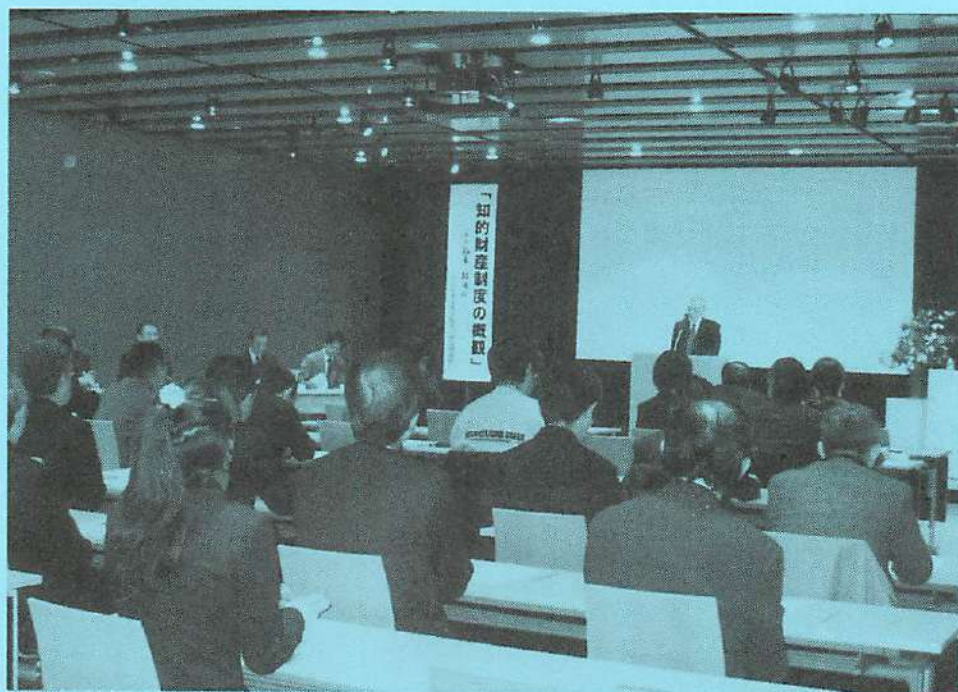
I 収入の部			
1基本財産運用収入	(H22) 50,000×0.26%(定期預金)=130 (H23) 50,000×0.08%(定期預金)=40		
2会費収入 (年会費1口200千円)		H23	H22
	理事・評議員会社	14,800(34社、74口)	15,600(37社、78口)
	一般会社	10,800(50社、54口)	10,600(49社、53口)
	計	25,600(84社、128口)	26,200(86社、131口)
3法整備支援受託事業収入		H23	H22
	ベトナム研修	3,300	4,500
	カンボジア研修	2,400	3,000
	中国研修	1,500	4,000
	ラオス研修	3,000	1,500
	中央アジアセミナー	1,500	2,000
	東ティモール研修	0	1,500
	ネパール研修	1,200	1,500
	部会運営管理業務	46,000	46,000
	計	58,900	64,000
4雑収入		H23	H22
		20	30
II 支出の部			
1事業費		H23	H22
法整備支援受託事業費			
	ベトナム研修	3,300	4,500
	カンボジア研修	2,400	3,000
	中国研修	1,500	4,000
	ラオス研修	3,000	1,500
	中央アジアセミナー	1,500	2,000
	東ティモール研修	0	1,500
	ネパール研修	1,200	1,500
	部会運営管理業務	44,000	44,000
	計	56,900	62,000
その他法整備支援事業費	日韓パートナーシップ研修他	500	1,500
	計	500	1,500
シンポジウム等運営事業費	日中民商事法セミナー	8,000	8,000
	国際民商事法講演会	500	500
	アジア太平洋諸国法制度シンポジウム	2,000	2,000
	他団体との共催事業	1,000	500
	計	11,500	11,000
調査研究事業費	アジア太平洋諸国法制度調査研究	2,000	4,500
	海外現地調査	500	300
	資料収集配布等	200	200
	計	2,700	5,000
広報事業費	機関誌、NEWS LETTER発行	750	750
	ホームページ経常費用/メンテナンス/パンフレット更新	750	750
	計	1,500	1,500
事業費計		73,100	81,000

2管理費		H23	H22
会議費	理事会、評議員会他役員会	300	300
	その他会議、会合費	200	200
	計	500	500
事務管理費	旅費交通費	1,000	1,000
	通信運搬費	600	600
	備品消耗品費	200	200
	水道光熱費	200	200
	OA機器リース料	700	700
	租税公課	500	400
	その他諸経費	1,200	800
	計	4,400	3,900
事務所賃借料	家賃	4,500	4,500
	共益費	1,600	1,600
	計	6,100	6,100
人件費(業務委託料)	事務職一人及び大阪事務所協力員一人	4,000	4,500
		4,000	4,500
管理費計		15,000	15,000
3固定資産関係費	間仕切、内装、パソコン等	500	500
	計	500	500
4予備費		500	500
	計	500	500

0001	0001	0001
0002	0002	0002
0003	0003	0003
0004	0004	0004
0005	0005	0005
0006	0006	0006
0007	0007	0007
0008	0008	0008
0009	0009	0009
0010	0010	0010
0011	0011	0011
0012	0012	0012
0013	0013	0013
0014	0014	0014
0015	0015	0015
0016	0016	0016
0017	0017	0017
0018	0018	0018
0019	0019	0019
0020	0020	0020
0021	0021	0021
0022	0022	0022
0023	0023	0023
0024	0024	0024
0025	0025	0025
0026	0026	0026
0027	0027	0027
0028	0028	0028
0029	0029	0029
0030	0030	0030
0031	0031	0031
0032	0032	0032
0033	0033	0033
0034	0034	0034
0035	0035	0035
0036	0036	0036
0037	0037	0037
0038	0038	0038
0039	0039	0039
0040	0040	0040
0041	0041	0041
0042	0042	0042
0043	0043	0043
0044	0044	0044
0045	0045	0045
0046	0046	0046
0047	0047	0047
0048	0048	0048
0049	0049	0049
0050	0050	0050
0051	0051	0051
0052	0052	0052
0053	0053	0053
0054	0054	0054
0055	0055	0055
0056	0056	0056
0057	0057	0057
0058	0058	0058
0059	0059	0059
0060	0060	0060
0061	0061	0061
0062	0062	0062
0063	0063	0063
0064	0064	0064
0065	0065	0065
0066	0066	0066
0067	0067	0067
0068	0068	0068
0069	0069	0069
0070	0070	0070
0071	0071	0071
0072	0072	0072
0073	0073	0073
0074	0074	0074
0075	0075	0075
0076	0076	0076
0077	0077	0077
0078	0078	0078
0079	0079	0079
0080	0080	0080
0081	0081	0081
0082	0082	0082
0083	0083	0083
0084	0084	0084
0085	0085	0085
0086	0086	0086
0087	0087	0087
0088	0088	0088
0089	0089	0089
0090	0090	0090
0091	0091	0091
0092	0092	0092
0093	0093	0093
0094	0094	0094
0095	0095	0095
0096	0096	0096
0097	0097	0097
0098	0098	0098
0099	0099	0099

＜第 二 部＞

2010年度「国際民商事法金沢セミナー」



セミナー会場風景

本号の第二部として当財団が後援しているセミナーを取り上げました。
北國新聞社・石川国際民商事法センター・法務総合研究所主催で、当財団が後援する
2010年度「国際民商事法金沢セミナー」が金沢市北國新聞社において平成23年3月
10日に行われました。本号ではこの講演録をお届けします。

これは東アジア・東南アジア地域におけるビジネス法関連の情報交換と同地域における
ビジネス法・経済法分野での法制度整備支援についての意見交換及び情報交換を行う
ことを目的に、内外の専門家を招へいするなどして実施しているものです。

2010年度国際民商事法金沢セミナー

主催 北國新聞社・石川国際民商事法センター・法務省法務総合研究所

日時 2011年3月10日(木) 午後1時30分～4時30分

場所 北國新聞交流ホール(〒920-0919 金沢市南町2番1号 北國新聞赤羽ホール1階)

1 開会のあいさつ 石川国際民商事法センター会長 高澤 基 氏

2 講演

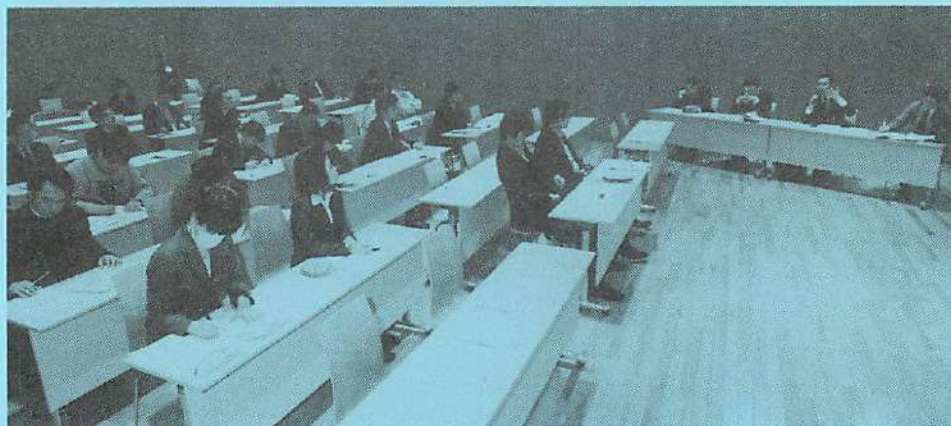
(1)「知的財産制度の外観」

名古屋大学大学院法学研究科教授 鈴木 将文 氏

(2)「中国における事業展開に伴う知的財産保護上の留意点

～アウェーでの知財総力戦～」

白洲知的財産権事務所弁理士 白洲 一新 氏



セミナー会場

＜開会の挨拶＞

石川国際民商事法センター会長
(北國新聞社代表取締役専務)
高澤 基



国際民商事法金沢セミナーにたくさんのご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。皆さんご承知のとおり、石川国際民商事法センターは、1996年（平成8年）に設立され、早いもので、今年で15年になります。日本とアジア各国の経済関係を発展させるためには、ルールとなる法律の整備、とりわけ民法・商法の整備が重要であるという観点から、これらの法整備や人材育成を支援するために設立されました。これまでに、アジア各国からの法務研修生の受け入れ、また、このような形のセミナーを開催してまいりました。

今回は、テーマとして経済成長の著しい中国における知的財産権制度を取り上げました。石川県からもかなりの数の企業が中国に進出し、これからも進出を予定しています。事業拡大の前提として、商標、意匠、特許などの知的財産権が適切に保護されていることが不可欠です。しかし、残念ながら中国においては商標・意匠を中心にして、日本製品の模造品が出回っているという情報を度々耳にするのも事実です。

本日は、講師として名古屋大学大学院法学研究科教授の鈴木将文様と、白洲知的財産権事務所弁理士の白洲一新様のお二人をお招きしております。中国における知的財産権制度の実情、知的財産権を保護する上での留意点などについてお話を伺うことにしています。会場には、既に中国で事業展開をしている方々、これから事業展開を予定している方々、それから進出企業をサポートする役割を担っている方々のご出席です。今日のセミナーが、知的財産権の侵害というチャイナリスクの解消に向けてご参考になればと考えている次第です。

本日は、東京から財団法人国際民商事法センターの小林事務局長、大阪から法務省法務総合研究所国際協力部の上坂教官をはじめ、関係の方々にもご出席いただいています。本日の金沢セミナー開催に寄せられた皆さま方のご努力、ご協力に感謝を申し上げて、簡単ですが、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

平成 22 年度国際民商事法金沢セミナー

講演者の略歴

鈴木 将文 (SUZUKI Masabumi) 名古屋大学大学院法学研究科 教授

【略歴】



1981 年 東京大学法学部卒業
1981 年 通商産業省 (現・経済産業省) 入省
1986 年 ハーヴァード・ロー・スクール修士課程修了 (LL.M)
1987 年 ニューヨーク州弁護士登録
1994 年 司法修習修了
1999 年 通商産業省知的財産政策室長
2001 年 経済産業省公正貿易推進室長
2002 年 名古屋大学大学院法学研究科教授 (現職)

【主な役職】

日本工業所有権法学会理事, 日本国際経済法学会理事, 産業構造審議会専門委員, 文化審議会専門委員等

【主な著書・論文】

『新注解・不正競争防止法 [新版]』(共著) (青林書院・2007),
『ドメインネーム紛争』(弘文堂・2001),
「特許権侵害訴訟における特許無効理由を巡る攻防」(名大法政論集 227 号 109 頁),
「地域貿易協定 (RTAs) における知的財産条項の評価と展望」(経済産業研究所 Discussion Paper Series 08-J-005),
「模倣品・海賊版対策」(ジュリスト 1326 号 114 頁) 等

白洲 一新 (SHIRASU Isshin) 白洲知的財産権事務所 弁理士

【略歴】



上海にて高校卒業
東京工業大学理学部入学
東京工業大学修士学位 (バイオサイエンス専攻) 取得
日本において, 大手特許事務所, 企業法務部等で勤務
2002 年 日本弁理士登録 主にライフサイエンス, 医薬, 化学, コンピュータソフトウェア等の技術分野に関わる知的財産の権利取得, 行使及びライセンス契約等に関する法律業務を手がけ, 日本国内のみならず, 中国における

日本企業の, 知的財産の権利取得及び行使等の法律業務を提供。

2011 年 中国社会科学院知的財産研究センター法学修士取得見込

【主な役職】

日本弁理士会所属, 日本ライセンス協会国際委員会副委員長, 日本知的財産協会会員, バイオインダストリー協会会員, 日本知的財産研究所知財塾第 4 期生

【主な著書・論文】

「中国最高人民法院が下したある知的所有権に関する行政訴訟判決」(知財ぶらずむ 2006 年 12 月号)
「中国における技術成果に関する判例詳解・法律保護 (全 6 回)」(知財ぶらずむ 2007 年 4 月号, 6 月号, 8 月号, 10 月号, 12 月号, 2008 年 3 月号)
「中国特許法改正及び特許保護における検討課題」(共著) (特許研究 2009 年 3 月号)
「中国「国家知的財産権戦略綱要」の概要と今後の課題」(共著) (特許研究 2009 年 3 月号),
「中国で最高額の損害賠償金を判じた侵害訴訟事件についての検討」(特許ニュース 2008 年 5 月 16 日)
「中国特許法第三次改正の概要および改正後の特許共有に関する規定の検討」(特許ニュース 2009 年 4 月 16 日)
「中国史上最高額の和解金で和解した実用新案権侵害事件について」(特許ニュース 2009 年 7 月 22 日) 等

名古屋大学大学院法学研究科教授
鈴木 将文



今日、会場にお見えの方は、知財のプロの方もいらっしゃるかもしれません。そういう方には、私がこれからお話しする内容は大変失礼というか、貴重な時間をつぶしてしまうことになるかもしれませんが、私としては知財についてほとんどご存じない方を念頭に置いて、非常に基本的なところをお話しさせていただきます。

今日の私からのお話は、項目として大きく四つの柱を建てました。最初に知的財産とは何か。第二に、ビジネスに携わる方の観点から、知財をどのように使うのかについて、ポイントをお話しさせていただきます。第三に、知財をめぐる最近の動向に関し、これは話し出すときりがないので、ビジネスに携わっている方に参考になりそうな事項に絞って、お話をします。最後に、国際的な側面に関してお話をします。今日のメインテーマである中国については、後に白洲先生にお話しいただきますので、私からは、国際的な面についての一般論と、最近の模倣品・海賊版問題についての総論的なお話をさせていただきます。

1. 知的財産とは

知的財産制度の保護の対象は無体財産です。言い換えると、情報です。ですから、知的財産制度というのは経済的に価値のある情報を保護する制度と説明することができます。情報にはいろいろなものがあって、例えば個人情報というものがあり、法的に保護もされます。では、個人情報は法的に保護されるから知的財産かという、それ自体としては知的財産とは呼びません。知的財産というのはあくまで経済的に価値があるというところに着目して、これを保護する制度ととらえています。ですから、個人情報保護制度は法的にきちんとありますが、これは知的財産制度とは別物だと考えています。言葉をかえると、ある意味では知的財産制度は究極的には経済の問題と言えるかと思います。

そこで、もう少し今のお話を敷衍すると、知的財産の特徴は、保護対象が無体物、無体財産、情報だということです。これは法的には非常に重要なところです。有体物というのは不動産（土地、建物）や動産です。動産というのは、私たちが日々身に付けている物や車など、動く物、動かせる物です。不動産と動産をまとめて有体物と法律的にはいいます。有体物は、物理的に占有することができます。ある人が有体物を持っているということは、原則的にほかの人はそれを勝手に使ったりできないというふうに、物理的にそうならざるを得ないところがあります。

ところが、無体物の方は物理的に独り占めができません。少し難しい言葉で、「消費の排他性がない」といいます。知的財産制度を作るのにいろいろな人が貢献しましたが、その一人にアメリカのジェファソンという政治家がいます。アメリカ建国のときの大変重要な人物ですが、彼は知的財産について大変関心を持っていて、自ら発明もしてお

り、アメリカの特許制度を作るのに大変力があつた人です。彼は、知的財産を「ろうそくの火のようなものだ」と言っています。特に彼は発明を念頭に置いていたのでしょうか、ろうそくの火というのは、ある人が火をつけ、ほかの人のろうそくにその火を移しても、自分のろうそくの火が消えることはない。その火がどんどんほかの人にも広がっていく。自分のものは何ら減ることなく、ほかの人でもそこからある意味では利益を受けることができるということで、ろうそくの火を例えに使っています。

まさに無体物というのはそういうことで、ほかの人が使うことによって、自分がその物を利用するということが妨げられない。それはある意味ではいいことです。ほかの人でも自由に使えて、自分は何も困らないということが、少なくとも物理的には言えます。しかし、まさに発明などはそうですが、いったん公になってほかの人でも使い放題ということになると、そもそもお金や時間をかけて発明をするという意識が薄れてしまう。結果的にほかの人に勝手に使われてしまうということが全く放置されているのだったら、そもそも発明という活動に、労力、時間、コストをかけるということがなくなってしまいます。そこで、人為的に特定の人に独り占めさせる、すなわち、物理的には独り占めできないのだけれども、法的な仕組みとして特定の情報を保護する、特定の人だけが使えるようにするというのが知的財産制度です。

ただし、何でも保護されるとは限りません。これは違う観点から申せば、物まねというのは悪なのかということです。無体物なり情報は原則的には独り占めできないもので、それを法的に保護する仕組みが知的財産制度だと言いました。その考え方は、物まねというのはいけないのだから、何でも保護するのだということなのかというと、そうではありません。

一般的に情報というのは、それをみんなが共有できるということが、社会にとって非常に大切な意味を持ちます。例えば、表現行為について著作権という制度がありますが、表現の自由や、事実についての報道を知る自由は、社会にとって非常に重要なことであり、人が創作したものをみんなで自由に使えるというのは、そのような観点から大きな意味があります。

そこで、知的財産制度というのは何でも保護するというのではなくて、社会として保護すべきだというものを守るという考え方に立っています。ですから原則と例外という観点から言うと、原則は自由、例外として法律上の何らかの根拠がある場合にのみ保護をするというのが知的財産制度の基本的な考え方です。原則と例外が仮にひっくり返ったら、法律に規定があるときは自由に使えるけれども、規定がなかったら勝手に使えない。仮に今ある制度とは逆の制度をとるとしたらそうなりますが、しかし、今の制度はそうではありません。原則は自由、法的に保護された場合のみが、先ほどの言葉で言えば、独り占めができる、保護を受けることができるという仕組みになっています。また、もちろん期限がありまして、特許権は20年たつと存続期間が切れて、切れた後は自由にその発明が使えます。著作権も50年で同様です。

知的財産法学者は、どの範囲で保護するかということを考えます。何でも保護されるとは限らないので、何を保護するのかというところが、まさにわれわれが一番考えなければいけないところです。知的財産のことを仕事にしているのだったら、すごく保護に熱心なのかというと、そうではありません。特に学者についてはそう言えます。むしろ、

情報はなるべく自由に使えるようにして、本当に必要なときに限って保護するという仕組みを作る、その境界を望ましいレベルに定めるという問題意識で研究をしている人が多いです。

知的財産の次の特徴として、今日は中国ということですから、外国との関係についてポイントを挙げます。知的財産制度というのは国ごとです。これを属地主義といっていいです。そもそも保護されるかどうか、どの範囲で保護されるか。範囲というのはいろいろな意味があって、権利がどこまで及ぶか、あるいは地理的にどこまで及ぶかなど、いろいろな側面がありますが、そのようなことはすべて国単位で決まっています。これについては、後ほど国際的側面というところでやります。

2. 知的財産の種類

(1) 産業財産権

抽象的な話が続きましたが、具体的な話として、知的財産とはどんなものがあるかについて説明します。皆さまが日常生活の中でお聞きになっているものが多いと思います。携帯電話を例に挙げますと、液晶技術には特許権があります。日常用語で発明という言葉がありますが、法律上も発明という言葉を使っていて、この発明を保護するものが特許ということです。法律上は技術についての思想といいますが、アイデアです。特許権の期間は出願から最長20年です。外国でも20年保護されるものが多いです。出願という行為が必要だというのが、特許制度のポイントの一つです。

それから、商標権というものがあります。ブランド名、商標、トレードマークです。いろいろなものが商標になり得ます。携帯電話について言えば、例えば「docomo」というマークが付いている、さらには携帯電話の製造メーカーのいろいろな記号なども付いているでしょう。そういうものはもちろん商標登録できますし、場合によっては、携帯電話にはあまり例がないかもしれませんが、商品の形も立体商標として保護できる場合があります。商標の存続期間は10年と書いてありますが、商標は存続期限があると困ります。例えばトヨタが車のマークを10年しか使えないとなると困ります。ですから、お金を払う必要はありますが、更新することによって、権利者が望めば半永久的に存続が認められます。

それから、知名度はやや落ちるかもしれませんが、意匠権というものがあります。これはデザインです。物品のデザイン、外観を保護する制度です。これは数年前に少し期限が延長されて、最長20年になりました。これは、携帯電話で言えば電話のデザインということです。部分意匠という制度もあって、商品の全体の形だけでなく、例えばボタンの配置についてなど、デザインの一部のみを登録することもできます。物品の一部について、特徴のあるデザインをしているということであれば、その部分だけについて権利を認めてもらうということです。そうすると、その部分が似ていれば、電話全体の形が全く似ていなくても、部分意匠の権利に基づいて権利主張ができるということになります。

最後に、実用新案権というものがあります。これは「ミニ特許」とでもいう感じです。発明と同じように、技術的思想ですが、少し技術の難しさのレベルが落ちる。比較的簡単に思いつくような発明で、考案と呼びます。保護期間は短く、10年です。

ここに挙げているもの全体を、産業財産権といいます。知的財産権と産業財産権の違いは、知的財産権の一部が産業財産権です。いろいろな使い方がありますが、通常、特許庁が運用している制度を産業財産権制度といいます。しばらく前までは、工業所有権という言葉を使っていました。日本政府は、数年前からこちらの産業財産権という言葉を使うようになっていきます。これは知的財産権のうちの、非常に重要なグループです。

(2) 著作権

知的財産権制度のもう一つの大きな柱になっているのが著作権です。これはわれわれの日常生活に非常に深い関係があるので、小説、美術、映画などを例に挙げましたが、コンピュータプログラムも、昔から著作物として扱われることになっています。厳密に言う、著作権と著作者人格権の二つの権利をまとめて、広い意味での著作権と呼ばれています。著作権の方は先ほど見た産業財産権制度とはだいぶ違う特徴があります。非常に大きな特徴は、著作権が発生するために、どこかに届け出る、あるいは出願するということは一切必要ありません。法律上著作物と認められるようなものを作った段階で、自動的に著作権は発生します。私が今話しているこの講演も、著作物になり得ます。今、話しているこの瞬間に私は創作をしているということで、著作権を持つことになります。

著作権の発生は創作の時点からですが、著作者の死後50年たつと、原則、著作権が切れます。そうすると誰でも自由に使えるということになります。著作権はビジネスとはあまり関係がないとお思いかもしれませんが、そうではなくて、企業の活動にも著作権はかかわってきます。例えば広告やテレビのCM、あるいはチラシなども著作権で保護されます。商品の写真なども著作権が認められた裁判例があります。そのほか、先ほど言ったように、コンピュータプログラムもそうです。ましてやコンテンツなどが著作権で保護されるというのは言うまでもありません。産業活動に著作権がかかわってくることは多いと思います。

(3) 保護目的による分類

今、幾つかの知的財産権について紹介しました。ここで知的財産制度を整理してみると、保護目的によって分類しますと、一つのグループとして、これまで出てきたもののうち多くがそうですが、創作活動の成果の保護をする知的財産制度というものがまず大きな柱です。特許などはまさに典型で、発明という創作活動の成果を保護します。著作権もそうです。

それに対して、もう一つの柱として、営業上の信用の保護というものがあります。商標権がまさにそうです。マークのたぐいは、それが独創的で非常に魅力的だから保護されるというものではありません。もちろんそういうものもありますが、例えば創業者の名字をごく単純なデザインの文字を使って、会社のロゴにしている例は、マーク自体の独創性はないでしょう。しかし、それにデザインとしての魅力がなくても、これは立派な商標として保護されます。それはなぜかというと、考え方が違うからです。創作活動の成果の保護の方で、意匠法というのはまさにデザインとしての魅力ということで、美観がいいということで保護をしますが、商標の方は営業上の信用の保護ということで、ロゴのデザインの魅力ということではなくて、とにかく一定の同じマークがその商品や

サービスに使われることによって、信用がそのマークに結び付く。このマークが付いていたら、あのメーカーの商品なのだな、この間買ったあれと同じなのだな、あるいは今度新しく出たものはあの会社のマークが付いているから、安心して買える製品だな、などということが分かります。マーク自体にその会社の信用がいわば乗り移るという趣旨で、会社の信用を保護することを商標に応用して、商標自体を保護するという制度です。

ここで紹介しておきたいのが、不正競争防止法という制度です。これは聞き慣れない方が多いかと思いますが、企業活動にとって身近に使える制度です。不正競争防止法は、商標と非常によく似た考え方で、マークや商品の形などに一定のものを使っていることにより、ある程度消費者に知られたという事実に基づいて、保護を受けることができるという制度です。例えば中小企業で、特許庁の出願などはややこしいからいいということで放っておいていたら、せっかく自社の商品がヒットしているのに、すぐにまねられた。しかし、商標登録はしていない、どうしようかというときに、この不正競争防止法というものが使える可能性があります。これは特許庁への出願・登録がなくても、実際に使って知られているという事実に基づいて保護を受けられる制度です。

不正競争防止法というのは、今言った表示の保護だけでなく、ほかにもいろいろな規定があります。営業秘密、いわゆるノウハウ、あるいは商品の形態などです。そういういろいろな保護対象を含んでいます。

3. 知的財産の例

今、話に出た営業秘密について、少し詳しく紹介しておきたいと思います。今まで、特許をはじめとしたいろいろな知的財産制度の名前を挙げましたが、営業秘密というのは一般にはノウハウ、あるいは企業秘密と呼ばれています。法律上は営業秘密という言葉が使われています。特に技術を売り物にしている会社の方は、実感されると思いますが、ノウハウというのは非常に重要です。そこで、先ほど名前を挙げた不正競争防止法という法律に基づいて、営業秘密の保護をする仕組みができています。

営業秘密について、法律上は三つの要件が定められています。①秘密として管理されている、②企業にとって有用な営業上または技術上の情報で、③公然と知られていないものです。

公然と知られていないというのは、要するに知られていたら保護されないということはお分かりになると思います。

非常に重要なのは、秘密として管理されているということです。

たまたま会社の外にはまだ知られていないけれども、会社の中では従業員が自由にその情報にアクセスできる。例えばパソコンの中に新商品の設計図が入っていて、そのファイルにアクセスするには、別に何らパスワードは必要ない。どの従業員も、場合によってはアルバイトでも、そのファイルにアクセスできる。そのような状況の下で、設計図が誰かに知られてしまったので問題だというので、いざ保護を受けようとしても、秘密として管理していなかったということになります。従業員の誰でもアクセスできる状態に置かれていると、秘密として管理されているという要件を満たさないということになってしまいます。

営業秘密に当たるかどうかは、結果論では駄目です。実際にその情報をどうしていた

のか、どう管理していたのかということを裁判所は問うてきます。たまたま知られていなかったのが、知られたので困りましたというのでは、裁判所は勝たせてくれません。たまたまではなくて、会社としてきちんと具体的に管理をしていて、その管理をかいぐって、誰かがそれを盗んだ、あるいは会社の従業員が会社を裏切って、それを勝手に第三者に知らせてしまったのだという説明ができないと、営業秘密としての保護は受けられません。

それから、営業上または技術上の情報という要件は、会社として重要だということ、大体これに当たると思います。例えば脱税の情報などは含まないということです。

この3要件を満たすものは営業秘密として、不正競争防止法によって保護されます。常識的にやってはいけないと思われる行為が違法な行為として指定されており、そのような行為に対しては、損害賠償や、必要に応じて差止めも救済措置として認められます。保護期間は無期限です。特許のように、20年という制限はありません。会社がしっかり秘密として管理しているのであれば、半永久的に保護を受けられます。有名な例として、コカ・コーラの製造法があります。あれは何十年とたっていると思いますが、立派な営業秘密です。

会社としては、ここが考えどころですが、技術的な情報については、特許にすると保護が非常に確実になります。しかし、なぜ特許権をもらえるかということ、公開するからです。特許について中途半端にご存じの方は、発明に対するご褒美として特許をくれるのだといいますが、そうではありません。公開するということに対するご褒美です。特許制度というのは、特許庁への出願を通して発明を世の中にオープンにする。オープンにすると、みんな使えるようになりますが、その代わりに法的に権利を与え、勝手に第三者に使わせないということを保証する。その発明を知って、また新しくいろいろな研究開発に取り組む人にも非常に役に立つだろう、あるいはお金を払って、その技術を使いたいという人もいるでしょう。社会に対してオープンにしたということに対して、俗に言えば、ご褒美をあげるというのが特許権です。ですから、特許というのは必ず公開されます。

それに対して営業秘密とは、公開しないという判断をして、秘密として管理することですので、この辺は考えどころです。ある意味では選択肢です。あるいは、組み合わせるということを実際にされているところが多いと思います。一部は特許にして、一部はノウハウとして、会社の中でしっかり秘密として管理をするということです。これは重要な、まさに経営判断といっていいような判断です。

一方、公開したら全く意味がないものとして、例えば顧客名簿などもありますが、これも立派な営業秘密です。お客さんの名簿も営業秘密として保護を受けられるので、会社としてきちんと管理しておけば、勝手に誰かがそれを盗んだり、従業員が会社との契約に反して持ち出したりしたら、不正競争防止法上の保護を受けられます。

営業秘密の関係は、経済産業省が管理指針という一種のガイドライン、企業として注意すべきことを文章にしているので、このようなものも参考にさせていただくと思います。

4. ビジネスの観点から見た知的財産

次に、ビジネスの観点から見た知的財産です。知的財産を幾つかの局面で、企業として扱うということを想定して、それぞれごく簡単にポイントを挙げてみます。まず、知的財産について知る、情報を得る。知的財産については、いろいろなレベルの情報を知る必要があると思いますが、まず入り口について言えるのは、知的財産制度の関係は、公的な支援が非常に充実しています。特に政府として、知的財産政策に力を入れているということもありますし、また、特許庁という、知的財産に関する情報提供そのものを重要な仕事にしている役所があることも大きな理由で、非常に充実しています。

各県に知的財産の担当部局がありますし、それから、この辺で言えば、名古屋にある中部経済産業局が設けている知的財産戦略本部のホームページを見ると、中部の各県にまたがるイベントなどの情報、あるいは石川県や富山県などの各県ごとの情報が、ここに一括してワンストップサービスのように集約されています。ここを手掛かりにして、さらに各県のサイトにリンクが張ってあるので、そちらの情報にアクセスすることもできます。また、発明協会という特許庁の関係団体も、各県に支部があります。特に産業財産権の関係の情報についていろいろ教えてくれると思います。一方、弁理士会は専門家の団体ですが、北陸支部が金沢にあって、例えば無料相談などのサービスをやっておられますし、弁理士の紹介などもお願いできると思いますので、このようなところも利用できます。

特許庁は東京にあり、ホームページに非常に豊かな情報が載っています。豊かすぎて、どれを見たらいいか探すのがむしろ大変かもしれませんが、情報提供を非常に熱心に行っています。それから、外国の関係はJ E T R Oという機関があります。金沢や富山にもJ E T R Oの事務所があるようですが、特に外国の知的財産制度の関係、それから外国で模倣品被害に遭った場合にどうするかといったことについては、J E T R Oが非常に熱心に情報提供をしているので、こちらも使うことができると思います。

このような公的な支援はほとんど無料ですので、ぜひお使いいただければと思います。ただし、個別具体的な話、特に具体的な出願や訴訟といった話になると、無料サービスでは限界があるので、ここはきちんとした専門家に相談されることをお勧めします。知財の分野の専門家としては、弁理士がいっぱいいます。弁理士制度というのは国の資格制度で、非常に難関の資格です。出願や訴訟の一部についての専門家です。また、訴訟の関係は弁護士がもちろんプロですので、弁護士さんのアドバイスも場合によっては必要かもしれません。

情報のある程度集めた上で、自ら取得をするということについては、特許や商標、意匠などの産業財産権は、特許庁への出願が必要です。出願をして登録を受けます。実用新案制度は例外的に実体審査がありませんが、それ以外は審査を受けます。これは審査官という特許庁の専門の職員が審査をします。常識だと思いますが、原則として、特に特許の場合、出願しようとする発明等は出願前に公開しないようにすべきです。知財については、早め早めに考える必要があります。商標も早いに越したことはありません。使う前から商標登録はできるので、ライバル企業に知られる前に、まず知財の対策で手を打っておいていただいたらと思います。

一方で、著作権は出願行為が必要ありません。創作と同時に自動的に発生します。先ほど企業に関係あるものとして、広告や写真という話をしましたが、それ以外に、設計

図なども著作物として著作権の保護を受けることが可能です。こちらは出願はもとより、登録も不要です。ただし、特許の場合は、登録されると、世間に向かって「私は特許権者だ」と言える形になります。一方、著作権の方はそういうことはありません。例えば小説家が小説を書いて出版したら、著作権者であることについて文句を言われるということはあまりないでしょうが、広告や写真などでは、場合によっては、そもそも著作権が認められるのかという段階の話が実際には結構問題になり得ます。「私が著作権を持っているのだ」ということを自分で言ったところで、それ自体は法的な効果はありません。結局、著作権の世界というのは、問題が生じたら裁判所で解決するしかないというものです。そういう意味では、法的な安定性という点では、やや不安定なところがあります。

その次に、基本的には権利を持った人がこれを活用する。もちろん自分で発明を使って物を作るというのはありますが、第三者に使わせてあげるということを考えると、どういうやり方があるかということ、一つは権利そのものを譲渡してしまうということがあります。もう一つ、実際はこちらが圧倒的に多いと思いますが、ライセンス（許諾）をするということです。

例えば特許権を譲渡するということは、特許権そのものを第三者に譲ってしまうということで、元特許権者だった人は一切権利を失います。ですから、これは個別具体的なケースによりますが、権利を失ってしまうという覚悟を持ってやる必要があります。一方、ライセンスは権利自体を失うことはありません。あくまで第三者に使わせてあげるという、使うことだけについての権利を与えることにはなり、自分の独占権そのものは失いません。従って、通常、第三者に使わせるときはライセンスの方を選ぶと思います。

それから、知的財産を他人から守るということです。何か物まね商品を作られた、どうしようということです。これはそもそもそういうものに早く気が付けるように警戒しておく必要があります。余裕があれば、特許庁のいろいろな出願情報なども見ておいた方がいいですが、いずれにしろ気が付いたら迅速な行動をすべきです。

法律論から言うと、他人からの侵害を放置していると、契約書を結んでライセンスするというだけではなく、暗黙のうちに使っている状態にしていたということで、黙示のライセンスをしていたと見られる場合があります。

特に相手との間で何らかのやり取りがあったけれども、結果的に放置して、かつ、別の面で何らかのメリットを受けた、別の取引でいいことをしてもらった。その代わり、自分の知的財産権侵害を放置していた。そうすると、ライセンスをしたということになって、後で争うことができなくなる可能性もあります。そういう意味で、本当に守りたいのであれば、アクションを起こす必要があります。

一方で、気を付けなくてはいけないのは、他人に対して侵害を主張すること自体が、損害賠償等の責任を負わされることがあります。これは今、裁判で非常に多いです。特許権侵害だといって相手を訴えると、そもそも侵害していないと言われるのみならず、特許権侵害だと言っていること自体が不法行為だとして、侵害していたと思われる側から、逆に反撃に遭うこともあります。法的な紛争としては、そういうことがかなり多いです。

特に、これは確定した今の法の解釈ですが、例えばライバル企業が自分の会社の特許

権を侵害しているというときに、そのライバル企業の取引先（第三者）にまで侵害の事実を通告する行為は、不正競争行為になり得ます。例えばライバル企業も自分の会社も電気製品を作り、電気機器の量販店で売っている。その量販店に対して、「あの会社の製品はうちの特許権を侵害している」と言った。そうすると、ライバル企業の方が、うちは侵害していないうちの商品の販売をしてくれている大事な取引先の量販店に変なことを言うから、取引を止められてしまって大損害を受けたなどといって、逆に損害賠償を請求してくる場合があります。

これは、実際に特許権侵害をしていた場合には、そういう反論が成り立つことはありませんが、実際は特許権侵害ではなかったという場合、今度は相手方の主張が通って、損害賠償をさせられることがあります。実際に、それを認める判決もたくさん出ています。ですから、その点は注意する必要があります。

教訓としては、ライバル企業自身に言うこと自体は、別に問題はありません。問題になるのは、それ以外の第三者、ましてや一般的にマスコミに知らせるといったことについては特に注意する必要があります。結果的に間違いだった場合には、自ら責任を問われることになるという点で注意が必要です。

また、他人の権利を侵害しないという点も大事です。知的財産の侵害というのは非常に怖いのです。工場、操業を止めなければいけない、あるいは損害賠償の金額が何億円もする場合もあります。裁判所は、侵害があったと軽々には認めませんが、認めた場合には、その救済をきちんとするという姿勢で基本的に臨んでくるので、いざ侵害していたとなると、大変大きな影響があります。

怖いのは、侵害について認識していない、全く知らなかったという場合でも、侵害となってしまうことがあります。特許などは特にそうです。誰かの特許権を侵害しているということを知らなくても、特許権侵害は成立します。しかも、過失の推定というのがあります。要するに特許というのは、登録されて「〇〇さんがこういう発明について特許を持っています」ということが誰でも見られる状態になっています。逆に、そういう発明を勝手に使うと、過失があったとされるのです。誰かの特許権を侵害するという点について落ち度があったということが法律上推定されるということになっています。ですから、「私は知りませんでした。だから責任を問うのはおかしいでしょう」と言っても、裁判所は簡単には認めてくれません。過失の推定を打ち破るのは大変です。侵害した場合の影響は非常に大きいという前提で、他人の権利の侵害を避けることも重要なポイントかと思います。

いざ侵害を問われた場合には、例えばライセンス交渉につなげる、工場を停止するよりは、少しお金を払って、ライセンスをするという形でまとめるということで、少しでも悪影響を小さくするというような交渉戦略もあります。その辺は専門家のアドバイスを受けたらいいと思います。さらに、権利侵害だといわれた場合に、相手の権利は当然に有効だと考えない、むしろそれ自体をつぶせないかということを考えるということも大事になっています。このように逆襲することは、昔から大事でしたが、最近はますます重要な戦略になっています。その話は後でします。

5. 知的財産を巡る最近の動向

冒頭にも言いましたように、いろいろな動きがあって切りがありませんが、少しトピック的な話をしたいと思います。まず、日本は2002年ぐらいから、知財立国という一種のキャンペーンを始めて、政府一丸となって知財の保護の強化する、知財を使って日本の競争力を高めるということを、国の大事な柱として打ち上げました。小泉首相のときですが、民主党政権になった後も知財立国に基づいたいろいろな政策は続いています。ここは継続性のある分野です。

いろいろな成果があり、多くの法改正がなされました。知財の専門家の観点からいって、特に重要なのは、知的財産高等裁判所というものです。これは東京の高等裁判所の中にこういうものを設けたという話ですが、これは知財の実務にとって非常に大きなインパクトが生じています。

注意していただきたいのは、知財立国というあたかも例えば特許を容易に認めよう、特許権の保護を一生懸命しよう、国として応援するというイメージを持たれるかもしれませんが、必ずしもそうではありません。知財立国になったからといって、特許を取りやすくなったのかというと、非常に微妙です。特許の要件にはいろいろ難しいものがある、揺れ動いています。知財立国キャンペーンが始まって以降、特許が取りやすくなったとは、一概に言えない状況にあります。

むしろ、例えば侵害訴訟で、特許の無効を主張しやすくなりました。つまり、権利者にとって権利が無効だといわれる可能性が増しました。これは少しややこしい話ですが、侵害訴訟というのは民事裁判です。権利者と侵害者とは私人同士、「おまえは権利を侵害している」「いや、していない」という争いです。特許や商標など、特許庁が絡む権利については、従来、私人同士の侵害訴訟の中では権利が無効だという話ではできないということでした。それが、最近法律が改正されて、いったん争いをしている以上は、そこで一挙に解決してしまった方がいいではないかということになりました。特許を侵害している、侵害していないという争いの中で、併せて、「その特許は無効だ」「いや無効ではない、有効なのだ」という争いもしてしまえばいいではないかということで、一緒にできるようにしました。

これは権利者にしてみると、端的に言うと、あまりありがたくない話です。要するに侵害訴訟の場で、特許が有効なのだという主張を認めてもらわなくてはいけないということになりました。ですから、知財立国になったからといって、権利者側が有利になった、あるいは権利を取りやすくなったと一概には言えないというところは注意する必要があります。

結果的に、特許実用新案の分野で、侵害訴訟の件数が減少傾向にあります。資料に示したのは、地裁判決の数です。地裁は侵害訴訟の第一の関門ですが、その判決数が減ってきています。さらに、権利者敗訴が7～8割あり、侵害だと主張しても負けることが多いのです。最近になって敗訴率が下がっている、勝ちやすくなったということでは決してありません。

しかも、先ほど申したように、今は、侵害訴訟で特許が有効か無効かということも争点になります。これは、権利者にしてみると、より打撃が大きい負け方をするがあるということです。つまり、侵害していると言って訴えたにもかかわらず、相手が侵害していなかったという判断が下るだけでなく、特許が無効だと裁判所に言われてしまう可能性

が出てきています。無効とされる確率は半分ぐらいあり、権利者側にしてみると、決して勝ちやすくなっているという理由で負ける可能性が出てくるということで、侵害訴訟というのは権利者にとって非常に厳しい状況になっています。件数の減少理由には、経済情勢が厳しく、侵害訴訟はお金がかかるので、そこまで踏み切らないという判断をしているということもあるかと思いますが、恐らく先ほど言った権利者にとって厳しい制度自体の変化が、この減少の背景にはあると思われます。

思い切ったことを言うと、いざ権利を取っても、実際に権利の侵害だということを主張するにはかなり覚悟が要るということです。昔から、侵害訴訟はお金がかかって大変だということは言われていました。それだけではなくて、侵害だとして自分から攻撃をしたことによって、今度は権利を失う可能性が出てきているということで、特許の価値が単なる紙切れにすぎないというケースも結構あるということです。もちろん、誰が見ても有効で、ものすごい価値のある特許も世の中にたくさんありますが、そうではないものも多くあります。どこまで特許を使うかということは、慎重な判断と覚悟が要ることかと思えます。

6. 産学連携の動向

産学連携については皆さまもよくご存じかと思いますが、大学、あるいは国立・公立等の研究所と企業の連携は、政府自身が非常に後押しをしていることもあって、活発化しています。数字でそれほど伸びていないと思われるかもしれませんが、もともと低い水準にあったので、徐々に拡大してきているということです。

先ほど挙げた公的な支援の中で、産学連携の関係もいろいろありますので、基本的には最初に情報を取ることがよいのではないかと思います。どこの大学でどんな研究成果があるということについては、無料で情報提供がされています。そういうもので関心を持たれるようなものが見つかれば、ぜひお使いになったらよいと思います。参考までに、連携の分野としては、ライフサイエンス分野が多いようです。

7. 知的財産の国際的側面

最後の話題は、知的財産の国際的側面です。今まで主に日本のことを想定してお話してきましたが、知的財産の制度は、実はかなりの程度、国際的に共通化されています。その理由は、知的財産については国際条約が発達していて、中国を含め多くの国がこれに加盟しているのです。条約に定められている事項については各国同じような制度を採用しています。今まで挙げてきた特許や商標、著作権も基本的な骨格は各国で同じになっています。

ただし、個々の知的財産権の成立・効力は原則として国単位です。例えば、Xという商標について、企業Xが日本で商標登録を持っているから安心できるかというと、日本国内では安心できるとしても、外国では全く話が違います。外国のA国でその商標を保護してほしいければ、そこで商標登録を受けておく必要があります。世界的に有名な商標は別ですが、そうでなければ、外国ではまた別の企業が同じマークを持っていることもあり得ます。海外展開をすると決めたら、商標に何をを使うかは非常に大事なポイントかと思えますので、進出しようとしている国の商標はどうなっているかということまで見

定めた上で、事業の具体的内容を決定し、動き始めるということが、実際にされているかと思えます。

最初に世界共通だと言いましたが、細かなところはいろいろ違いがあります。特許にしても、骨格は同じですが、具体的にどういうものについて特許を認めるか、どの程度技術が従来技術と違う場合に特許を認めるかという辺りも、日本とヨーロッパ、アメリカのような先進国同士でも違いがあります。

また、紛争について、外国のA国で知的財産権が侵害されたとします。ここで知的財産権と書いたのは、A国の知的財産権です。これを侵害されたという場合は、当該国で争う、A国の裁判所に提訴するというのが基本です。日本の企業が例えば中国で権利を持っていて、それが侵害されたとしたら、中国で争うのが基本です。

ただ、日本の裁判の制度では、外国の知的財産権について争うことも認められます。必ずではありませんが、認められる場合があります。例えば、侵害しているという相手方が日本でもビジネスをしている、あるいは日本に何かの財産を持っているという場合は、日本の裁判所で外国の権利を侵害されたとして訴訟を起こすことができる可能性があります。その辺も、どこで起こすのがいいか、よく考えてやる必要があると思います。

グローバルに事業をされている企業の場合、例えば自動車メーカーなどは、国際的に何かまねをされたという場合にどこで訴えるかという、よくいわれるのはヨーロッパで、ドイツなどは裁判制度の信頼性が非常に高いです。そういう信頼性の高い国で勝訴判決を得ておけば、相手もグローバルに活動している場合には、例えばアメリカや南米などでも侵害を止めることに役立つといわれています。

あるいは、A国で製造された侵害品が、さらにB国に輸出されるというように、外国から外国にまた行くという場合もあります。こういうケースでは、A国が水際措置で輸出を止めてくれる場合もあります。私の知る限り、確か中国にはそういう制度があると思います。もちろん製造そのものを止めるのが一番確実ですが、水際で税関に止めてもらうということもあり得るかと思えます。

8. 模倣品・海賊版問題

残りの時間は、中国の問題につなげていきたいと思えます。別に中国だから模倣品・海賊品だということではなく、それ以外の問題も、例えば、知財制度を活用して、戦略的な経営をしていくという面もありますが、取りあえず、模倣品・海賊品の観点で、中国に限らず一般論・総論を紹介しておきたいと思えます。

つい最近、先週末ぐらいに出たばかりの統計です。日本の税関で侵害物品を止めた件数です。取りあえず、これは輸入の方、外国から入ってくる方の話ですが、これはやはり増えています。前年に対して6%増で、4年連続で2万件を超えます。税関の差し止めの件数や物品数というのは、必ずしも経済的な価値とリンクしているとも限りません。非常に安い日用品をたくさん止めたという場合もあれば、非常に高価な物を少数止めたという場合もあります。そういうものを単純に件数や品目数で比較することについては、それほど意味がないのかもしれないというところは注意が必要です。そうはいつても、単純に比較できるものとして件数を取り上げています。

最近の動向でいわれているのは、少なくとも日本に入るのを水際で止めるというこ

ろについては、中国から来るものが9割超です。しかもこれが増えています。一方、2番目に多いのが韓国からの侵害物品だったのですが、現在はだいぶ減っています。ですから、中国への一極化が進んでいるようです。この図を見ると一目瞭然です（スライド28）。赤が中国からの物品の構成比で、青が韓国です。中国からの物品を差し止める比率が高まっています。その前のものは、先ほども言った4年連続2万件超という話です（スライド27）。これは結構でこぼこがありますが、非常に高水準でいるということです。

水際措置の関係国として、中国と韓国を挙げましたが、ほかにどんな国から来るものが止まっているかということ、数字的にはぐっと下がりますが、フィリピン、タイ、台湾、アメリカ、それからベトナムといった国々が並んでいます。ただ、比率としてはフィリピンが2%ぐらいで、タイが1.5%で、あとは0点何パーセントという話なので、中国の9割というのが割合としていかに高いかということが、言えると思います。

水際で止めるというのは、知的財産権侵害の中では若干特殊な話です。水際で止められるのは、どうしても、外から見て分かるものが中心になります。従って、実際に止まっているのは商標権侵害のものです。商標権が件数ベースでは99%近いです。逆に言うと、商標権侵害については水際措置が非常に有効な手段としてあり得ます。少なくとも外国から日本に入る分については、ぜひ利用を考えた方がいいと思われます。

商標以外には著作権が1.2%です。例えば衣類に著作物的な写真や漫画の絵などが載っているものは一目で分かるので、止めやすいと思います。意匠は、率としては非常に小さいですが、これも止まっています。本当に難しいのは特許です。特許を水際で止めるというのは、あまり例がありません。件数的にゼロではありませんが、非常に少ないです。物品としては、空港でよくご覧になるとと思いますが、バッグや衣類、キーケース、時計、靴などは水際で止めやすいようです。

経産省がやった企業のアンケート調査によれば、権利侵害の件数は上昇傾向にあるということです。これは本当にアンケートなので、感覚的に受け取る以上のものではないと思います。被害の相手国は、やはり中国が多く、次いで台湾、韓国です。これは先ほどの水際という話とは違って、どこの国で日本に企業が被害を受けているかということについての答えですので、水際で止めたものとは少し違います。その国において日本の企業の権利が侵害されたと企業が答えているというものです。

また、最近では侵害者側の手口が非常に巧妙化、悪質化しています。例えば、物自体を作る工場なり会社と、それに付けるラベル（商標）を作る会社が別々で、それをまた第三の会社が合わせる、製品にマークを付けて流通に流すということで、分業しているということです。商標権侵害ということからすると、商標も付いていない物を商標権侵害というわけにはいかないの、全く独立した会社がやっていると、物だけ作っている会社を商標権侵害に問うことはできません。何らかの共謀などを言えればいいのかもかもしれませんが、その辺を非常に巧妙にやっているということが問題になっているという紹介です。

政府としても、中国に対して知財保護の関係で対応をしています。ここに挙がっているのは、中国政府との間で知財の保護についてのいろいろな覚書を結んで、中国政府側の協力も得るということを努力している件です。これはある意味では友好的にやる話で

す。それ以外に、WTOの条約違反だとして中国を訴えるということも、アメリカは数年前にしました。しかし、実際にいろいろ被害があるとしても、条約違反という話はまた別のレベルの問題です。知的財産制度はきちんとあるのだけれども、その運用が必ずしも十分にできていないということを条約違反だということは難しいところがあります。そういう意味で、日本政府としては、敵対的というか、ハードにやり合うのはなかなか難しく、友好的、協力的にやるという方を中心にして、対応しているということかと思います。

やや話が断片的だったかもしれませんが、私の話は以上です。ご質問等があれば、また後でまとめてお伺いしたいと思います。どうもありがとうございました。



鈴木將文教授

知的財産制度の概観

- ビジネスに役立つ知財の知識 -

2011年3月10日

名古屋大学大学院法学研究科・教授
鈴木 将文

講演の内容

- 知的財産とは？
- ビジネスの観点からみた知的財産
- 知的財産を巡る最近の動向
- 知的財産の国際的側面

知的財産とは？

知的財産＝無体財産（＝情報）

- 知的財産制度
＝ 経済的に価値がある情報を
保護する制度

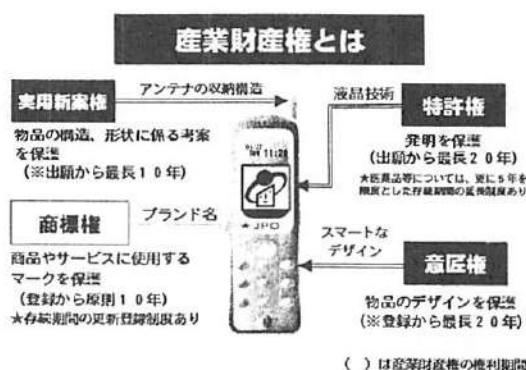
知的財産の特徴

- 無体物（情報）の特徴
有体物（不動産、動産）と異なり、物理的に一人占めができない（消費の排他性がない。）。
→ それを人為的に、特定の者に一人占めさせる仕組みが、知的財産制度。
- 何でも保護されるとは限らない。
何が保護されるかは、法律や判例（裁判所の先例）によって、範囲が決まっている。

知的財産の特徴

- 国ごとに、保護されるかどうか、どの範囲で保護されるかなどが決まる。（属地主義）

知的財産の種類（１）産業財産権

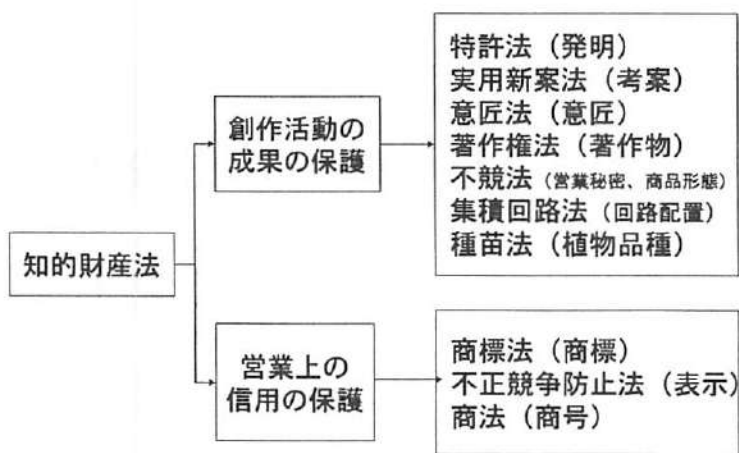


(出典) 特許庁資料

知的財産の種類（２）著作権

- 著作物（小説、美術、映画、プログラム等）についての、財産権（＝著作権）と人格権（著作者人格権）。
- 産業財産権（特許、商標等）と異なり、権利取得に出願は不要。存続期間は、原則、創作の時点から、著作者の死後50年まで。

知的財産の種類（３）保護目的による分類



知的財産の例 営業秘密

- ①秘密として管理されている、②企業にとって有用な営業上又は技術上の情報で、③公然と知られていないもの。
- 上記の３要件を満たす限り、不正競争防止法によって、不正な取得、利用等から保護される。保護期間は無制限。
- 技術的情報→秘密にして営業秘密として保護？
特許にして公開する代わりに保護？
営業上の秘密情報（顧客名簿等）→営業秘密
- 「営業秘密管理指針」 経済産業省HP参照。

ビジネスの観点からみた知的財産

ビジネスと知的財産

- ビジネスの観点から、知的財産について
 - 「知る」（情報収集）
 - 「取得する」（権利取得）
 - 「活用する」（使わせる、使わせてもらう）
 - 「守る」（他人による侵害から守る）
 - 「守る」（他人の権利を侵害しない）

知的財産について「知る」

- 情報提供、指導等について、公的支援（原則、無料）が充実している。

各県、中部経済産業局（「知的財産戦略本部」のHP）、（社）発明協会、日本弁理士会、特許庁、日本貿易振興機構（JETRO）等。

- ただし、個別の対応については、専門家（弁理士、弁護士等）のアドバイスを受けるのが無難。

知的財産を「取得する」（権利取得）

- 特許、商標、意匠等の産業財産権については、特許庁への出願が必要。さらに、（実用新案を除き）実体審査を受けてパスすることが必要。
- 原則として、出願しようとする発明等は、出願前に公開しないようにすべし。
- 著作物（例、広告の文章、写真、設計図等）について、著作権は自動的に発生。ただし、本当に著作物といえるかは、最終的には裁判所の判断。

知的財産を「活用する」

- ・ 知的財産の権利者が、第三者に当該知財を使わせるためには、原則、2つの方法
 - － 知的財産権を譲渡する。
 - － 利用（実施・使用）の許諾（ライセンス）をする。

知的財産を「守る」（他人から）

- ・ 自己の知的財産権を他人の侵害から守るためには、①警戒と②迅速な行動が大切。
- ・ ただし、他人に対して侵害を主張すること（特に、当該他人の取引先等にまで侵害の事実を通告すること）は、逆に自分が損害賠償等の責任を負わされるおそれもあるので、要注意。＊実際は非侵害であるのに、侵害警告を相手の取引先等に送ることは、不正競争行為となる可能性。

知的財産を「守る」 (他人の権利を侵害しない)

- 知的財産の侵害は、①差止責任、損害賠償責任などが、裁判所によって、比較的容易に認められる、②侵害者側が、侵害について認識していなくても、責任を問われることが多い等から、企業として極力避けるべきこと。
- 侵害を避けるためには、登録情報等によるチェックが肝要。
- 侵害を問われた場合は、①経営判断とリンクした対応が不可欠（ライセンス交渉につなげる等）、②相手の権利を攻撃する（無効にする）ことも要検討。

知的財産を巡る最近の動向

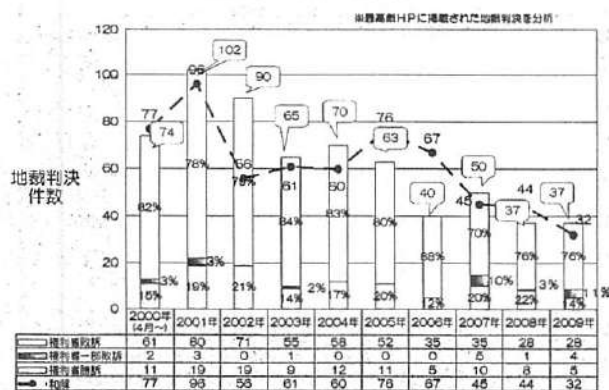
最近の動向（例）

- 「知財立国」で何が変わったか
- 産学官連携
- 模倣品・海賊品問題

「知財立国」による変化

- 知的財産権を、より強く、より早く保護するための制度の新設・改正が実現
 - 多数の法改正が実現。基本的に権利保護強化の内容。
 - 審査・裁判の迅速化。
 - 知的財産高等裁判所の設置。
 - 産学官連携の強化。
 - 模倣品・海賊版対策の強化。 など
- ただし、知的財産権を認めるためのハードルが下げられたわけではない。むしろ、例えば、侵害訴訟で特許の無効を主張しやすくなるなど、権利者にとって、制度がより厳しくなった面もある。

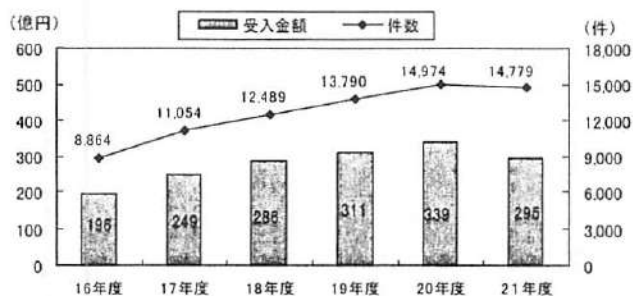
知的財産権侵害訴訟の動向 (特許・実用新案)



出典：特許庁

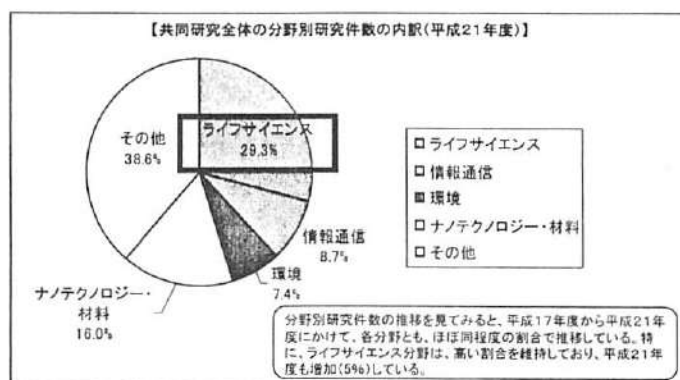
産学連携の動向

【民間企業との共同研究の実績の推移】



出典：文部科学省資料

産学連携の動向



出典：文部科学省資料

知的財産の国際的側面

- 知的財産制度については、国際条約が発達している。 → ほぼ世界共通の制度が確立。
- ただし、個々の知的財産の成立、効力は、原則、「国単位」。
 例えば、「X」という商標について、企業Xが日本で商標登録を得ているとしても、
 - － 外国のA国で商標権を保護してほしい、A国の権利を取得する必要がある。
 - － しかし、A国では、別の企業Yが商標「X」につき登録を得ているかもしれない。

知的財産の国際的側面

- A国における知的財産権の侵害については、A国で争うのが基本。
 - － A国での知財権侵害について、日本の裁判所に提訴することも、場合によっては可能（相手方が日本でも事業活動をしている場合など）。
- A国で製造された侵害品が、さらにB国等に輸出されることがあるので、要注意。

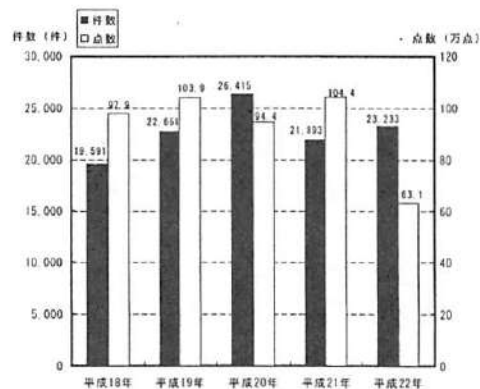
模倣品・海賊版問題

- 平成22年の税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は、23,233件で前年と比較して6.1%増加し、平成19年以降4年連続で2万件を超える差止めとなった。
- 件数の増加は中国からの偽ブランドバッグ、偽サンダル、偽電気製品等が増加したことが大きな要因。
- 中国来の知的財産侵害物品の差止件数は20,996件であり、仕出国別の構成比では初めて全体の9割超（90.4%）を占めるに至り、前年比11.1%増、5年前の平成18年と比べると2倍以上に増加している。一方、これまで同様2位は韓国来であるが、差止件数は年々減少し（前年比61.2%減）仕出国別構成比は2.5%を占めるにとどまり、中国来への一極化がさらに進んでいる。

出典：財務省「平成22年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」（2011年3月）

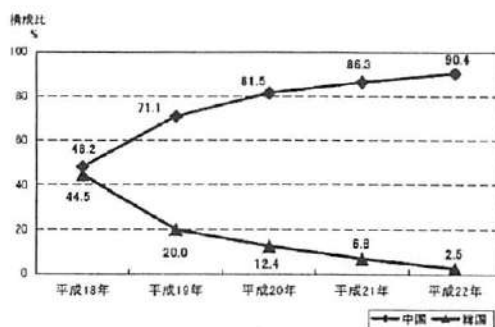
模倣品・海賊品問題

知財侵害物品の輸入差止実績(財務省資料)



模倣品・海賊版問題

差止件数中の中国・韓国からの物品の構成比(財務省資料)



模倣品・海賊版問題

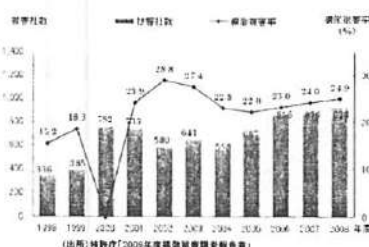
模倣品・海賊版による被害の助成

- ◆ 2008年度の横領被害率（横領被害社数／総回答企業数）は、24.9%で前年度被害率から0.9%上昇しており、横領被害を受けた日本企業の比率は、ここ数年、上昇傾向にあります。

図・地盤図の被害状況

- ◆ 海外における被害動向をみると、依然、中国での被害が多く、台湾、韓国での被害がそれに続きます。近年では、アジア以外の中東、中南米地域などにも被害が拡大しています。

保健事業社数及び保健事業率の推移(1998~2008年度)



図・地域別の観光被害被害率(2008年度)



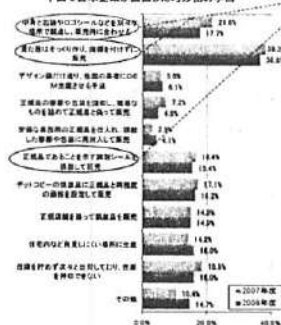
出典：經濟產業省資料

模倣品・海賊版問題

模倣手口の巧妙化

- ◆ 近年、中国では、当局の取締りを回避するため複価品業者の手口は一層巧妙化、悪質化しています。2008年に日本企業が中国で直進した侵害手口で最も多かったのは、「見た目よくすりばね」を偽装して販売する手口(43.1%)。次いで、「デットコピーの模倣品に正統品と同程度の価格を設定して販売する」(20.6%)、「本体と無価値シールを別々の場所で生産し、販売時点で貼付する分集の手口」(19.3%)となっています。

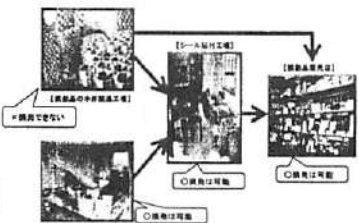
中国で日本企業が展開した巧技化の手口



・【分業化の手口の例】

本体と商標シール（ブランドラベル）を別々の企業が
 本体がブランドラベルをノーブランド製品本体に貼付し
 といった、複製品の製造・流通経路における分業化
 の巧みな手口が報告されています。

複製工場が分散されているため、模倣品の流通ル
 ーを「こと」や「本体製造工場」の調査ができないため、本
 品の製造が止まらない」といった問題



出典：経済産業省資料

模倣品・海賊版問題

中国政府との協力関係の強化

2009年度は、知財部門の日中政府間における協力関係が大きく前進し、日本政府と中国政府の知財関連部門との間で知財保護に関する4つの覚書が交換され、新たな政府間対話の場が設置されるなど、中国政府との交流・協力関係が一層強化されました。

経済産業省と中国商務部との覚書

2009年6月7日、日中ハイレベル経済対話の機会を捉え、二階俊博経済産業大臣と副首相中国商務部部長との間で、「経済産業省と中国商務部との知的財産保護に関する交流と協力に関する覚書」が交換され、日中知的財産権ワーキング・グループ（以下「知財WG」）が設置されました。

第1回知財WGは、2009年11月19日、20日の2日間にわたって東京で開催され、日中におけるインターネット上の知的財産権侵害対策や、模倣品・海賊版ビジネスを予防する環境整備等について、意見交換を行いました。

経済産業省と中国国営工商管理総局との覚書

2009年6月24日、二階俊博経済産業大臣と周伯華中国工商管理総局長との間で署名された「知的財産保護の協力に関する覚書」の交換が行われ、意匠等の知的財産保護に関する協力の枠組みを構築する等、知財保護の取組を促進することに同意しました。

具体的な内容は、①日中共同で協力分野における「年間作業計画」の策定、②模倣品等の取引に係る取締りについての情報提供・調査、③ワーキング・グループの開催、④日中協力の内容の公表及び関係機関へ内容通知等が盛り込まれています。

2010年7月の第1回WGでは、模倣品の分業化など巧妙化する模倣業者の手口に対する対策について意見等を行う予定です。

特許庁と中国知識産権局との覚書

2009年12月21日の日中特許庁長官会合において、特許庁の相野弘長官と国家知識産権局の副局長との間で署名された「日本国特許庁と中華人民共和国国家知識産権局との知的財産分野における協力覚書」の交換が行われました。

両国は、協力関係を一層強化するとともに、具体的な協力内容として、知的財産法制度、審査・審判業務、機械化分野、工業所有権データ交換、統計データの交換、工業所有権情報の普及、知的財産人材育成などを進めて、知的財産保護に向けた取組を策定し進めることで合意しました。

文化庁と中国国営版權局との覚書

2010年3月15日、五井日出夫文化庁長官と國家国営版權局副局長の署名による「日本国文化庁と中華人民共和国国営版權局との著作権及び著作隣接権に係る戦略的協力に関する覚書」の交換が行われました。

本覚書では、日中双方の共通する著作権分野である著作権等の管理及び侵害対策、インターネット上の著作権保護等の分野において協力関係を確立するため、①政府間協議、②人材交流及び育成、③情報交換を実施することを主な内容としています。

出典：経済産業省資料

ご静聴ありがとうございました。

msuzuki@law.nagoya-u.ac.jp

＜講演Ⅱ＞ 「中国における事業展開に伴う知的財産保護上の留意点
～アウェーでの知財総力戦～」

白洲知的財産権事務所 弁理士
白洲 一新



皆さんこんにちは。今日、空港から北國新聞社の車でここに参りまして、車の中の新聞に、ニュージーランドの地震でまた日本人の死者が出たという記事がありました。関係者の方に、お悔やみを申し上げたいと思います。私もつい最近、親族が亡くなったので、そういう気持ちがよく分かっているからです。

先ほど鈴木先生が知財に関して、非常に詳細にご紹介してくださったので、非常に助かりました。その中で一番大事なのは、属地主義という言葉があったと思いますが、国ごとに知財政策を作れるということです。それは自分の国、もしくは自国の企業に有利に働くのが当たり前で、中国もその例外ではありません。また、鈴木先生が模倣品の話をしてくださいましたが、模倣品とされる物は、知財制度や特許権、商標権がなければ模倣品ではなくなります。特許権があるからこそ、ほかの人が勝手に作った物が模倣品とされ、特許権者の作った物が正規品といわれるわけです。このように、いかに知的財産権制度が大事であるか、いかに国の政策として知的財産権制度を作って産業を守っていかなければいけないかという観点から、ぜひ皆さんに聞いていただきたいと思います。

1. 中国での事業展開

私は現場で具体的な案件を扱っている関係で、皆さんに一つのケースを考えていただきたいと思います。インターネットで、石川県の平成21年度の知的クラスター創成事業の事後評価報告という報告書を拝見しました。その中で、石川県は医療機器に関する知的活動が非常に盛んだということで、以下の事例を想定しました。

日本企業が、SARSという病気を検出できる方法の開発に成功したとします。ここでポイントになるのが「方法」ということです。それを中国で展開しようとするときには、幾つかの問題があります。まず、発明に対して特許を出願するかどうか、どの部分を出願するか、特許以外の権利を取る必要はないか。ここでは別に知的財産権の制度などを考える必要はなくて、経営者としてマーケットをどうやって取っていくか、権利という手段をいかにフルに使うかという視点で考えてください。そうすると、法律はあくまでも一つの手段にすぎません。その手段をいかに使ってマーケットをコントロールして、利益を得るかということが、経営者にとって最大のミッションではないかと思います。

では、この事例を頭の中に入れながら、中国でわれわれが使える法律はどうなっているか、彼らはその法律を使う際にどのようなことを考えているか、商慣習はどうなっているかということを事例を交えながら紹介したいと思います。

2. 中国知財制度の概況

日本の特許法を、中国では専利法といいます。そして商標法があって、著作権法、不正競争防止法、独禁法があります。これは日本とほぼ同じです。WTOの加盟国である中国は知財に関して国際条約に加盟しているので、法律ベースではほぼ同じになっているのです。法律を成立させたり、法律の下にある細則や基準を作る組織も、日本とほぼ同じものになっています。全人代（全国人民代表大会）は、日本の国会に相当します。細かく言うと違うという人もいますが、ここでは政治的な観点ではなく、あくまでも全体像を把握するために、これは国会と考えてください。その下に幾つかの委員会があって、それぞれ体制が整っていて、国务院（日本でいう内閣）で法律を作り、各官庁で基準を作るという構図になっています。

先ほど挙げた法律の成立時期を見ると、まず1982年に商標法ができました。次に専利法（特許法）の改正があり、著作権、不正競争防止法というふうに成立していきます。WTOの加盟は2001年で、独禁法はつい最近、2007年に成立しました。法律を勉強している方はびっくりされるかもしれませんが、民法総則の成立は1986年ですから、特許法が民法総則の前に成立しているのです。つまり、特別法が一般法の前にあるということで、一般的にはおかしい話です。なぜそうなったかという、1949年に中華人民共和国が成立した後、29年間、司法制度がなかったからです。いきなり鄧小平氏による改革開放をしたわけで、そのときに外国から技術や物を入れることが必要となり、商標法や特許法がなくては行けないということで、それらが民法総則の前に成立して施行されたのです。

つまり、一般法があって、特別法があるというルールに従って法律を作っていくというより、必要があるかないかによって作っていくのです。中国の発展に必要なものは入れる、必要ないものはいらぬという、非常にリアリスト（現実主義者）的な考え方なのです。この発想は、日本人にはなかなか理解できない部分があります。特許権というのはそもそも財産権であって、権利です。権利に関する一番大事な法律は物権法ですが、物権法はなんとその20年後に成立しました。いまだに中国には債権法という法律はありません。債権法は契約法で代用していますが、その成立も1999年ですから、10年後に成立したわけです。行政訴訟法もこの辺りで成立しました。

このように、中国は必要があるかどうか、国の発展につながるかどうかという基準で物事を判断しています。日本の方々がそれを理解しないまま中国に行くと、法律は同じなのに、なぜ法律の効果が違うのかと思われるでしょうが、そもそも背景が違っているのです。

3. 特許出願・登録等のデータ

出願のデータから中国の現状を見てみましょう。中国の特許庁から得たデータによれば、出願数は1981年から1996年までの5年間で約1万件増、1996年から2001年の5年間は2万件増と、傾きがどんどん急になり、ぐっと増えています。知的財産権はマーケットをコントロールするためにあるわけですが、このデータはいかに中国のマーケットが大きくなって重視されているかということを示しています。特許を取っておけば、「自分以外のものは海賊版だ」と言えるので、差し止めることができます。そのようにマーケットをコントロールすることが、知的所有権の一つの側面です。

中身を見ると、特許が圧倒的に多く、そのほかに実用新案や意匠があります。先ほど申し上げたように、中国では専利という言葉を使っており、その中に特許、実用新案、意匠の三つが含まれています。その中で、日本企業が中国で最も多く出願しているのが特許で、実用新案はほんの少ししかなく、意匠は相当低くなっています。

中国の国内企業と外国企業の出願の対比を見てみましょう。国内企業と外国企業の出願数を比べると、相当な開きがあります。一方、登録の数はほぼ拮抗しています。つまり、多くの出願は登録されていないのです。中国に持っていく外国企業の出願は質が高いということを示しています。ですから、中国側には中国のマーケットが外国企業に占められているということに対する恐怖感があるのです。中国で権利を持っても、その行使がなかなか認められないというのは、そこから言えるのではないかと思います。これについては後でお話しします。

もう一つ、中国に特殊なデータとして、職務発明の数の統計データがあります。これは、企業に勤めながらした発明、企業の命令を受けて職務内容にかかわる発明を指します。中国では、職務発明の割合が50%を下回っています。中国の企業はそれほど発明活動をしておらず、R&Dをあまり重視していないからです。その理由は、後で中国の商慣習を見ていただくと分かるのではないかと思います。

ただし2009年、PCT出願という国際条約に従った出願方法で、華為という中間の会社の出願数がパナソニックを抜いてトップに立ちました。華為はR&Dに力を注いでいて、出願を数多く出しています。つい最近のニュースでは、その力を持った華為が米国であるベンチャー企業を買おうとしました。そうすると、このベンチャー企業の持っている事業が華為に買い取られてしまうと国家（米国）の安全と利益を害するという事で、米国政府はそれを認めませんでした。ここからも分かるように、知的所有権は譲渡や売買をすることができるので、買い取ることによってマーケットを制することができます。特許を買うという行為は中国の一つの商慣習で、技術に対する考え方の一つの表れではないかと思っています。

ここで一つ、興味深いデータを挙げさせていただきます（スライド16）。左側が中国企業の出願の内訳です。特許と実用新案と意匠は、ほぼ同じような形になっています。2008年と2009年のデータが並んでいます。一方、外国企業が同じく中国で取得した権利の数と出願した数を見ると、実用新案はほとんど出願されていません。なぜかという、小さい発明なので、保護する期間も短いし、マーケットをコントロールできる力も弱い、あまり重視されていないからです。なぜ中国が出願したかというからくりは後で申し上げます。ここで申し上げたいのは、中国でいう専利は特許・実用新案・意匠の三つを含んでいて、三つのどれか一つでも取れば、専利を一つ取ったとカウントされます。しかも実用新案と意匠は中国では審査されません。書式さえ整っていて中国の特許庁に出せば、半年足らずで登録できます。そうすると、専利を一つ取ったとカウントされるのです。

4. 知財に関する訴訟制度

続いて、訴訟制度に関する基本的な話をさせていただきたいと思います。中国の裁判所は法院といって、基本的には4階級になっており、二審終審制となっています。要す

るに、2回しか審査しないのです。基層人民法院で提訴すれば、それに不服があっても、中級人民法院に控訴して終わりということです。このように、スタートから一つ上にしか上げてもらえないという制度を二審終審制といっています。ただ、再審という特殊な制度があって、日本でいう最高裁までの3回に相当しますが、これは例外と考えていただければと思います。

特許出願において特許庁側の判断が間違っているのではないかとするとき、それに対して裁判所で争うときには、行政訴訟としていきなり中級人民法院まで訴訟を持ていきます。そうすると、審査を含め少なくとも最高人民法院まで控訴することができます。侵害訴訟も原則は中級人民法院がスタートになりますが、例外として、例えば特許侵害で損害賠償を1億人民元取りたいという場合、それが認められれば、高級人民法院からスタートすることができます。要するに、損害賠償の金額によって裁判所を選択することができるという仕組みになっています。

日本の裁判官は最高裁が人事権を持っていますが、中国の裁判官の人事権は最高裁にはありません。地方であれば、地方の人民代表大会という地方議会が、地方の人民法院の裁判官の任命権を持っています。例えばある日本企業が、模倣品を作っているということで、ある地方企業を訴えようとする、その企業は税金を払っている、その所在地の人民代表大会に自分たちが外国企業に訴えられているのだと告げ口をします。そうすると、裁判所はもちろん自分の地方の企業の肩を持ちます。いわゆる地方保護主義です。日本の企業はその対策として、地方では訴えずに、なるべく北京や上海といった大都市の法院に起訴します。なぜなら、北京と上海には地場産業が少ないからです。そうすると、ある意味では平等性が保たれるので、大都市で争うということが一つの対策として考えられます。

裁判所は、全人代のコントロール下にあるということですから自分で独立した判断ができず、独立性を有しません。最高人民法院は、中国では今、知財を重視しているという流れを作り出していますが、つい最近、100の判例を紹介しています。中身を見ると、日本でいう均等論も認めていて、その技術的な範囲、要するに特許範囲をどのように決めるかということ、一般論から言うと、日本とさほど変わりません。各具体論になっていくと、いろいろ違う判決が出ることも多々あります。ここに行政訴訟と民事訴訟のデータが幾つかありますが、これは一つの目安として見ていただきたいと思います（スライド20）。

5. 中国社会の技術、知財に対する考え方（商慣習）

ここからが今日の本題です。中国では技術、知財に対してどのように考えているかという歴史をたどってみたいと思います。中国は1949年に国が成立し、その建国初期から既に技術を移転しています。そのときはソ連からです。要するに、ないものは買ってくればいいのかという考え方です。当時、中国は共産主義国なので、すべて国がコントロールしていました。大学は研究をし、会社・工場は物を生産するというわけですが、何を生産するかということに関して、自分は決定力がありません。国から今年は何を幾つどこで作るかという命令を受けてやるわけです。では、その製品を生産する技術はどこからかということ、中国の大学が研究したり、なければ外国から買ってきたりします。

つまり、ないものは買ってくればいい、持ってくればいいという発想です。

80年代になって、鄧小平氏による改革開放の号令があったとき、合併企業を一つの手段として、外国から技術を入れました。中国側は工場と人、場所を提供する代わりに、外国から資金と技術を入れ、合併企業でやろうというのが80年代の動きです。90年代に入ると、やっと契約法ができ、それに基づいて技術を契約によって移転したり、譲渡したりしていました。その金額はここに書いてあります（スライド22）。さらに細かい金額、そして、どこからどのような技術を導入しているかということのをこのようにまとめたデータをJETRO北京から出しています。いずれにしても、ここで申し上げたいのは、ないものは持ってくればいいのであって、自分でこつこつ何かを作りだそうというものではありません。それは日本の方との技術に対する考え方の根本的な違いではないかと思います。

これは完全に私見ですが、日本の知的財産権の中国語訳は「知識産権」です。これは100人の通訳さんに聞くと、100人がみんなこれが間違いない訳であると言うでしょうが、実際に現場でいろいろ見てきた私としては、それは全く違う言葉です。どこが違うかというと、中国は「産権」に意味を持っていて、日本は「知的」というところに意味があるのではないかと考えています。

例えば男性はみんな時計が好きで、僕も時計が好きですが、ロレックスを10個持っているとしましょう。日本人がロレックスを10個持っているということは、自分は金を持っている、いい物を持っている、しかも趣味もいい、ロレックスしか持たない。自分のステータスを表すものです。中国人がロレックスを10個持っているとしたら、1～2年後の値上がりのための投資であって、自分のステータスや、趣味だとは考えません。必ず価値ある物かどうかで見ます。知的所有権もそうです。この特許権が自分の今の事業にとってプラスなのか、マイナスなのかということで判断します。もしプラスであれば、買ってでも欲しいのです。もし、自分の今の事業に対して、ただの先行投資であって、お金を生まない技術だったら要らないという発想で物事を考えています。

ですから、財産としての知識なのか、所有物としての知識なのか。所有物としての知識というのは日本の知的財産権に対する考え方です。大企業はたくさん特許を持っていますが、譲渡はしませんし、ライセンスもしません。自分で防衛特許をたくさん持っています。自分は技術を持っているという一つのステータスとして特許をたくさん持っているというのは、日本の一種の考え方です。自分にはR&D、開発力があるのだということです。しかし、中国はそうに考えません。価値を生むものはどんどん買ってくるし、価値を生まない物だったら持っていては仕方がないので、どんどん切り捨てていきます。ですから、中国が今盛んに企業売買などをしており、日本に来てM&Aをしています。それは企業を買ってその技術を手に入れることによって、さらに利益を生むといった発想で知的所有権を見ているからです。

よく見ていくと、中国の特許法の第1条と日本の特許法の第1条には、そういう意味を汲み取れるのではないかと思います。日本は産業が発達するために特許法があると考えています。技術が産業の一つの側面と考えていけば、技術を持っているということは産業も発達しています。中国はそうではなくて、産業の発展ではなく社会の発展といっています。要するに、社会全体が豊かになれば、GDPが日本を超えれば、アメリカを

追い越せばそれでいい。自分がいくら特許を持っていようが、それは二の次であって、その結果どのぐらいの利益を生んでくれるかを非常に重視しています。先ほどの華為という会社もそうですが、アメリカなどに出てたくさん企業を買ったりするのは、利益を生むからこそです。

余談ですが、日本でよく、日本の技術は素晴らしい、いい物を作れる、誰にも負けない技術を持っているといいますが、実はそうではなくて、中国人の立場で考えると、マーケットで利益を得られるものがない技術であれば、必ずしも技術的にハイテクなものが直接マーケットにつながらない場合があります。従って、中国の考え方でいくと、日本の技術が必ず世界で通用するとは限りません。要するに直接利益が得られるものを、そんなにハイテクなものでもなくとも、すぐに製品化でき、すぐマーケットで利益を得られるものであれば、それは中国人にとっていい技術になるわけです。実際にそのようにやってきて、GDPが日本を超えたという現実があります。

簡単に言うと、技術を保持するより、利益を得ることに徹底しているのが中国人の考え方です。なければ買ってくればよく、技術は陳腐化していくので、こつこつ自分で開発して蓄積していくというよりは、手っ取り早く外部から導入した方がいい。日本は非常に長いスパンで物事を見ていますが、中国はそうではなく、目の前にある利益を手っ取り早く取ってしまうというのが中国流の考え方です。なぜかという、10年後同じことをやっているとは誰も保証してくれないからです。ころころと変わるので、目の前の利益を手っ取り早く取るのが中国人の考え方になります。利益が出るものであれば、すぐ切り替えるので、利益をもたらしてくれる技術は歓迎します。その意味では、客観的に技術を評価するより、技術をいかにマーケットで製品化し、利益を生ませるという、後の川下のビジネスに人脈などがいろいろかわってくるので、そちらの方が非常に大事だと考えます。

6. 判例紹介

(1) アステラス製薬 v s 深せん清華源興藥業公司事件

ここで、幾つかの判例を紹介します。そのような中国でビジネスをするときに、実際にやってどのような結果が出たかということで、四つの判例を紹介します。中国で勝ったもの、負けたものそれぞれ二つを紹介しています。それぞれ日本の企業が入っており、まずアステラス製薬の案件と、ファイザーのバイアグラ事件はいずれも医薬品関係ですが、どちらも勝ちました。中身は専門性の非常に高いものなので、ここでは省かせていただきます。

まず、アステラス製薬の判例です(スライド29)。ポイントはどこかという、原告であるアステラス製薬の製法と被告である中国側の製法を見ていただくと、中身はともかく、赤い部分だけが違っています。あとはみんな同じです。そうすると中国の裁判所は、均等論という法律の考え方を適用して、被告がやったものが原告と同じものなので、原告の特許権を侵害していると北京の高級人民法院が判断して、被告の中国の製薬メーカーは、その薬の製造を断念したという判例です。

(2) 富士化水事件

ついでに日本の企業の話をしていただきますが、非常に話題になった案件で、先ほどの事例と少し似ています。被告1は、日本の装置会社の富士化水です。富士化水が装置を作り、中国の会社に販売しました。中国に技術を輸出したとき、もしくはライセンスをしたときに、中国の法律では、特許権を持っている人（ライセンサー）が権利を受ける側（ライセンシー）にこの特許が無効にされないことを保証する特許保証を付けないうとその特許のライセンスはできません。この案件では、日本企業が技術を持っていて、中国企業にその技術をライセンスして、そのときに特許保証を付けました。そうすると、中国の別の企業が出てきて、その企業が両方ともを訴えました。要するに日本企業は装置を売ったわけで、実際、日本企業は中国でその装置は使っていません。そうすると、中国の企業が自分が特許を持っていて、その特許を被告である2企業が侵害したので、中国企業に対しては差し止めを要請し、一方、日本企業に対しては、入ってきたお金を損害賠償としてよこせということで、損害賠償を請求しました。もちろん日本企業は無効審判を請求しました。

この日本企業は、中国で特許を出願していません。ここで大きなミスを自ら起こしたわけです。技術を持っているのですが、中国で特許を出願していません。出願しても取れないかもしれないからです。権利を持っていないにもかかわらず、法律でそうなっているのに、特許保証をしたのです。ですから、中国でそもそも事業展開はしていませんが、中国の企業とかかわったときには、知財権はいかに重要であるかということを考えなければいけません。

結果的に、第一審の高級人民法院では、日本企業に対して損害賠償約7億円という判決が出されました。中国企業に対しては、原告は差し止めを求めましたが、結果としては通常実施使用料を払えば使い続けることができます。これは中国の企業に対して甘いのではないかとお考えかもしれませんが、その背景を簡単に紹介すると、それは発電所で使われる装置です。その発電所は海辺に造られていて、冷却水として海水を使いますが、海水の中にはたくさんイオンが入っているので、そのイオンを除去するために富士化水の装置が使われているのです。もし、原告の差し止め要求を裁判所がOKすると、発電所にある脱イオン装置を使えなくなります。そうすると、発電所全部が使えなくなり、その地域一帯の住民たちに電力が供給できなくなってしまいます。そうすると、これは果たして差し止めていいのか。結論として、実施料を払うことによって済ませました。控訴しましたが、最高裁でも同じ結論が出ました。ただ、損害賠償は片側ではなく、両方が払わなければいけないということになりました。それは法律上、また別の法律に根拠がありますが、ここでは知財と関係がないので省きます。

このような考え方は果たして妥当かという問題が出てきます。この事件の直後に、日本の実務関係者がさまざまな角度から論評しています。要するに、原審の言っていることは、「基本的国策及び国家産業政策に合致し、発電所の電力供給は地方の経済と民生に直接影響を及ぼす」。だから、それは止めては駄目だと。最高裁も結果は同じですが、言葉を多少変えており、停止命令があると、現地の公衆の利益に直接重大な影響を及ぼすと言っています。要は公共の利益を第一に持ってきたわけで、特許権を持っていても、公共の利益を理由に差し止めできなくなるという結論になりました。

そういう考え方は中国だけなのかということをよく調べていくと、そうではなくて、

日本の知財の第一人者の中山先生が「知財管理」という雑誌に次のような論評をしています。「社会の不利益があまりに違いすぎる場合においては、権利濫用が成立し得る。」ということです。要するに、先ほどの中国の判例は、公衆の利益を第一にしていますが、このことは日本でも認められています。ただ、なぜそういう判例が日本で大騒ぎになったかという、使った弁護士（代理人）が駄目で、勝てる裁判が勝てなくなったからです。つまり、先使用権を主張しましたが、主張の証拠が全くなかったということです。この案件は中国の弁護士を使っていたが、僕が調べたところ、日本の関係者は誰も関与していませんでした。中国のライセンス企業に任せきりだったということもあって、全く反論になっていないものが裁判所で主張されたようです。ですから、問題は代理人の選任にあって、現地のパートナーに任せきりだったという点です。

一番問題なのは現場軽視です。中国で事業をするとしたら、必ず中国に行かなければいけません。これは今日のテーマでもあるアウェーでの知財総力戦です。われわれが中国で事業を展開するときは、アウェーでの戦いになります。日本だったらこうだと考えていくと、その時点で不利になります。中国では中国の知財制度があります。これは政策にも問題があるということです。また、日本の企業が自社出願について、積極的に中国に特許出願していなかったことにも問題があります。

（3）シュナイダー社事件—アウェーでの敗者

外国企業に比べて、中国企業は実用新案の出願数が圧倒的に多いです。それに関して、一つの事件がありました。それは、「特許ニュース」という雑誌に書かせていただいた内容ですが、簡単に紹介します。フランスのシュナイダーという会社が、フランスでブレーカーを生産していて、中国でもブレーカーを生産していましたが、中国では中国に合わせて多少モディファイしなければいけません。そのモディファイしたものを中国で特許出願していなくて、フランスのライバル社がモディファイしたものとほぼ似たようなものを実用新案にしています。もし特許が分かっている人間であれば、ちょっとしたモディファイだと特許が取れないので、途中で特許をやめようと考えがちですが、中国では、実用新案は無審査で登録されるので、出せば登録されます。かかるお金はほんのわずかです。

一方、これをつぶしに行くには無効審判を起こさなければいけないので、相当のお金と労力を費やさなければいけません。そうすると、中国人の知財に対する考え方で行くと、ただに近いお金を払って相手を差し止める権利を手に入れられるのだったらもうけものだということで、圧倒的な数の出願が出てきます。シュナイダー社は、この中の1件をやられていました。出願費用と代理人費用を合わせて日本円で10万円もかかりません。シュナイダー社が払った代償としては、推定23億円で和解しました。出願しておけば10万円で、100件あったとしても1000万円でした。出しておけば和解金を払わなくても済んだかもしれません。

しかも和解条項について、推定ですが、いろいろ関係者の話を総合すると、全世界において特許権等の不爭（不訴）条項が入っているようです。ということは、シュナイダー社が中国のみならず、中国以外の国において、中国の会社に対して特許権を行使することができなくなるということです。中国のマーケットを失ったのみならず、世界中の

主要なマーケットにおいても、中国の会社が作った製品を訴えることはできなくなるのです。そうすると、中国の製品は果たして模倣品と言えるかどうかという話になります。権利がなくなったシュナイダー社は相手を模倣品と言えなくなります。ですから、いかに特許を取ることが大事か、知的所有権がいかに大事かということが、こういう例からも言えるのではないかと思います。

敗因は、欧州の法制度の考え方で中国の訴訟を戦ったことです。完全にヨーロッパの代理人を使って、中国の代理人を使わなかったらしいのですが、考え方の相違によって現場で通用しなかったことが敗因ではないかと思っています。ただし、一ついい点は、和解に持ち込んだということです。和解したということは、先ほどの富士化水と違って負けていません。また中国で事業を展開することができます。富士化水はあの判決があった後に、もしもう1回やろうとすると、中国のマーケットにおいて非常に展開しにくいと思います。これはさすがフランスのグローバルな会社の考え方です。勝っていなくても負けなれないといった戦略が、われわれ実務を担当している人間にとっては非常に納得するところであり、日本の企業は学んでいただければと思います。

(4) ファイザーのバイアグラ事件

最後に、ファイザーのバイアグラ事件です。バイアグラの特許が中国で無効審判が提起され、いったんは負けたのですが、控訴審で覆されて、2014年まで権利があるということになっています。中身は非常に専門的な話になりますが、ここでは別の角度で考えてみたいと思います。世界中で最も売り上げの高い医薬品として、リビトールという同じファイザー社が作った製品があります。これは米国で無効にされました。関係者が僕に、「では、リビトールの特許は中国でも無効にされたのでしょうか」と尋ねました。なぜかということ、バイアグラに対してあんなに戦っていたからということでした。調べたところ、無効審判は提起されていませんでした。なぜかということ、これを無効にすると、誰でも使えることになり、模倣品という言葉はなくなります。誰でも作れるし、もちろん売ることもできます。ただし、医薬品なので、売るには審査などをしなければいけませんし、病院で医者による処方しなければいけません。これでは直接利益につながりません。

一方、中国でバイアグラの特許がなくなれば、誰でも使うことができるので、ネットで販売することができます。要するに彼らはいくらでも利益の有無で見ます。この特許をつぶせば利益になるのだったらつぶします。つぶしても利益にならなかったらつぶしません。特許に対して外国で無効にしたら、中国でも無効にして自分で何か作ろうという技術的な考えではなく、あくまで利益になるかどうかで考えます。

アウエーでの訴訟の怖さは、知らないうちに訴えられてしまうということです。中国の法律をあまり理解していないため、準備も不足しているという点、そして、未経験のために日本の基準で相手を評価してしまうという点です。経営者にとって一番怖いのは、被告で、アウエーで敗訴すると、そのマーケットを失うことです。

7. アウエーでの知財総力戦

日経新聞の記事によると、このまま行くといずれ中国は高齢化社会になり、今の経済

は続かない。さらに一党独裁にも問題があるので、そこに日本にチャンスがあるのではないかということです。そのとき、中国側で相談できる公的機関があるかということ、中国でも対応している公的機関はありますが、相談には応じてくれますが、外国企業の利益になるための話はまずないと思った方がいいでしょう。中国の政府のためであって、外国企業の利益のためではないということが彼らの根底にあるので、一般の建前論しか言ってくれませんし、具体的な案件になると、込み入った話はしてくれません。どちらかというと、日本のJETROなどの方が頼りになるのではないかと思います。

さらに費用についてですが、中国では行政による差し止めも認められており、司法には差し止めおよび損害賠償も認められています。中国で事業を展開するときに、自分の権利を守ってくれる代理人としては、中国の弁護士や弁理士がいます。彼らはわれわれの代理人になって働いてくれますが、金額としては一般的にこのぐらいかかるのではないかと思います（スライド47）。

もう一つ、日経から引用した話ですが、ダイキンは中国で非常に成功しています。彼らは完全に総力戦です。ただ製品を売ればいいのではなく、知財、営業、人事まで、全部中国に人を張り付かせて、ローカルの法律などを全部理解した上でやっています。さらに、門外不出の省エネ技術も提供しています。中国で基準を取ったということで、非常に強みを持っていて、中国ではこの技術なくしてエアコンは作れないぐらいにまで持っていていっています。中国人に認知されていれば、ある意味では成功したということになります。

中国で認知されたものにはもう一つ例があります。「三得利」というのは、日本のあるビールの呼び名です。見て分かるでしょうか。これは「サントリー」です。僕は中国の上海出身ですが、上海では10年前にはビールを冷やして飲む習慣はありませんでした。その習慣を紹介したのがサントリーです。今、中国で上海に行くと、サントリーは地ビールと考えられています。日本のビールではなくて、上海のビールだと思われるのです。中国は青島ビールが有名ですが、上海にはビールはありません。地ビールの代名詞となっているのはサントリーです。

それから「黒烏龍茶」です。これは商標に関して逸話があります。ウーロン茶というのはそもそも中国のお茶です。サントリーは中国で「黒烏龍茶」を売り出しました。「黒」を付けた商標を登録しようとした。そうすると「黒を付けるだけではないか」と反論されます。商標法の話をするとうるさくなりますが、一般的に考えると、それは登録できないと考えられます。ここでは名前を申し上げることはできませんが、サントリーの中国通の部長が中国に行って、商標関係者をみんな行脚して、「うちの黒烏龍茶はこういうものである。中国は今までお茶に黒を付けているカテゴリーはない、名前もない」と説明したそうです。その結果、中国側の関係者がサントリーの「黒烏龍茶」は商標登録すべきだと言い出しました。その部長の行脚の結果が出たということが僕は後になって分かりましたが、そこまでしないと、中国ではなかなか勝てないのではないかと思います。

簡単に話をまとめると、まず、先入観は捨てなければいけません。日本はこうだから、中国も同じだと考えるのはやめた方がいいのではないかということです。それから、スピードが大事です。それから、白い猫、黒い猫の理論というのはご存知でしょうか。ネ

ズミを捕ってくれば良い猫なのであって、白であろうが黒であろうが、何でもいいのだという、鄧小平が言った言葉です。白は社会主義、黒は資本主義です。つまり、国を発展させれば、社会主義であろうが資本主義であろうが何でもいいのだということです。先ほどの中国人の技術に対する考え方と一致します。それから、人脈を考えなければいけません。そして、米国へ進出する際と同様の心構えです。日本の企業が米国に行くと、相当お金を投資して、人を張り付かせてやっていますが、中国への進出の際には上から目線になりがちです。そうではなくて、米国並みの心構えが必要ではないかと思います。

先ほど申し上げたように、石川県の知的クラスターのレポートを見せていただきましたが、このようなものが将来中国で使えるのではないかと、技術標準のための特許出願の戦略をとった方がいいのではないかと考えています。どのようなものかというと、あくまでも私見ですが、例えばある技術が石川県で出たとすると、必ず基礎理論があって、新しい製品を作る方法があります。その製品は新しいものなので、評価する技術や方法が含まれています。それを全部中国や日本も含めて出願しなくてははいけません。評価をする技術や方法を中国に出願してからオープンにし、中国の国内標準にしておけば、日本でこの技術で作った製品が中国で評価されることになります。そういう形で、日本のいい技術で中国に食い込んでいくというものを一つのモデルとして考えています。

私は今、知財塾という知財協のあるところで勉強していますが、標準化の考え方をまとめている最中です。5月に論文として発表しますが、これはその中の一部です。要するにある部分をクローズにして、ある部分をオープンにすることによって、これが生きてくるといように考えていかなければいけないと考えます。

最初にお示した事例に対して、今の講義で多少の答えを得たのではないかと思います。以上です。ありがとうございました。



白洲一新弁理士

会場質疑応答

(司会) 白洲先生、ありがとうございました。それでは、会場の皆さまからご質問をお受けしたいと思います。

(Q1) 両先生、ご講演をありがとうございました。法総研教官の上坂と申します。私からご質問をするのがいいのかどうか分かりませんが、白洲先生に教えていただきたいことがあるので、質問させていただきます。まとめとしても、非常に参考になりました。その中に、中国では権利の取得が第一条件だ、それがスタートだということで、確かにそのとおりではないかと思います。ただ、先ほどの権利の取得をしていなかったために負けてしまったという富士化水事件ですが、中国側とすれば専利権を容易に入手できる。他方で、日本側、あるいは中国に進出していく側としては、容易に取られた専利権を無効審判でひっくり返すのは難しい。だからこそ、先に専利権ないし権利を取得しておくのが第一だということだと思います。かといって、全部出願するというのも現実的にはなかなか難しいのではないかと思います。かつ、どの範囲が最終的に司法判断でも勝てる場所なのかということも含めて考えると、予測しにくいところもあって、判断しにくいのです。

そうすると、一方の極端な考え方としては、全部について権利を取得することになりますし、もう一方の判断としては、何らかの方法で具体的、妥当な範囲の判断をしていかなければいけないのではないかと思います。そういう場合は、全部権利を取得すべきなのか、あるいは何らかの方法で妥当な範囲の権利にとどめるのかということ、恐らく後者だと思います。しかし、その判断は自分ではなかなかしにくいと思います。では、その専門家にどういう形でお尋ねすればいいのかも分かりません。現実これから進出していこう、あるいはどの範囲までやればいいのかという、経営判断も含めた上での判断をする際にはどのようにすべきなのか、教えていただければと思います。

(白洲) まさしくそのとおりで、その答えの一つが、スライドの後ろから5枚目の「アウェーでも戦える知財戦略」というところです(スライド50)。ここに、現場主義と書かせていただきました。要するに、これから中国に行きたいのだけれども、日本はこうだからどのようになるかというのではなくて、取りあえず何でもいいので中国に行ってみてください。中国に行って、何が必要か、自分たちは何ができるかという前提で、日本からの目線ではなくて、中国ローカルでの目線で物事を考えていただきたいのです。

日本はこのようなものを持っている、中国ではこれが要るか要らないか、日本の基準で判断していると、結論は出ません。中国に行って、中国はこれがない、これがあるということを調べることです。中国では大手の銀行は、日本企業が中国で何ができるかということを徹底的に調べた上で、それを日本の企業に提供しています。日本企業も、それと同じことをやった方がいいのではないかと。そこまで能力がなければ、日本の商社さんや銀行さんと提携して(彼らは圧倒的な情報を持っています)、中国では何が駄目なのか、何がもうかるか、どこに利益が出るかということを探るのです。彼らが分からな

かったものは、彼らに調べさせたりすればいいのではないかというのが最終的な判断です。

そして、さらにそれを踏まえ、日本からではなくて、中国からの目線で、現地のニーズを事業の観点から把握し、これはやっていけるということが固まった上で、われわれ法律家に相談していただければ、それで保護していけるのではないかと思います、いかがでしょうか。

(Q2) 実用新案権を取って、安価で権利を押さえるのは極めて有効な作戦だと思います。ただ、実用新案権となると、中国でも権利期間は相当短いと思いますので、やはりそのようにして中国で技術を公知公認にするのは当地の戦略と見てよろしいのでしょうか。

(白洲) 多分、そもそも考え方が違います。誰でも使わせるということまで中国企業は考えていません。中国企業は基本的には、あくまで自分の利益しか考えません。要するに実用新案権が短いというのは、法制度がそのようになっているということで、例えば来年度の製品を今出願すると、向こう10年間は法律によって保護されます。一方、技術はどんどん改良されていき、10年もたたないうちに新しい物が出てくるので、もう要らなくなります。

つまり、中国企業の考え方としては、特許は審査に時間が必要で、登録するまでに新しいモデルが出てきて、サイクルが終わってしまう可能性があります。そうではなくて、実用新案をばんと出して、製品をすぐマーケットに出すと、その短い期間の中に実用新案の効力があります。第三者、例えばフランスの会社がそれをつぶしにいくとすれば、無効審判は少なくとも1年かかりますし、訴訟などというとまた延びてしまい、その間に新しい物が出てきます。製品がどんどん新しくなってしまうので、そういう意味では、実用新案は製品の短いライフサイクルを確保できる手段として非常に有効です。その短い期間で特許を取って、公開して第三者に使わせるという発想ではありません。

中国では、日本で言う特許と実用新案を同日出願することができます。実用新案だけでなく、両方、三つか四つ、同じものを特許でも、実用新案でも、意匠でも取るということと同日でやれば、権利を最長20年間つなぐことができます。ですから、第三者に使わせるというような発想は、そもそもこういう意味では違うのではないかという答えになります。

(Q3) 白洲先生に質問です。日本の場合、実用新案を行使するときに技術鑑定書である程度有効とされたものしか行使しづらいということがあってと思います。中国の場合は、そういうことをあまり気にせずに行使できると考えてもよろしいのでしょうか。

(白洲) 非常にいい質問です。日本と同じように、中国では調査報告書という制度があります。ただし、日本と違うのは、例えば私が実用新案権者で、誰かを訴えるときに、その調査報告書を裁判所に提起しなくても訴えることができます。後で、裁判所に実用新案だから、調査報告書を出せと言われますから、そのときにだせばいいだけです。

もう一つは、調査報告書を請求できるのは、日本では利害関係者ですが、中国も利害関係者ではあるのですが、意味が違います。日本の利害関係者というのは、原告、被告も全部含みますが、中国は原告、もしくは訴権のある人です。つまり、私が実用新案権者であれば、私が設定した専用実施権者しか報告書を請求することはできません。被告は請求することはできません。しかも、報告書は1回きり、特許庁は1回しか作りませんから、被告は全く証拠のないまま訴訟に巻き込まれることになります。

日本企業がそういう立場に立たされると、自分も実用新案がある。「そちらが訴えるのだったら、こちらも訴える」ということになると、和解とは別の交渉になります。ですから、何でもいいからという語弊がありますが、少なくとも中国に出す製品に関して、たとえ日本では特許を取れそうもないものであっても、中国では実用新案でも意匠でもいいので出してください。両方とも無審査で半年以内で登録します。けんかを売られたときに返せるだけのカードを持っていないと駄目ではないかと考えます。

(司会) ありがとうございました。以上をもちまして、国際民商事法金沢セミナーを終了させていただきます。皆さま、長時間にわたりありがとうございました。

中国における事業展開に伴う知的財産保護上の留意点 — アウェーでの知財総力戦 —

井理士 白洲 一新

中国で事業展開

2011/5/10

中国で事業展開

● 仮想ケース：

- SARAなどの伝染病の病原菌を検出できる方法の開発に成功した日本企業が中国で事業展開する際に取るべき知財戦略
 - 中国で特許出願をするか？
 - どの部分の技術を出願するか？
 - 特許以外に知的財産権をどうするか？
 - 中国特有の伝染病の病原菌の検出に適用することができるこの方法を用いて、検出キット（製品）の開発を行うか？
 - 開発はどこで行うか？
 - 特許出願はそうするか？
 - 中国のカウンターパートナーと組むか、単独で行うか？
 - 開発に成功したらどこで生産するか？
 - 模倣品が出たらどう対処するか？
 - など

井理士 白洲 一新 白洲知的財産権事務所

中国知財制度の概況

2011/5/10

井理士 白洲 一新 白洲知的財産権事務所

特許法

● 1984年3月12日、全人大常務委員会が中国特許法を可決し、1985年4月1日より施行。

● 1992年9月4日、全人大常務委員会が中国特許法第一次改正を可決し、1993年1月1日より施行。

● 2000年8月25日、全人大常務委員会が中国特許法第二次改正を可決し、2001年7月1日より施行。

● 2008年12月27日、全人大常務委員会が中国特許法第三次改正を可決し、2009年10月1日より施行。

商標法

● 1982年8月23日第5期全国人民代表大会常務委員会第24回会議で採択

● 1993年2月22日第7期全国人民代表大会常務委員会第30回会議「中華人民共和國商標法」改正に関する決定により第1回改正

● 2001年10月27日第9期全国人民代表大会常務委員会第24回会議「中華人民共和國商標法」改正に関する決定により第2回改正

著作権法

● 1990年9月7日第7期全国人民代表大会常務委員会第15回会議にて採択

● 2001年10月27日第9期全国人民代表大会常務委員会第24回会議における「中華人民共和國著作権法」改正に関する決定に基づき第一回改正

● 2010年2月26日第11期全国人民代表大会常務委員会第13回会議における「中華人民共和國著作権法」改正に関する決定に基づき第二回改正

不正競争防止法

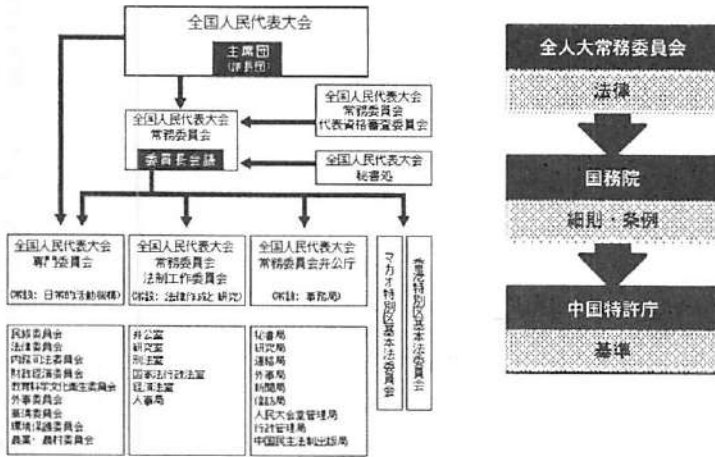
● 1993年9月2日中華人民共和國主席令第10号公布

反不正競争法

● 2007年8月30日第10期全国人民代表大会常務委員会第29回会議にて可決 2007年8月30日中華人民共和國主席令第68号公布

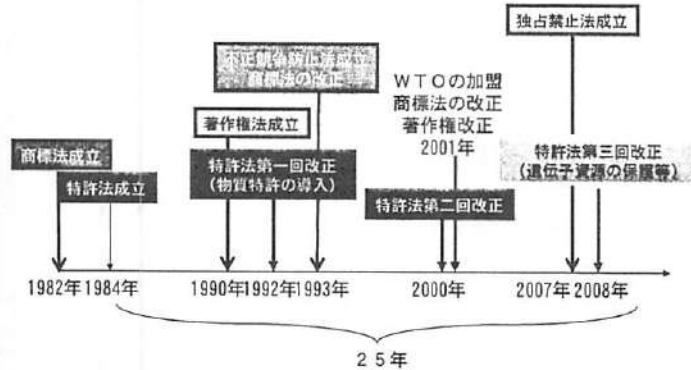
井理士 白洲 一新 白洲知的財産権事務所

立法側組織図



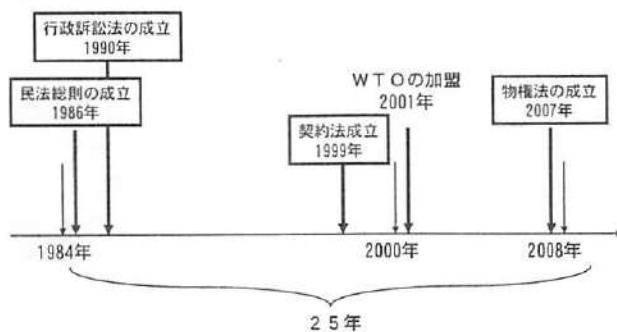
井理士 白洲 一新 白洲知的財産権事務所

知財制度の改正



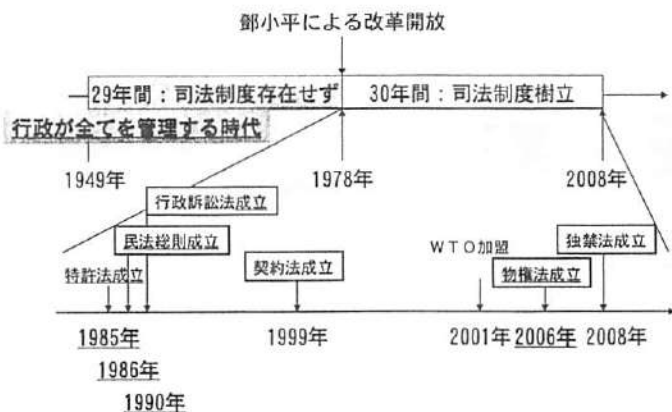
井理士 白洲 一新 白洲知的財産権事務所

特許法の改正



井理士 白洲 一新 白洲知的財産権事務所

中国の知財に関する政策



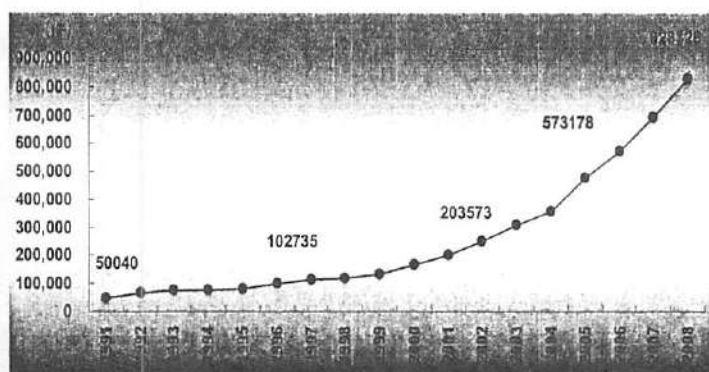
井理士 白洲 一新 白洲知的財産権事務所

特許出願・登録等のデータ

2012/7/16

井理士 白洲 一新 白洲知的財産権事務所

1991～2008年の特実意総出願の年度別統計図



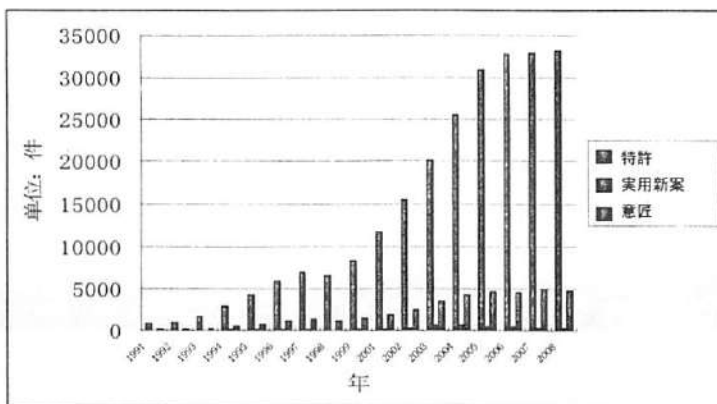
出典：中国特許庁のサイト

井理士 白洲 一新 白洲知的財産権事務所

特許出願・登録等のデータ

2012/5/10

1991～2008年の日本企業が中国での出願数（特実意別）



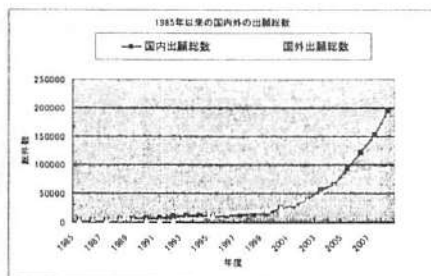
出典：中国特許庁のサイト

弁理士 白洲 一朗 白洲知的財産事務所

特許出願・登録等のデータ

2012/7/10

中国における国内外企業の出願（特実意）総数の対比



出典：中国特許庁のサイト

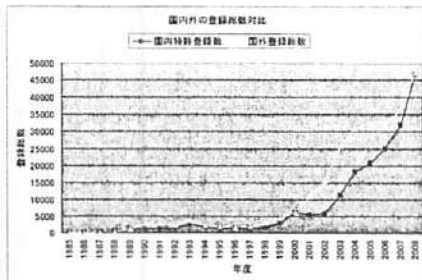
年度	国内企業出願総数	国外企業出願総数
1985	4045	4453
1986	3654	4518
1987	3515	4684
1988	4780	4872
1989	4745	4918
1990	5812	4385
1991	7572	4853
1992	10612	4387
1993	12084	7534
1994	11218	7828
1995	10071	11565
1996	11515	16582
1997	12713	26953
1998	13726	27234
1999	15558	21914
2000	25566	24480
2001	30638	32188
2002	38806	48428
2003	56785	65565
2004	65786	84347
2005	53485	75842
2006	122318	89172
2007	153268	97181
2008	134859	85155

弁理士 白洲 一朗 白洲知的財産事務所

特許出願・登録等のデータ

2013/10

中国における国内外企業の登録（特実意）総数の対比



出典：中国特許庁のサイト

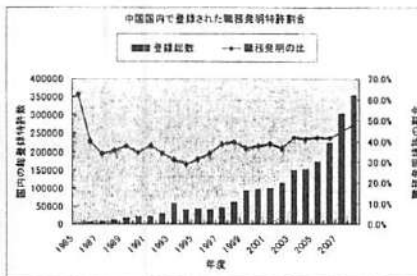
年度	国内特許登録数	国外登録数
1985	18	2
1986	32	6
1987	311	111
1988	617	408
1989	1002	1228
1990	1145	2685
1991	1311	2811
1992	1386	2588
1993	2624	2621
1994	1655	2724
1995	1548	1847
1996	1365	1581
1997	1572	1842
1998	1655	3078
1999	3057	4548
2000	6177	6104
2001	6358	10901
2002	5868	15880
2003	11404	25750
2004	18241	31115
2005	20745	32600
2006	25017	32781
2007	31515	34001
2008	46516	67116

井理士 白洲 一新 白洲知的財産事務所

特許出願・登録等のデータ

2013/10

中国国内で登録された職務発明特許割合



出典：中国特許庁のサイト

年度	登録件数	職務発明の比
1985	111	62.2%
1986	2671	49.1%
1987	8481	34.7%
1988	11253	35.1%
1989	15480	39.4%
1990	19504	35.4%
1991	21178	38.1%
1992	28319	34.7%
1993	56992	31.1%
1994	35777	25.1%
1995	41881	31.1%
1996	48737	34.4%
1997	46385	38.1%
1998	61378	39.1%
1999	92181	38.1%
2000	97536	37.1%
2001	59278	38.7%
2002	112183	37.1%
2003	149588	41.7%
2004	181328	41.7%
2005	171619	41.7%
2006	221849	41.1%
2007	301632	44.1%
2008	352486	48.1%

井理士 白洲 一新 白洲知的財産事務所

特許出願・登録等のデータ

華為のPCT出願が世界トップ

RANKING	POSITION CHANGED	APPLICANT'S NAME	COUNTRY OF ORIGIN	PCT APPLICATIONS PUBLISHED IN 2009	INCREASED OVER 2007
1	3	HUAWEI TECHNOLOGIES CO., LTD.	CN	1737	372
2	-1	PANASONIC CORPORATION	JP	1729	-371
3	-1	KONINKLIJKE PHILIPS ELECTRONICS N.V.	NL	1551	-400
4	2	TOYOTA JIDOSHA KABUSHIKI KAISHA	JP	1394	308
5	0	ROBERT BOSCH GMBH	DE	1273	127
6	-3	SIEMENS AKTIENGESELLSCHAFT	DE	1069	-555
7	2	NOKIA CORPORATION	FI	1005	180
8	5	LG ELECTRONICS INC.	KR	992	273
9	12	TELEFONAKTIEBOLAGET LM ERICSSON (PUBL)	SE	984	387
10	4	FUJITSU LIMITED	JP	983	275

出典: http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2009/article_0302.html

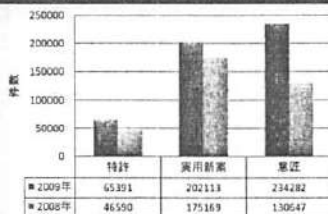
その影響

- 通信ネットワーク機器メーカー国内最大手の華為技術（華為）は、「国家の安全と利益」を盾に取った米国政府の圧力を受け、米ITベンチャー企業3リーフの資産買収を断念した。これは、中国企業による西側企業への進出に「待った」がかけられた新しい事例となった。
- 中国にとって、華為のケースは一連の案件のひとつに過ぎない。華為の米スリーコム買収も不成功に終わった。米国防総省の報告は、華為と中国人民解放軍との「極めて強い繋がり」を指摘している。華為は、米国だけではなく、英連信機器メーカー・マルコーニ（Marconi）の買収に失敗したほか、インド市場への参入も阻まれた。

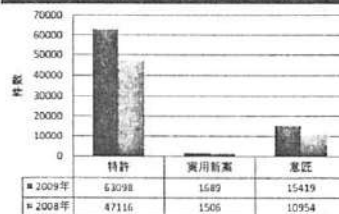
出典: http://news.senichina.com/flash/2011/03/02/022544-politics_0225_016.shtml

弁理士 白洲 一新 白洲知的財産事務所

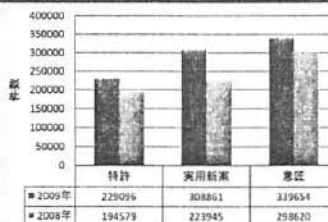
中国国内企業等への権利付与の件数



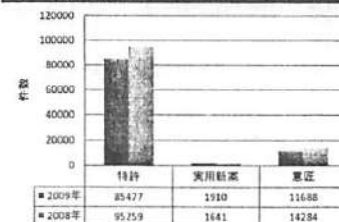
外国企業等への権利付与の件数



中国国内企業等の出願件数



外国企業等の出願件数



出典: 中国特許庁のサイト

弁理士 白洲 一新 白洲知的財産事務所

知財に関する訴訟制度

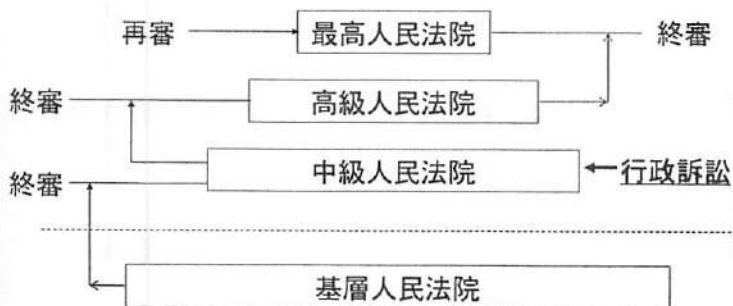
2011/5/10

弁護士 白洲 一新 白洲知的財産権事務所

・ 中国の人民法院の二審終審制

2011/5/10

知財に関する訴訟制度



弁護士 白洲 一新 白洲知的財産権事務所

中国社会の技術、知財に対する考え方（商慣習）

2011/5/30

弁護士 白洲 一新 白洲知財法律事務所

2011/5/30

● 技術を導入してきた歴史

- 建国初期（1950年代）の技術移転：（ソ連）から先進技術の導入、
- 60－70年代の技術導入：欧米・日本からプラントの導入、
- 80年代の技術移転：企業合併等を始めとする技術移転政策の黎明期、
- 90年代以後の技術移転：「契約法」の成立で契約による特定技術の導入

	2004年度	2005年度	2006年度
契約総数	8605	9902	10538
前年比増	20.69%	15.1%	6.4%
契約増額	138.56億ドル	190.51億ドル	220.2億ドル
前年比増	3.01%	37.5%	15.6%
技術費用	96.25億ドル	118.3億ドル	147.6億ドル
契約総額に占める比率	69.46%	62.1%	67.0%

弁護士 白洲 一新 白洲知財法律事務所

中国社会の技術、知財に対する考え方（商慣習）

技術を導入してきた歴史

	2004年度	2005年度	2006年度
1位	EU: 契約金額は55.1億ドル契約総額の39.7%	EU: 契約金額は90.7億ドル契約総額の47.6%	EU: 契約金額は86.5億ドル契約総額の39.3%
2位	日本: 契約金額は29.4億ドル契約総額の21.2%	日本: 契約金額は38.5億ドル契約総額の20.2%	日本: 契約金額は52.4億ドル契約総額の23.8%
3位	米国: 契約金額は29.2億ドル契約総額の21%	米国: 契約金額は34億ドル契約総額の17.8%	米国: 契約金額は42.3億ドル契約総額の19.2%

	2004年度	2005年度	2006年度
1位	電力・蒸気の供給: 契約金額は20.8億ドル、契約総額の15%	鉄道運輸業: 契約金額は29億ドル、契約総額の19.6%	電子及び通信設備の製造業: 契約金額は41.5億ドル、契約総額の18.9%
2位	電子及び通信設備製造業: 契約金額は18.7億ドル、契約総額の13.5%	電子及び通信設備の製造業: 契約金額は21.1億ドル、契約総額の11.1%	鉄道運輸業: 契約金額は39.8億ドル、契約総額の18.1%
3位	鉄金属の精錬及び圧延加工業: 契約金額は13.9億ドル、契約総額の10%	鉄金属の精錬及び圧延加工業: 契約金額は19.6億ドル、契約総額の10.3%	運送機製造業: 契約金額は15.1億ドル、契約総額の11.4%

井理士 白洲 一新 白洲知的財産事務所

中国社会の技術、知財に対する考え方 (商慣習)

知識産権 v s 知的財産権

- 同じ意味だが、取り扱いが異なる
- 財産のための知識、
- 所有物としての知識
- 工業所有権→知的所有権→知的財産権 (所有物のニュアンスが強い)

中国特許法第一条	日本特許法第1条
特許権者の合法的な権利を保護すること、発明創造を奨励すること、発明創造の応用を推進すること、革新能力を高めること、科学技術の進歩及び経済社会の発展を促進することを目的とし、本法を制定する。	この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

井理士 白洲 一新 白洲知的財産事務所

中国社会の技術、知財に対する考え方 (商慣習)

● 事業展開に大きな影響を及ぼす商慣習

- 技術を保持するよりも利益を得ることが徹底されている。
- 技術がなければ買ってくれば良い。
 - 技術は陳腐化するのでコツコツと開発、蓄積していくより手取り早く外部から導入する。
 - 日本のように長期的なスキームでビジネスを行うより、目の前にある利益を得ることが主流である。
- より利益が得られる技術等あれば、簡単に乗り換える。
 - 判断基準は利益の有無であって、技術の優劣ではない。
 - マーケットにおいて優れた技術は必ずしも優位性を有しない。
 - よって、技術の優劣は事業展開への影響を与えにくい。
 - 利益をもたらしてくれる技術は歓迎され、さらに、客観的な技術より主観的な人脈が求められる。

弁護士 白洲 一新 白洲知財法律事務所

判例紹介

2011/3/10

弁護士 白洲 一新 白洲知財法律事務所

中国で勝った判例

- アステラス製薬の案件
 - 日本企業が中国で勝ち取った知財の案件、当時では画期的な勝訴とされている。
- ファイザーのバイアグラ事件
 - 米国企業が中国で勝ち取った知財の案件、当時では話題になった案件で、中国人の考え方を伺うことができる。

中国で負けた判例

- 富士化水事件
 - 最近日本企業が中国で敗訴した事件で、日本では相当話題になり、その原因は知財戦略の失敗と考えられる。
- シュナイダー社事件
 - 仏の企業が中国で敗訴した事件で、その和解金が話題となって、中国での知財戦略を再考させられる案件である。

弁護士 白洲 一新 白洲知財法律事務所

判例紹介：アステラス製薬 vs. 深セン清華源興薬業公司事件

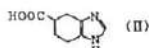
特公平6-251531

【請求項19】一般式(IIIa)

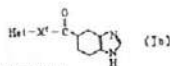
Het-X²-H (IIIa)

〔式中Hetは複素環系を意味し、この複素環系は、低級アルキル基、低級アルケニル基、低級アルキニル基、シクロアルキル低級アルキル基、アラルキル基、低級アルコキシ基、ニトロ基、水酸基、低級アルコキシカルボニル基及びハロゲン原子からなる群から選ばれた1〜3個の基及び/又は原子によって置換されていてもよい。X²は単一結合を意味し、Hetで示される複素環上の炭素原子と結合する。〕で示されるヘテロ環化合物に

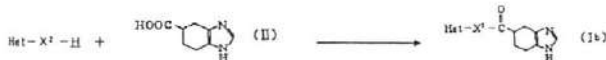
式(II)



で示されるカルボン酸又はその反応性誘導体を反応させることからなる一般式(II)

〔式中Het、X²はamino-methyl〕

で示されるテトラヒドロベンゾイミダゾール誘導体の製造法。



●北京市第二中级人民法院 民事判决书 2005 二中民初字第11763号

●北京市高级人民法院 民事判决书 2007 高民终字第38号

●塩酸ラモセトロン ramosetron

HCl (ナゼア注射液0.3mg、ナゼアOD錠 Nasea [山之内製薬])に関する特許(日本では物質特許、中国では製法特許)

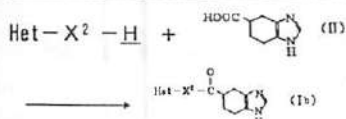
弁護士 白洲 一新 白洲知財法律事務所

判例紹介：アステラス製薬 vs. 深せん清華源興業公司事件

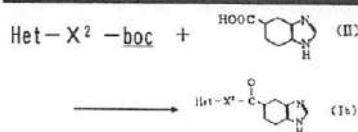
●高級人民法院の判断

- bocが保護基として用いられることは公知技術であること、
- 保護基bocと保護基Hとの間には簡単に置換可能であること、
- (基本的に) 同じ手段で同じ機能・効果を得ていること、
- (技術常識を有する) 当業者が創造的労働なく相当することができること、
- 構成要件が同じで権者の技術的範囲内にあるので、侵害を認めた。

●原告の製法

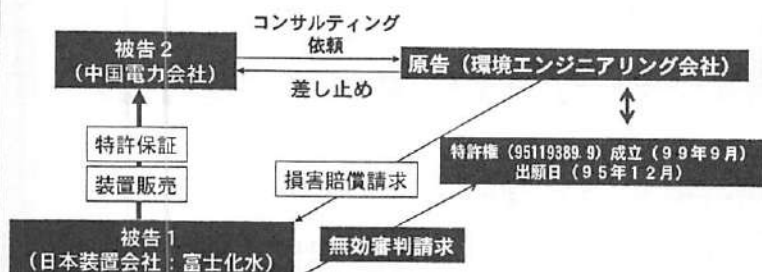


●被告の製法 (法院が証拠としてSFDAから得た被告が提出した資料から)



井理士 白洲 一新 白洲知的財産事務所

●富士化水事件



井理士 白洲 一新 白洲知的財産事務所

・ 富士化水事件

	原告 武漢晶源環境 工程有限公司	被告 1 富士化水工業株式会社 (日本)	被告 2 華陽電業 (中国)
福建省高級人民法院		差止	通常実施使用料の支払い
		損害賠償 (約 7 億円)	損害賠償なし
最高人民法院	控訴	損害賠償 (約 7 億円)	損害賠償 (共同責任)

・ アウェーでの訴訟例

- 日本企業の関わるもっとも高額な損害賠償金額の訴訟案件。
- 中国特許庁を始め、各メディアで宣伝され、これからのエコ-技術分野で中国企業が外国企業に勝った案件としてしばらく言い伝えられる。

弁護士 白洲 一樹 白洲知的財産事務所

・ 原審判決

●火力発電所に排ガス脱硫施設を設置することは、環境保護という基本的国策及び国家産業政策に合致し、発電所の電力供給は地方の経済と民生に直接影響を及ぼす。権利者の利益及び社会公衆の利益の均衡を図るため、晶源会社が華陽公司に対し侵害停止を要求する訴訟請求を行ったが、これを支持しない。しかし、華陽公司も晶源公司に対し相応の実施料を支払うべきである。

・ 最高人民法院判決

●本件排ガス脱硫システムがすでに華陽公司の発電所に据え付けられ実際に稼働していることから、もしその停止を命じたなら、現地の社会公衆の利益に直接重大な影響を及ぼす。よって、原審判決が権利者の利益と社会公衆の利益を十分考慮した上で、晶源公司の行為停止請求を支持せず、華陽公司に対し実際の使用年数に基づき晶源公司へ装置1台当たり毎年24万円を本件特許権の期限満了まで支払えと命じたことに、不適切の点はない。

弁護士 白洲 一樹 白洲知的財産事務所

● 従って、特許法で、一般論として差止請求権を無くすとか、制限するとかいうことはなかなか難しいですね。パテントトロールについて言えば、まずトロール自体の定義が非常に難しく、仮にそれが定義できたとしても、おそらく特許法の中からパテントトロール的なものに対して、差止請求権は有りませんよという条文を作ることはかなり難しいと思います。本質は権利濫用ですね。権利の監用的な行為を抑えればいいのではないかと思います。これはホールドアップ問題でも同じです。

● 加えて、例えば、その特許発明の実施を差止めたら銀行のオンラインシステムが止まってしまうとか、飛行機が飛ばなくなるとか、鉄道が止まるとか、電気が止まるとかだってあり得るわけです。これは別にトロールでもホールドアップ問題でもないのですけれども、しかしやはり止められては、社会全体が困るということがあるわけです。民法で有名な宇奈月温泉事件について、皆さんご存じだと思いますが、温泉から湯を導く引湯管が、ある人が所有する原野のほんの一部分だけを通してしまい撤去の請求がなされた事件です。

● 宇奈月温泉事件では権利濫用とされ、撤去しなくてもよいという判決がなされました。ただ、これは差止請求の事件ですね。仮にこれが原野を通っている部分の賃料の請求だったら、原告側の主張が認められたはずですが、もちろん、原野の中のほんの一部ですから、賃料はおそらく請求するに値しないような額でしょうから、差止請求をしたのだと思いますが、同じような考え方が特許でも言えると思います。これを止めたら医療機械が止まってしまつて人の命が危ないというような場合には、権利者は何も悪くないと思うのですが、差止める利益と差止められる社会の不利益があまりに遠い過ぎる場合は、権利濫用が成立し得ると私は思います。

● 「知的財産の動向と将来」中山 信弘先生（知財管理 Vol. 60 No. 5 2010）

弁護士 白洲 一新 白洲知的財産法律事務所

中国弁護士抗弁

但。晶源公司于1999年9月才正式获得专利授权，而华阳公司于1999年8月即已投入使用该装置，根据专利法第十一条的规定，即使华阳公司的行为确系使用了晶源公司的专利方法，由于使用行为在获得专利权之前，也不构成专利侵权。由于华阳公司采用

和訳

● 晶源会社は、1999年9月に特許権を取得したのに対して、華陽会社1999年8月に既に当該装置を使用していた。特許法第十一条の規定に従い、仮に華陽会社が当該特許方法を使用としても、当該特許権の取得前であり、特許権の侵害に該当しない。

特許第十一条

● 発明及び実用新案の特許権が付与された後、本法に別途規定がある場合を除き、いかなる部門又は個人も、特許権者の許諾を受けずにその特許を実施してはならない。即ち生産経営を目的として、その特許製品について製造、使用、販売の許諾、販売、輸入を行ってはならず、その特許方法を使用することできず、当該特許方法により直接獲得した製品について使用、販売の許諾、販売、輸入を行ってはならない。

弁護士 白洲 一新 白洲知的財産法律事務所

原因分析及び対策

日本富士化水工業株式会社事件の敗因

・被告側の問題：

代理人の選任に問題があること

現地パートナーに任せ切り、現場軽視

中国で自社技術について積極的に特許出願してこなかったこと

・政策上の問題：

国内公知主義、外国での証拠収集の困難度

対策

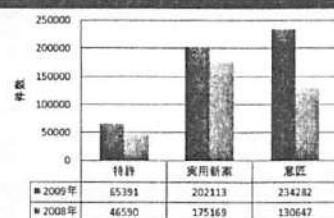
・食品における公共の利益による権利行使のリスクの検討

・特許権の内容の把握、不意打ちを防止

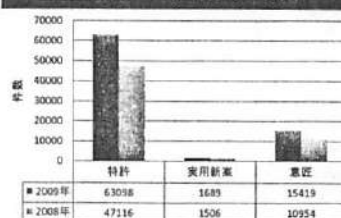
・中国における事業の阻害となる実用新案権の無効請求

井理士 白洲 一新 白洲知的財産事務所

中国国内企業等への権利付与の件数



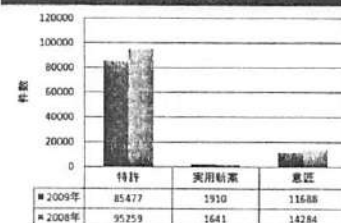
外国企業等への権利付与の件数



中国国内企業等の出願件数



外国企業等の出願件数



出典：中国特許庁のサイト

井理士 白洲 一新 白洲知的財産事務所

井理士 白洲 一新 白洲知財產權事務所

丹理士 白洲 一新 白洲知的財産権事務所

原因分析

シュナイダー社事件の敗因

・ 被告側の問題：
欧州の法制度の考え方で中国の訴訟を戦ったこと
中国のローカライズ化製品をサポートする特許出願を積極的にしてこなかったこと
・ 被告側の対策
中国というマーケットを失わずに和解に持ち込んだこと
・ 政策上の問題
国内公知主義、外国での証拠収集の困難度
実用新案権の氾濫

弁理士 白洲 一朗 白洲知財法律事務所

ファイザーのバイアグラ事件

- 出願：1994年5月13日（PCT/EP94/01580 ； W094/28902）
- 登録：2001年9月19日（第94192386.X号）
- 無効審決：2004年7月5日に、「実施可能要件」不備で第6228号無効審決
- 審決取消訴訟：2004年10月18日に北京第一中級法院に提訴、2006年6月2日に無効審決取消判決
- 控訴審：2006年6月20日に北京市高級人民法院に提訴、2007年10月29日に北京市高級人民法院が行政判決書（2006）高行終字第519号で特許を有効とする原審判決を維持し、本案を確定させた。
- これによって、ファイザーは2014年まで毎年約300億円と試算されたバイアグラの中国市場を独占することができた。



弁理士 白洲 一朗 白洲知財法律事務所

・ バイアグラ訴訟の背景

利益獲得 >> 産業の発展

● (例えば、ネット販売で) 利益を見込めるから生産設備投資の回収ができる → (無効請求人、計13社) 連合して訴訟 >> 研究開発への投資。ただし、訴訟という法律手段に訴えることは一種の進歩、知財は財産である考えは持っている。

● 世界で最も売上の高い医薬品である、アトルバスタチンカルシウム (商品名: Lipitor、販売者: Pfizer) は米国で特許無効にされたが、中国で無効審判請求されていない。

バイアグラ事件の勝因

・ 原告側の戦略:

政府による支援

積極的にメディアを使って自分の主張をアピール

適切な代理人選択

弁護士 白洲 一新 白洲知財財産権事務所

・ アウェーでの訴訟

- 知らない内に訴えられていること
- 中国の法律を理解していないため準備不足
- 未経験のために日本の基準で相手进行评估 (結果的に相手軽視)
- 被告で敗訴ならマーケットを失うこと

弁護士 白洲 一新 白洲知財財産権事務所

日本企業にとっての中国のマーケット

2011/3/10

弁護士 白洲 一新 白洲知財法律事務所

中国のマーケットの位置づけ及びその動向

2011/3/10

日本企業にとっての中国のマーケット

- 日本を抜き「第2の経済大国」になった中国は、いつ米国を追い抜くのか。為替相場換算ではなく、経済の実力により近い購買力平価ベースでは「数年のうちに」「すでに並んだ」といった専門家の推測も出ている。
- 人口構造。中国が一人っ子政策を採用して30年ほどになる。生産年齢人口（15～64歳）の増加が鈍り2015年ごろにピークアウトする。働き盛りに対する被扶養人口の比率が減る「人口ボーナス」期から「人口オーナス（重荷）」期に移る。いつまでも高度成長は続かない。
- 第2に、この方が重要だが、情報化の急進展に体制が持ちこたえられるのか。地球規模のネット情報の奔流から、世界人口のほぼ5人に1人を「隔離」し続けられるのか。
- 中国は「社会主義市場経済」を自認する。共産党の一党独裁と同義で、統制が前提の社会主義。自由・開放を志向する市場経済。両者の継ぎ目の亀裂が、ますます深まりそうだ。時は中国の味方ではなく、時が中国を追い立てているのが実相だろう。

弁護士 白洲 一新 白洲知財法律事務所

事業展開を考える上で接触すべき中国側窓口・公的機関、日本国内での専門機関

2012/3/10

弁護士 白洲 一祐 白洲知的財産機事務所

2014/5/10

・ 事業展開を考える上で接触すべき中国側窓口・公的機関

- 特許出願は中国特許庁
- 著作物は中国著作権局
- 通信やソフトウェア等は工業及び情報化部
 - ただし、中国は一党独裁なので、政府機関は民間ではなく、党の利益を重視するため、外国企業の利益のために動くことはない。
- 代理人等を経由して政府機関とコンタクトをとることが大事。
 - 縦割りの官僚組織なので、一官僚機関に人脈があっても成功しにくい。

・ 日本国内での専門機関

- ジェトロ
 - 北京事務所、上海事務所
 - ただし、ジェトロは具体的な案件には携わず、一般的な情報のみを提供し、具体的な案件については、代理人等を紹介するまで。
- 地方政府の出先機関

弁護士 白洲 一祐 白洲知的財産機事務所

・権利侵害やその可能性に直面したとき、行政上・司法上どのような保護が与えられるか

- ① 中国では法律によって知財権を行政及び司法で保護している。
 - ② 行政（主に地方政府）による差止
 - ③ 司法（全国範囲）による差止及び損害賠償

・権利侵害やその可能性に直面したとき、行政上・司法上どのような保護が与えられるか

- ① 日本における中国専門の弁護士や弁理士
- ② 中国の弁護士等
- ③ 費用：
 - ④ 特許出願：＜ 50万円
 - ④ 審判・訴訟等：＜500万円
 - ④ 事業全体的コンサルティング：ケースバイケース

弁理士 白洲 一樹 白洲知的財産権事務所

アウェーでの知財総力戦

2011/5/10

弁理士 白洲 一樹 白洲知的財産権事務所

中国での成功例（日本経済新聞電子版2011年3月6日）

● 企業に問われるのは、規模を追求しながら独自の収益モデルを築く力だ。「世界標準を作り出せる」。ダイキン工業会長の井上礼之（75）はトップ企業の威力を指摘する。11年3月期には売上高で空調世界首位の米キャリアを抜く見通し。3000億円超の金額で交渉中の米グッドマン・グローバル買収に成功すれば首位の座は盤石になる。

● 世界最大のエネルギー消費国となった中国。ダイキンは08年に最大手の珠海格力電器（広東省）と提携した。井上は社内の反対を押し切り、門外不出だった省エネ技術の提供を決断。格力の低コスト生産、部品調達力と組み合わせ、約4万円の低価格エアコンで事実上の中国標準を握った。この強みを世界に広げる土台はすでにできている。

● 上海の「三得利」ビール、「黒烏龍茶」

井理士 白洲 一新 白洲知的財産事務所

アウェーでも戦える知財戦略

- 先入観を捨てること
 - 総力戦が欠かせない。日本企業の一知的財産部が担う戦略ではなく、全社総力で担うべきである。
- スピーディに対応すること、現場主義
 - 白い猫、黒い猫の理論
 - 日本での権利は通用しない。
- 米国並みの心構え
 - 中国で、権利の取得は第一条件、それがスタート
 - 中国は大国でありながら、外国へのコンプレックス（上から目線がだめ）
- 人脈を構築、見えない壁を突破し、然るべき人に主張を届けること

これからの戦略

● これから技術を持つ日本産業にとって、利益を追求する中国企業と共同でアジア圏内の標準化を作りあげることは将来を決するキーだと考える。（戦略）

これからの戦術

● 人治国家であるため、マーケットをとるには、中国での水先案内人が必要、中国での人脈をもつ日本人を大いに育成すべき、たとえば、日本人の中国弁護士等（戦術／政策）

井理士 白洲 一新 白洲知的財産事務所

具体案件

- 石川県では、平成17年3月に新産業ビジョン「産業革新戦略」を策定、その中で医療・健康福祉産業を含む「健康・福祉予防型社会創造産業」育成を政策目標の一つに掲げた。
- 本県の機械・電気・電子産業におけるバイオメディカル分野への事業転換の動向や、地域の大学・研究機関が有する「医・薬・農・工」の研究ポテンシャルなど、地域資源の特性を見据えた新産業創出の中長期戦略である。
- 知的クラスター創成事業は、このような県の将来構想を先取りする形で、平成16年度に始まった。本事業は、ハイテクセンシング技術、IT・知識工学と臨床医学の医工連携の下で、認知症の予防・診断を目標とした脳磁計測機器やバイオセンサ等の開発、実用化を進め、これらの成果をトリガーとして、地域クラスターとしての「予防型社会創造産業」を離陸させることを目的として行ってきた。

対応策

- 高齢化社会の中国に備えて中国に適合した「健康・福祉予防型社会創造産業」戦略を構築。
 - 戦略のローカル化
- 特定の技術を出願し、中国事業の脚かきりを築くこと。
 - 日本の最先端技術（権利の確保）
 - 中国のみの実用新案、意匠等（中国での訴訟対策）
 - 技術標準のための特許出願
- カウンターパートナーを探すこと
 - 関連業界での人脈を構築すること
 - ローカルクラスターとの連携

井理士 白洲 一朗 白洲知的財産事務所

2017/7/10

技術をオープンするものとクローズするものに分けて考える



井理士 白洲 一朗 白洲知的財産事務所

中国で事業展開

● 仮想ケース：

- SARAなどの伝染病の病原菌を検出できる方法の開発に成功した日本企業が中国で事業展開する際に取るべき知財戦略
 - 中国で特許出願をするか？
 - どの部分の技術を出願するか？
 - 特許以外に知的財産権をどうするか？
 - 中国特有の伝染病の病原菌の検出に適用することができるこの方法を用いて、検出キット（製品）の開発を行うか？
 - どこで行うか？
 - 特許出願はそうするか？
 - 中国のカウンターパートナーと組むか、単独で行うか？
 - 開発に成功したらどこで生産するか？
 - 模倣品が出たらどう対処するか？
 - など

井理士 白洲 一新 白洲知的財産権事務所

ご清聴ありがとうございました！

- 連絡先：
 - 白洲知的財産権事務所
 - 221-0052
 - 横浜市神奈川区栄町16-1
 - アミティ横浜713号
 - TEL:045-548-3748 FAX:045-548-3749
 - E-mail:isshyn@shirasu-ip.com

井理士 白洲 一新 白洲知的財産権事務所

発行日：平成23年8月12日
発行者：財団法人国際民商事法センター
事務局長 小林 清則

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目6番7号 第九興和ビル別館
TEL 03 (3505) 0525 FAX 03 (3505) 0833
ホームページアドレス <http://www.icclc.or.jp>

印刷製本：株式会社進和堂印刷所
代表取締役 鈴木 隆

〒104-0043 東京都中央区湊2丁目16番26号
TEL 03 (3551) 2489 (代)